



第一次世界大戦と日本外交

田村幸策述

外務省  
百年史編纂室

外他  
125  
舞史

代以  
勝印  
寫刷

調一0289

0250

目次

第一章 開戦の経緯……………一

第一節 オーストリア・ハンガリーとセルビアとの関係……………一

第二節 グレー外相の調停提議……………三

第三節 ロシアとドイツとの関係……………七

第四節 イギリスとフランスとの関係……………一〇

第五節 イギリスの参戦とベルギー問題……………一三

第六節 戦争責任論……………一六

第二章 日本の参戦……………二〇

第三章 日英露佛の四國同盟締結問題……………二四

第四章 膠州灣租借地及び南洋諸島處分問題……………二八

第五章 日本の出兵問題……………三二

第六章 單獨不講和に關するロンドン宣言に加入問題……………三六

調一0289

0251

目次

|                |    |
|----------------|----|
| 第七章 所謂二カ條要求    | 九  |
| 第八章 日露同盟の成立    | 一〇 |
| 第九章 石井・ランシング協定 | 一三 |
| 第十章 シベリヤ出兵問題   | 一四 |
| 第十一章 バリ講和會議と日本 | 一五 |

## 第一章 開戦の経緯

### 第一節 オーストリア・ハンガリーとセルビアとの關係

一 一九一四年六月二八日オーストリア・ハンガリー王國の皇太子夫妻がボスニヤ州の主都サラエヴォにおいて暗殺された。暗殺の陰謀はセルビアの首府ベルグラードにおいて行われ連累者は主犯ガヴリロ・プリンチープ (Gavrilo Princip) を初めその外の四名悉くセルビア人であつた(註)。

オーストリア・ハンガリーのベルヒトルド外相は直ちにこれが待望しつゝあつたセルビアとの最終的清算を行う機会をとらえんと決意した。セルビアの背後にはその保護者たるロシアが控えている。従つてベルヒトルドの開戦決意はロシアがセルビアを援助して参戦した場合オーストリア・ハンガリーがドイツの支持に信頼しうるか否かを確めることを先決要件とせざるをえなかつた。七月五日特使を以てドイツ皇帝に送つたオーストリア皇帝フラ

第一節 オーストリア・ハンガリーとセルビアとの關係

1914年6月28日のオーストリア皇太子夫妻の暗殺事件

ンツ・ヨセフの親翰(ベルヒトルド外相起草)には次の如くある。

「朕の甥(皇太子)に對する犯行はロシヤとセルビアの汎スラヴ主義者(PanSlavists)どもが行いつつある煽動的運動の直接の結果である。かれら唯一の目的は三國同盟(ドイツ、オーストリア・ハンガリー、イタリア)を弱体化し朕の帝國を粉碎せんとするにある。セルビア政府がこの犯行の共犯者たることの立證は不可能であるとしても南部スラヴ民族全部をセルビア國旗の下に統一せんと専念しつつあるセルビア政府の政策がかかる犯行を奨励し朕の王室と國家を危殆に陥れずんばやまないことは一點の疑をいれない。朕の努力はセルビアの孤立化とセルビア領土の縮少とに指向されなければならぬ。最近の兇變により陛下もまたセルビアとオーストリア・ハンガリーとの話合いが問題にならないこと並に犯罪的煽動運動の中心たるベルグラードを所罰せずそのまま残す限り全ヨーロッパ君主の平和政策は脅威にさらされていることを諒得されたことと信ずる。」

ドイツ皇帝は特使に對し(一)オーストリアは今回の事件に對しても他のすべての事件に對する如くドイツの全幅の支持に信頼して差支ないこと、(二)セルビアに對する行動は遅

延を許さないこと、(三)ロシヤの態度が敵對的であることは疑をいれないけれどもそれに對してはドイツがずつと以前から準備していること、(四)オーストリアとロシヤとの戦争がさげえられないとすればドイツは同盟國たるオーストリアを支持すること、(五)ロシヤにはまだ戦争の準備ができていないから武力に訴えることは餘程考へるであらうこと、(六)オーストリアが本當にセルビアに對する戦争の必要を認めているならば萬事オーストリアに好都合なこの機會を利用しないことは遺憾であると語つた。翌七月六日ベートマン・ホルウエツヒ(ドイツ宰相)はオーストリア大使に對しオーストリアとセルビアとの紛争問題に關し意見を發表することは皇帝の任務ではないけれども、ともかく皇帝の如くオーストリアは三國同盟の義務と古い友好關係とによりドイツの支持に信頼しうるとのべた。當時ドイツがそれによつて開戦を決定したと伝えられる御前會議は開かれていない。しかし七月六日皇帝は例年の如く北洋巡遊に出發前陸海軍の代表者を招きヨーロッパに紛争の發生する危険あることを警告したことは事實である。開戦後に發表されたドイツ政府の白書(開戦の顛末を記述したもの)は當時ドイツ政府がいかなる心境にあつたかを次の如く説明している。

「われわれはセルビアに對するオーストリアの戦争的態度がロシヤをその戦争に巻き込

むこと、従つて同盟國としての義務に基くドイツもその戦争に巻き込まれるに至ることは十分承知していた。しかしわれわれはオーストリアの死活的利益が問題になつては以上わが同盟國に對しその威嚴と兩立しない譲歩的態度を勧告することもできなければオーストリアに對しドイツの援助を拒否することもできない。況んやわがドイツ自身の利益がセルビアの煽動的運動によつて脅威されているにおやである。もしセルビアが引續きロシアとフランスの支持の下にオーストリアの存立を脅かすとすればその結果オーストリアは次第に崩壊し全スラヴ民族はロシアの権力下に入りこれがため中央ヨーロッパにおけるチュートン民族の地位は保持されなくなる。オーストリアがロシアの汎スラヴ主義の壓迫によつて精神的に弱体化すればドイツに對する東と西との二つの隣國からの脅威が益々増大しつゝあるに拘らずドイツは同盟國としてのオーストリアを信頼しえなくなる。

(註) ボスニア、ヘルツェゴヴィナの二州には二百萬以上のセルビア人が居住し多年にわたつてセルビア人の強い民族運動が行われてきた。この運動は二州がまだトルコの領土であつた一九世紀の七〇年代にはトルコに對する反亂として現われ遂に露土戦争(一八七七年)にまで發展した。露土戦争の結果ベルリン條約(一八七七年)により二州はオーストリアの占領及び行政下に入つた。しかしセルビア人の民族運動は依然として繼續された。

占領當時オーストリアはトルコに對しこの占領は「二州に對するトルコ皇帝の主權を損傷するものでない」と誓約したに拘らず、三〇年後の一九〇八年突然二州の併合を斷行した。セルビア人の激怒は甚大であつた。新聞紙のうちには「即時動員とオーストリアに對する生か死の戦争」を要求するものもあつた。セルビア政府はこの併合を以て「セルビア人の感情と利益と權利とに對する深大な非行である」として列強に訴へた。セルビアのかかる態度とセルビアの保護者を以て任ずるロシアの憤慨とは將にヨーロッパ戦争を巻き起す一歩手前まで進んだ。しかし日露戦争に敗れた直後のロシアには新しい戦争を賭するだけの國力の回復がなく怒を吞んでセルビアを見捨てざるをえなかつた。「今は戦争を始める時機でない。それは自殺に均しい。セルビアはその意圖をかくして準備をしなければならぬ。そうすればやがて喜びの日がくる」とはロシアの陸軍大臣グチコフがセルビア公使を慰め且つ激勵した言葉であつた。國際的緊張を續けること六カ月にして一九〇九年三月三十一日遂にセルビア政府からオーストリア・ハンガリー政府に對し「セルビアはボスニアに關する既成事實がセルビアの權利に影響なかつたことを認め列強がベルリン條約第二五條に基いて行つた決定に服従する。セルビアは大國の勸告に敬意を表し昨年の秋以來ボスニアの併合に關してつてきた抗議と反對の態度とを今日以後放棄することを約束する。なおセルビアはオーストリア・ハンガリーに對する政策の方向を變更し將來は善隣の誼を以て生活する」との聲明を行ひ二州の併合事件はセルビアの波瀾いりに終つて一應の落着きを見せた。しかしセルビアの民族的悲憤(バルカン半島の南部に居住するスラヴ民族即ちセルビア人、クロアチヤ人及びスロヴェン人を統一して大セルビア國を建設せんとする志望)は少しも衰えないのみならずその後發生したバルカン戦争(一九一二年)の成功によつて益々強化された。然るにこれら南部スラヴ民族(今日はユーゴスラヴ國に統一された。ユーゴとは南を意味する)の大部分はオーストリア・ハンガリーの領土内に居住している。従つてセルビアの民族的悲憤の達成はオーストリア・ハンガ

第一節 オーストリア・ハンガリーとセルビアとの關係

第一章 開戦の経緯

六

リー領土の少なからざる部分の分離を意味する。即ちセルビアの民族的志望はオーストリア・ハンガリーの領土的犠牲において行われざるをえないところに困難があつた。

二 ドイツから支持の確約を取付けたベルヒトルド外相は七月七日閣議の席上(一)セルビアの陰謀を今回限り終止符を打たしめなければならぬ時機がきたこと、(二)ドイツは支持を約束したこと、(三)セルビアに對する攻撃は必ずしもロシヤとの戦争を伴うものではないとの意見をのべた。ハンガリー首相チツサを除く他の閣僚全部はセルビアに對しては純然たる外交上の成功を博しても無價値であるからセルビアが必ず拒絶するような峻厳な要求を提出すべきであることに意見が一致した。七月一九日の御前會議においてセルビアに提出すべき要求条件と七月二三日を以てこれを提出すべきことを確定し、オーストリアはセルビアを併合しないという条件の下にチツサ首相の同意をえた。しかしベルヒトルドは戰略的國境の修正とセルビアの一部を他國に割譲すべきことを主張した。七月二三日午後六時セルビア政府に提出された要求条件は一〇ヶ條から成り四八時間の期限(七月二五日午後六時満了)をつけた最後通牒である。

(一) オーストリア・ハンガリーに對する憎惡と輕蔑とを煽動する一切の出版物並にオーストリア・ハンガリーの領土的保全を害する一般的傾向をもつ一切の出版物を彈壓すること

(二) ナロドナ・オドブレナ(Narodna Odbrana)と稱する團體を即時解散してその宣傳道具を沒收すること、その他の團體及び支部にしてオーストリア・ハンガリーに反對する宣傳を行うものに對しても同一措置をとること、解散された團體が別の名稱または形態を以て活動を續けることを阻止するため必要の措置をとること

(三) 教育者と教育方法との両面にわたりオーストリア・ハンガリーに反對する宣傳を助長するに役立つ一切の事項を公共の教育から遲滞なく削除すること

(四) オーストリア・ハンガリーに反對する宣傳を行った一切の士官及び官吏を軍隊及び行政部から罷免すること、その氏名及び行跡は追つて通告する

(五) オーストリア・ハンガリーの領土的保全に對する破壊的運動の彈壓に關しセルビア國內においてオーストリア・ハンガリーの代表者が協力することを受諾すること

(六) 六月二八日の陰謀の共犯者にしてセルビア領土内にある者に對し司法上の手續をとること、オーストリア・ハンガリーの代表者とその取調に参加すること

第一節 オーストリア・ハンガリーとセルビアとの關係

七

(七) サラエヴォ事件の連累者たるタンヨシッチ少佐と國家公務員チガノウィッチとを遅滞なく逮捕すること

(八) 武器及び爆發物の不法取引を防止すること、國境通過を容易にしてサラエヴォ事件の犯人を助けた國境勤務の役人を罷免して嚴罰に處すること

(九) セルビアの高官にして六月二八日の兇變にも拘らずなおオーストリア・ハンガリーに對し敵對的言辭を弄するものあることに關し説明を與えること

(一〇) 右九カ條にかかげた措置をいかに實行したかを遅滞なく通報すること

この最後通牒を受取つたセルビアの大藏大臣(首相兼外相バシッチは旅行不在中)は直ちにその内容をロシアの代理公使に通告しロシアの援助を求めると同時にいかなるセルビア政府もオーストリアの要求を受諾しえないであらうとのべた。翌七月二四日セルビア攝政はロシア皇帝に親電を送り「オーストリア・ハンガリーの要求はセルビアにとつて不必要に屈辱的であり且つ獨立國としての威信と兩立しないものを含んでいる」とのべ「期限満了の上は現在わが國境に集結中のオーストリア・ハンガリー軍によつて攻撃される。しかしわれわれは自己を防衛する力はない。仍つてできうる限り援助されんことを陛下にお願いする、陛下

の高潔なスラヴ精神がこの訴えをお聽届けないことはあるまい。この危機に當り全セルビア人の感情を代表して陛下がセルビア王國の運命に利害關係をもたれることを陛下にお祈りする」と訴えた。旅行先から歸つたバシッチ首相は直ちにロシア代理公使に對し「(一)セルビアは受諾しうることと受諾しえないことを明示して所定の期限内に回答する積りであること、(二)本日列強に對しセルビアの獨立を防護するよう訴えること、(三)戦争がさげえられなければセルビアは戦争を辭しないと語つた。

四 この最後通牒に對するロシア、フランス、ドイツ、イギリス四大國の反應は次の如くである。サゾーノフ外相は英佛兩國大使と會見し「(一)オーストリアの行動は挑發的にして不道徳であること、(二)オーストリアは事前にドイツと相談しなければかかる行動をとりえないこと、(三)オーストリアの要求のうちには全然受諾できないものがあること、(四)イギリスがロシアとフランスとに連帯(solidarity)するとの宣言を發表せんことを希望するとのべた。フランス大使は外交上の交渉においてフランスが強力にロシアを支持する外必要が起ればロシアとの同盟に基くすべての義務を履行する意圖あることを明かにした。ドイツ政府は「(一)今回の事件は専らオーストリア・ハンガリーとセルビアとの間においてのみ解

決されうる問題であること、(二)大國はこの問題を兩直接關係國に保留するよう努力すべきこと、(三)ドイツ政府は火急に紛争の局限化を要望すること、(四)他の大國が干渉すれば種々の條約上の義務があるため不測の結果を招くに至るとの意見を列國に通知した。

五 セルビアに對する最後通牒の寫を受取つたグレイ外相はオーストリア・ハンガリー大使に對しオーストリアとセルビアとの紛争の理非曲直の問題はイギリス政府の關心事ではない、イギリスはただこの問題の發展をヨーロッパ全體の平和という見地からのみ心配していると語り、直ちにフランス大使を招致し自分は本日(七月二十四日)午後ドイツ大使に對し(一)最後通牒の提出がロシアとオーストリアとの葛藤に導かなければイギリスとしては心配する必要はないこと、(二)しかしロシアが最後通牒に關しロシアにも關係があるとの見解をとれば最後通牒の條件が極めて峻嚴であるからイギリスとしてはロシアに對し抑制的偉力を行使することは全然できないこと、(三)故に調停的または抑制的偉力を行使しうる唯一の方法はセルビアに直接利害關係をもたないドイツ、フランス、イタリア、イギリスの大國が平和のためにオーストリアとロシアに對し同時に働きかけることであると告げる積りであると語つた。フランス大使はこれに對し(一)四大國による調停の機會がありうるとす

ればフランス政府は喜んでこれに参加すること、(二)しかしロシアがなんらかの意見を開陳するか、行動をとるまでロシアに對し何事もいいえないこと、(三)ともかく二日後にオーストリアの軍隊がセルビアに進軍すればロシアも輿論に動かされ行動を餘義なくされ調停は時機を失することになると答えた。グレイ外相は重ねて(一)ロシアとオーストリアとの葛藤が明かになるまではロシアに對し何事もいい出す積りはないこと、(二)もしオーストリアがセルビアに進軍してロシアが動員すれば四大國は調停の期間オーストリアとロシアに進軍とセルビアに進軍してロシアが動員すれば四大國は調停の成功にはドイツの参加が必須要件であると語つた。一方グレイ外相はセルビア政府に對し苟もセルビア官吏にして皇太子夫妻の暗殺に共犯關係あることが立證されるればオーストリアに最完全な満足を得るべきであると勸説した。

七月二十五日午後五時五八分(期限満了二分前)セルビア政府は最後通牒の第五項と第六項とを除くその他の要求條項全部を受諾した。しかしオーストリア公使はその回答を以て不満足としセルビアとの國交を断絶してベルグラードを去つた。



### 第二節 グレー外相の調停提議

一 七月二六日グレー外相は豫ての考案に基き(一)イギリス、フランス、ドイツ、イタリアの四大國代表が至急ロンドンに會合し現在の紛糾を防止するためその争點を發見すること、(二)その會議の結果が判るまで軍事行動の中止をセルビア、オーストリア、ロシアの三國に要求することに関しドイツ、フランス、イタリアの各外相の意向を正式に問合むす訓令を發した(“Would the Minister for Foreign Affairs be disposed to instruct the Ambassador here to join with the representatives of France, Italy, Germany and myself to meet in Conference immediately for the purpose of discovering an issue which would prevent complications? If so, representatives at Belgrad, Vienna and Petrograd should request that all active military operations should be suspended pending results of conference”).フランスとイタリアは直ちにこれを承諾した。しかしドイツのヤゴー外相はイギリス大使に對し(一)イギリスの提案は事實上仲裁裁判を行うに等しいのであるからオーストリアとロシアからの要求がない限りドイツはこれに參加しえないこと、(二)オーストリアの動員はいまだ部分的に過ぎないこと、(三)もしロシアがドイツに對し動員すればドイツも動員せざるをえないこと、(四)即ちロシアの動員が南部に止まればドイツは動員しないけれども北部に動員すればドイツも動員せざるをえないこと、(五)ロシアの動員制度は複雑で動員の場所を正確に突止めることが困難であること、(六)故にドイツとしては奇襲をうけないよう極めて用心しなければならぬと答えた。一方ロンドンのドイツ大使は直接グレー外相に對し、(一)ドイツ政府は主義として四大國によるロシアとオーストリアとの間に調停を行うことを受諾するけれどもオーストリアが攻撃された場合には同盟國としてこれを援助する権利を留保しなければならないこと、(二)イギリスからロシアに對し戦争の範圍を局限しヨーロッパの平和を保持するよう勸説してくれと要請した。グレー外相はこれに對し(一)セルビアの回答はオーストリアの要求に應ずることにおいて豫想以上であること、(二)これはロシアがセルビアに協同的偉力(moderating influence)を行使した結果に外ならないこと、(三)今や緩和的偉力(consolatory influence)を行使する必要のあるのはオーストリアに對してであること、(四)オーストリアがセルビアの回答を無價値なものとしてセルビアに進軍することはその結果のいかんを顧みずセルビア打倒の決意と認めざるをえないこと、(五)少くともセルビアの回答を討議の基礎として取扱わざるべからざること、(六)ドイツがこのことを

オーストリアに勸説すべきであること、(七)もしドイツがロシアに對してオーストリアを援助するとすればそれはドイツがオーストリアの打倒されることを坐視しえないがためであるに相違ないこと、(八) そうなればオーストリアとセルビアとの紛争を超越した他の問題を惹起し他の大國をそれに巻き込み「戦争はかつて見られない最大」(The war would be the biggest ever known)なものになること、(九)ドイツが平和保持のために努力する限りイギリスもこれと緊密な接觸を保つと語つた。

二 七月二七ロオーストリア大使はグレー外相を訪問しセルビアがオーストリアの要求を受諾しないため自衛上やむをえず戦争を決定したことを披瀝しイギリス政府の同情に信賴する旨を申込むと同時に外相の質問に答へセルビアの回答は紙面の上では満足なものに見えるかも知れないがセルビアがオーストリアに對し破壊活動を行わないという本當の保障であるオーストリア官吏及び警察の協力という一點(第五項)はこれを拒絶していると説明した。グレー外相はこれに對し(一)オーストリアはセルビアがかかる回答を行つた後なるにも拘らず、なおロシアを紛争に巻き込む危険を冒かさずしてセルビアに戦争を仕掛けると考へてゐるようであるが、セルビアに戦争を仕掛けながらロシアをも満足させうれば至極結構であるけ

1914年7月28日  
オーストリアセルビアに對する宣戦布告

れども、そうでないとする結果は測し知るべからざるものがあること、(二)ロシアにおいてはセルビアの回答によつて緊張は緩和されるものと期待してゐた、然るに却て緊張が増大するに至つたことを知れば事態は著しく重大化すること、(三)ヨーロッパに對する影響は既に不安の域に達したこと、(四)イギリスが本日艦隊の集結を解かない命令を發したことはかかる不安の一例證である。ヨーロッパにおける大火災の可能性あるこの際イギリス艦隊の分散は不可能であること、(五)ともかくセルビアの回答は一國がうけた最大の屈辱と自分には思われるにも拘らずこれをオーストリアが不満足として恰も全面的な拒絶であるかの如く取扱うことは失望にたえないとのべた。翌日イギリス大使からベルヒトルド外相に對し四大國が平和のために努力(大使は殊更調停という言葉をさけた)することがイギリス政府の願望であると説明したところ外相は靜かに而も毅然として(一)セルビアの回答を基礎とする討議には應じえないこと、(二)本日セルビアに對し宣戦を行うこと、(三)本件は直接の關係者たるオーストリアとセルビア間において直接解決すべきものなること、(四)ロシアは領土的膨脹を目的としないオーストリア今回の作戦に反對すべき理由はないと答へた。

三 七月二八日オーストリアのセルビアに對する戦争は宣言された。この日ドイツの宰相

はイギリス大使を招き(一)ドイツとしてはロシアとオーストリアとが直接友好的に事態を討議するよう努力しつつあること、(二)ロシアが南部に一四カ軍團の動員を行ったことが事實とすれば事態極めて重大であつてオーストリアに對し緩和的態度をとれと勧めえないこと、(三)いまだ部分的にしか動員しないオーストリアがロシアと同様の措置をとりそれがため戦争になれば責任は全然ロシアにあること、(四)オーストリアとセルビアとの紛争は純然たるオーストリアの關心事であつてロシアには無關係なことであるとのべた。翌日グレー外相はドイツ大使に對し(一)オーストリアとロシアとの直接交渉による協定が可能であればそれが最上の解決策であるからその見透があれば自分の提案を迫る積りはないこと、(二)しかし自分のえた情報によるとオーストリアはロシアとの直接交渉を拒絶したこと、(三)新聞電報によるとドイツはロシアとオーストリアとの間に調停を行うことには主義上賛成するけれども特定の會議などの方法によることは餘りに形式的であるとの考えのようであるが、果して然らばドイツ政府は四大國がロシアとオーストリア間の戦争を防止するために共同に偉力を行使すべき方法を自ら提議すべきであると勸説した。グレー外相は言葉を續けて(一)既にフランスもイタリも承諾してゐること、(二)調停または調停的偉力を行使するといふ

構想(The whole idea of mediation or mediating influence)に關し自分の提案が受諾されなければドイツの提議するいかなる方法によつてもその構想を實行に移す用意あること、(三)ドイツさえボタンを押せばその構想はドイツが可能と信するいかなる方法によつても實行に移される用意があることを語つた。

### 第三節 ロシアとドイツとの關係

一 ベルヒルト外相の戦争決意が當初から極めて強固なものがあつた如くサゾノフ外相の戦争決意もまたこれに比較して少しも劣らないものがあつた。ロシアとセルビア間にはドイツとオーストリア間におけるが如く同盟關係こそなければ汎スラヴ主義(Dan Slavism)を紐帶として同盟以上の緊密な關係にあつた。従つてオーストリアとセルビアとの紛争がオーストリアとロシアとの紛争に進展することは免れえない。一方ドイツとオーストリアはロシアを假想敵として同盟條約を結んでゐる。従つてオーストリアとロシアとの間に紛争が起ればそれが再轉してロシアとドイツとの紛争に進展することもまた當然でなければならぬ。更にロシアとドイツとの間に紛争が起ればドイツを假想敵としてロシアと同盟條約を結

んでいるフランスがその紛争に巻き込まれないことは期待できない。これオーストリアがセルビアに宣戦してから僅か四日後に忽ちにしてドイツ、ロシア、フランスの三大國が相次いで戦争に参加した所以である。事茲に至つてはたとえドイツによるベルギーの中立侵害がなかつたとしてもイギリスが全ヨーロッパを蔽う大火災に超然としてこれを傍觀しえないこともまた容易に理解しうるころである。況んやベルギーの中立侵害に加うるにフランスとの海軍協定の存在するに於いておやである(註)。

(註) ヤゴでトルコとブルガリヤがドイツとオーストリア・ハンガリー側に加担して参戦し、他方においては日本、イタリー、ギリシヤ、ルーマニヤがイギリス、フランス、ロシア側に加担して参戦し、最後にヨーロッパの交戦國がいづれも疲れ切つてロシアの如き革命まで起す段階になつて初めてアメリカが参戦しここに第一次世界大戦の勝敗が決定された。戦争に参加して却て軍事的にも經濟的にも國力を増大した日本があつたけれどもヨーロッパ戦争の勝敗を決定するだけの力は勿論なかつた。かくの如くにして第一次世界大戦の戦敗國はドイツ、オーストリア、ハンガリー、トルコ、ブルガリヤの四國となつた。しかし戦争の末期にオーストリア・ハンガリーの「物上連合」が解體されたため平和條約はドイツとのヴェルサイユ條約(一九一九年六月二十八日調印)、オーストリアとのサン・ジェルマン條約(一九一九年九月一〇日調印)、ブルガリヤとのメイデー條約(一九一九年十一月二十七日調印)、ハンガリーとのトリانون條約(一九二〇年六月四日調印)、トルコとのローザンヌ條約(一九二三年七月二三日調印)の五つが成立した。

ロシアの動向

二 ドイツ政府の白書によると小國セルビアが大國オーストリア・ハンガリーからスラヴ人種の居住する東南地方の領土を奪わんとする企てを繰返すことは「その意圖をロシアが支持してくれると信じているがためのみである」(It could only do this because it believed itself supported in its intentions by Russia)と断定してゐる。ドイツとしてはオーストリアとセルビアとの紛争はオーストリアがセルビアと解決すべきオーストリアにのみ關係する事項であるという見解の下に戦争をオーストリアとセルビア間のみ局限すべきであるという主張であつた。然るにロシア政府はオーストリアが最後通牒を發送するやこれを以て「最大の憂慮」(the greatest anxiety)とし「この紛争に無關心たりえなす」(can not remain indifferent)と聲明し、七月二十六日オーストリアがセルビアの領土を奪う意圖はないと宣言したに拘らずこの日から動員を始めた。仍つてドイツは直ちにロシアに對し「ロシアが軍事措置を準備することとはドイツをしてこれが對抗措置(それは陸軍の動員から成る)を餘義なくせしめる。しかし動員は戦争を意味する。オーストリアはセルビアの獨立に手をふれないといつてゐるのであるからロシアが待てないことはない筈である」と通告した。ドイツはまた七月二十六日のグレー外相の四大國會議の提案に對しては「調停は單にオーストリアとロシア間の關係にのみ

止めこれをオーストリアとセルビア間の紛争にまで擴げてはならない」という方針をとり、グレー外相第二回目の提議（七月三十一日）はこれをオーストリアに傳達してその採擇を勧めたけれどもセルビアとの開戦後であつて時機既に遅れたとの返事であつた（註）。加之ロシヤの動員によつて萬事は打ち壞されたといふのである。事實ロシヤはオーストリアの二二カ師團の動員に對し五五カ師團を動員し七月三十一日には全陸海軍の總動員を決定した。ロシヤの陸軍大臣スホムリンフによると皇帝は七月二十九日午後總動員の命令に署名されたけれどもドイツ皇帝からの親電に接し動員はオーストリアに對してのみこれを行ふべき命令に改められた。しかし陸軍大臣と參謀總長とは皇帝とドイツの陸軍武官とは秘密にして總動員の進行を續けた。この命令不服従は當時發見されなかつた。何となれば七月三十一日午後サゾーフ外相、陸海軍大臣はオーストリア軍によるベルグラード（セルビアの首府）の砲撃を聞き總動員の必要を認め同夜皇帝の同意をえて翌早朝これを全國に布告した。數時間後にオーストリアも總動員を行いドイツは「戦争危機状態」(Dringliche Kriegszustand)を布告した。

七月三十一日夜半（午後一二時）ドイツ大使は次の如き通告をサゾーフ外相に手交した。「交渉が依然繼續中なるに拘らず且つまたドイツは只今まで動員準備を行わなかに拘ら

1914年8月1日  
ドイツのロシヤに對する戦争状態を通告した

ザロシヤはその全陸海軍の動員を行つた。それはまたドイツに對する動員を意味する。ロシヤがかかる措置をとつたためドイツは國家の安全のため戦争危機状態を宣言せざるをえなかつた。しかしそれはまだ動員を意味しない。しかしロシヤが一二時間以内にドイツ及びオーストリア・ハンガリーに對するすべての戦争措置を停止し且つその停止した旨を確定的に通告しなければ動員を行わざるをえない。

これに對しロシヤ政府は遂になんらの回答をも與えなかつた。仍つてドイツ皇帝は八月一日午後五時全陸海軍の總動員を命じ同日午後一二時五分ロシヤに對し同國との間に戦争状態の存在を通告した。

(註) 七月三十一日グレー外相がドイツに申入れた第二回目の提議は(一)オーストリアがベルグラードの占領を以て満足しセルビアとの全面的解決問題を討議することに同意すればロシヤは動員を中止すると思ふこと、(二)しかしオーストリアが進軍の制限に同意しない限りイギリスはロシヤに動員中止の勸告を行ないこと、(三)ドイツに合理的な提案があればイギリスはそれを擧げてロシヤとフランスを説得すること、(四)これらがこれを拒絶すればイギリスはその結果には關係しないこと、(五)そうでない限りフランスが巻き込まれればイギリスも引摺り込まれるとの決然たる聲明を行つた。ドイツはこれに對しロシヤに要求した動員解除に關する申出の返事をうけるまでどんな提案も考慮しえないという態度をとつた。

第三節 ロシヤとドイツとの關係

モロコシ事件

第一章 開戦の経緯

第四節 イギリスとフランスとの關係

一 七月二九日グレー外相はドイツ大使に「有名な警告」を與えるに先ち同日フランス大使を招き自分がドイツ大使と友好的な會談を續けるがためイギリスは傍觀するものとドイツが「誤つた安全感」(sense of false security)に陥らないよう警告する積りであるが、それと同時にイギリスの輿論は數年前のモロコシ事件當時とは異なつた角度から現在の紛糾を眺めてゐる、即ちモロコシ問題はフランスとイギリスとの特別協定の對象たる問題に關しドイツがフランスに喧嘩を仕掛けた事件であつたけれども今回の事件はオーストリアとセルビア間の紛争であつてイギリスが手を下さざるをえない事件ではない、たとえその紛争が發展してロシアとドイツ間の紛争になつてもなおイギリスが手を下さなければならぬ事件ではない、それはチュートン民族とスラヴ民族との争覇戦 (a question of the supremacy of Teuton or Slav) 即ちバルカンにおける兩者の争覇戦である、イギリスの考は常にバルカン問題のため戦争に引摺り込まれることをさけるにある、故にたとえドイツがロシアとの戦争に巻き込まれ、次いでフランスが巻き込まれてもイギリスとしてはなお考慮すべき問題であつて決心してゐない、フランスの参戦はフランス自身の喧嘩のためではなくロシアとの同盟によりフランスの

フランスの同盟條約上の義務を履行せしむるに必要なる行動を決定するに於て (7月29日)

Famous Warning

名譽と利益が然らしめるためである、然るにイギリスにはそんな約束はない、イギリスは自己の利益が要求するところに従つて決心しなければならぬ、自分はこれからドイツ大使にイギリスが傍觀すると思つてはならないと警告する積りであるがこれはまたイギリスが戦争の場合とるべき行動(フランスの援助)を決定してゐる意味と誤想してならないと語り、一面ドイツに中立の約束を拒否すると同時に他面フランスに援助の約束を拒絶する趣旨を注意した。フランス大使はこれに對しイギリスはバルカンの紛争、チュートンとスラヴとの争覇戦には干渉しない、しかしその他の紛争が起りドイツとフランスがそれに巻き込まれて問題がヨーロッパの覇權 (hegemony of Europe) を争うことになつた場合には必要な行動を決定するに於て了解したと答へ、フランスはドイツがロシアを攻撃する間中立を守れとドイツから要求がくるものと豫想してゐる、しかしそんな中立保持の保障は與へえない、フランスはロシアが攻撃されるればこれを援助する同盟條約上の義務を負担してゐると附言し飽くまでロシア援助の決意を語つた。この日(七月二九日)午後グレー外相はドイツ大使に對し「有名な警告」(famous warning)を與えた。外相曰く今日は全然個人的且つ友好的に自分の胸中にあることを申し上げたいと前提し(一)時局は極めて重大になつたけれども紛争が現に

關係してはる範圍に局限される限りイギリスはこれに干渉する考はない、(二)しかしドイツがその戦争に巻き込まれ次いでフランスがこれに従うことになれば紛争は重大化してヨーロッパの利益を包含するものになる、(三)自分は大使が自分との會談が友好的であるがために誤つてイギリスが戦争の圏外に傍觀するものと考えることのないよう希望せざるをえない、(四)事態が悪化すればイギリスは干渉するなど強迫したり壓迫を加えるようなことをいったりしたりする積りはない、(五)ドイツが戦争に巻き込まれなければ、否なフランスが巻き込まれなければ、イギリスが干渉することは問題にならない、(六)もし問題が發展してイギリスの利益が干渉を要求することになればイギリスは直ちに干渉しなければならぬ、その決定は極めて迅速であることは他の強國が決定を行う場合と同様である、(七)平和への努力が失敗し紛争が發展して實際上ヨーロッパのあらゆる國を巻き込むに至つた場合、大使との會談が友好的であつたがために大使またはドイツ政府をしてイギリスは行動に出でないものと誤想せしめたとか、かく誤導されなかつたならば事件のコースは異なつていたであらうなどの非難をうけたくないと打開けた。これに對しドイツ大使は反對しなかつたのみならず時局に關する見透として大使が既に本國政府に報告したと一致すると答えた。換言す

れば「ドイツはイギリスがどんなことがあつても傍觀するものと考えてはならぬ」(「Germany must not count upon our standing aside in all circumstances」)と云ふ警告である。

このグレー外相の警告と行違ひにこの日ドイツの宰相はイギリス大使を招き(一)オーストリアがロシアから攻撃をうければドイツはオーストリアの同盟國としてこれを援助する義務があるからヨーロッパの大戦はさげえられない、(二)イギリスの政策はフランスが打倒されることを傍觀しえないことにあると思われ、(三)しかしフランスを打倒することはドイツの目的ではない、(四)それでイギリスの中立が確實であればドイツはフランスの犠牲において領土上の獲得を目的としないというあらゆる保障を興えうると語り、更に大使の質問に對し、(五)フランスの植民地に關しては同一の約束は興ええない、(六)オランダに關してはドイツの敵國がオランダの保全と中立とを尊重する限りドイツも同一の態度をとる、(七)ベルギーに對しドイツがどんな行動をとるかにはフランスの行動に依存する、しかしベルギーがドイツの敵國に加擔しない限り戦争終了後ベルギーの保全は尊重する、(八)自分は英獨間に一般的中立協定を結びたいと思つてゐる、勿論今日その細目を論ずることは時期尚早である、イギリスさえ中立の保障を興えうればこの考案の實現を期待しうると語つた。これに對し

レー外相は(一)イギリスはかかる条件でイギリスを中立に拘束せんとするドイツの提案を  
一瞬間も受け入れることはできない、(二)宰相の要求はフランスの植民地が奪われフランス  
本土が打ちめされるのをイギリスに傍観せよというに均しい、(三)ドイツの提案が物質的  
見地からも受諾不能である理由はフランスのヨーロッパにおける領土は失われぬにしても  
打ちめされたフランスは大國としての地位を失いドイツの政策に従属することになる、(四)  
加之フランスの犠牲においてドイツと取引するとはイギリスの耻辱とするところであつてイ  
ギリスはその名譽を取返しえない、(五)ドイツの要求はまたベルギーの中立に對するイギ  
リスの義務または利益を賣渡せよというに均しい、そんな取引をする氣持もない、(五)従つて  
將來の一般的中立協定が現在イギリスの手足を拘束する代償として十分な積極的利益を提  
供するか否かを検討する必要はない、(六)イギリスとしては戦争になつた場合情勢の要求に従  
い「完全な行動の自由」を保持しなければならない、(七)實は現在の危機が無事に過ぎ去り  
ヨーロッパの平和が保持されればドイツも仲間に入れた協定を結んでロシア、フランス、  
イギリスの三國がドイツ及びその同盟國に對し侵略的または敵對的政策をとらない保障を興  
えることを努めたい考である、(七)これまでそんな思想は確定的提案の題目を構成するには

餘りにもユートピア的であつた。しかし現在の危機が去ればこれまでよりも大國間の接近を  
可能ならしめようと思ふとイギリス大使に回訓した。

二 グレー外相の右の警告に接したドイツ政府は直ちにオーストリア政府に對しオストリ  
ヤ軍がベルグラードその他の地點を占領する基礎の下に調停を受諾するか否かを確めた。ヤ  
ゴ外相のイギリス大使に語つたところによると(一)オーストリアはいまだ對セルビア動  
員のみを行つてゐるに拘らず、ロシアの對オーストリア動員がオーストリアをして對ロシア  
動員の必要をも認めしむるに至るのではないかと心配してゐること、(二)イギリスがロシア  
をして右の調停の基礎に同意せしめ且つオーストリアに對する侵略行爲とみなされうる措置  
をとらしめざることに成功すればヨーロッパの平和を保持しうるチャンスはまだあること、  
(四)ドイツとしても手後れにならないようやがてなんらかの措置をとる、ドイツが動員す  
れば三方面に動員しなければならぬ、フランスに對しては氣の毒だが軍事上やむをえない  
必要であること、(五)在英ドイツ大使に對するグレー外相の警告は「遺憾」ではあるが「驚  
異」ではなかつた、しかしあの電報が今少し早く届いていたならば宰相がさきにイギリス大  
使にのべたようにはのべなかつたであらうと語つた。



三 七月三日フランス大統領はイギリス大使を招き(一)ドイツはロシアが動員を中止しなればドイツも動員するとロシアに通告したこと、(二)その後ドイツはその通告の内容を變更しどんな条件なればロシアが動員解除に應ずるかを要請したこと、(三)ロシアの条件はオーストリアがセルビアの主権を尊重する保障を與えることとセルビアが受諾しえなかつた要求條項を國際的討議に付託することとの二つであつたこと、(四)大統領の見透ではオーストリアはこれらの條件を受諾しないであらうこと、(五)そこで大國間の平和を保持しうる鍵はイギリスの掌中にあること、(六)故にもしイギリスが現在のオーストリアとセルビア間の紛争からロシアとドイツ間に衝突が起つた場合イギリスはフランスを援助すると宣言すればドイツは直ちにその態度を變更し戦争は起らないこと、(七)フランスは現在ただ奇襲をうけないため動員の準備中なること、(八)ヨーロッパ大陸に全面的な戦争が發生すればイギリスもその死活的利益を保護するためこれに巻き込まれることをさげえられないこと、(九)故に今直ちにフランスを援助する意圖を宣言すれば必ずドイツの開戦を防止しうることになること、(十)グレー外相はこれに對し(一)今回の紛争の現在までの段階においてイギリス人の誰人もイギリスがこれに干渉しなければならぬ條約とか義務があると考へてゐるものはな

いこと、(二)イギリスの輿論はモロッコ問題當時とは全然異なつてゐること、(三)モロッコ問題は直接フランスに關係ある紛争であつたが今回の紛争はフランスが自己の紛争でない紛争に引摺り込まれる場合であること、(四)戦争になるか否かに關してはイギリスの態度が決定的要素であるといふことは全然事實に反すること、(五)現にドイツはイギリスが中立するものとは期待してゐないこと、(六)現在のところイギリスは戦争に干渉するといふ確定的な言質を與ええないこと、(七)しかし事態に新しい發展が起れば勿論直ちに考慮するとの趣旨を駐佛大使に回訓した。イギリスが參戰の言質を與える問題に關しグレー外相はその翌日重ねて駐佛大使に訓令を發した。即ち(一)ベルリン駐在のフランス大使の報告によるとイギリスが干渉するか否か不明であることがドイツを激勵する要素になつてゐる、もしイギリスがロシアとフランスの側に加擔すると確定的な宣言を行えばドイツは平和を決定すると傳へてゐるけれども、(二)イギリスが干渉しないといふ印象をドイツに與へてゐると思像することは全然間違つてゐる、現にイギリスはドイツから中立を保つ約束をしてくれとの申出を拒絶してゐる、イギリスは中立保持の言明を決定的に拒絶してゐるのみならず、フランスとドイツが戦争に巻き込まれる場合にはイギリスもこれに引摺り込まれるとさえ言明し

ている(三)しかしこの言明は勿論フランス援助の約束とは同一意義ではない、イギリスは本日(七月三十一日)の閣議で現在のところフランス援助の言質を與ええない結論に到達した、現在までのところ政府も輿論もイギリスを拘束する條約とか約束があると考えていない、しかし事態の發展いかんによつてはこの態度を變更し政府や議會をして干渉論をとるに至らしめるかも知れない、この點に關してベルギーの中立保持がイギリスの態度決定の上に決定的要素とまではいえないにしても重大な要素を構成すると暗示している。

四 フランス大統領の申出があつた七月三〇日フランス大使はグレイ外相を訪問し一九一二年一月二二日兩人の間に「ヨーロッパの平和が著しく脅威された場合兩國がどんなことをなすべきかを討議することを約束」した交換公文(註)の存在することに外相の記憶を喚起し、ヨーロッパの平和が破壊された場合、イギリスがこれに干渉すると直接の言明を要求する譯ではないけれども、例えばドイツがフランスを侵略した場合、イギリスがどんな態度をとるか、それを言明して貰いたいと申出た。大使はドイツの侵略はフランスに動員準備の中止を要求するか、またはドイツとロシアとの間に戦争が起つた場合フランスに中立を要求するかのいづれかであると豫想されるが、フランスとしてはそのいづれをも承認しえないと重

ねてロシア援助の決意を明かにした。この日(七月三十一日)ドイツはロシアに最後通牒を送ると同時にフランスに対しても一八時間の期限を切つてドイツとロシアとの戦争にフランスが中立を守る意思があるか否かを尋ねた。フランスは「自己の利益と相談する」という言葉でこれを拒絶した。

(註)この交換公文はグレイ外相とカンボン大使との間に行われたものであつてグレイ外相の往翰は一九一二年一月二二日付で次の如くである。即ち「近年しばしば英佛陸海軍専門家の間に協議が行われた。しかしその協議は將來武力を以て一方の政府が他方を援助するか否かを決定する自由を制限するものでないことが常に理解されてきた。かかる専門家の協議は兩國政府をして現在發生しておらず將來も永久に發生しないかも知れない事態に對し兩國政府を拘束する約束でもなければ約束とみなしてもならないことに意見が一致している。例えば現在英佛兩國の艦隊の配置は戦争になつて協力する約束に基いてゐるものでない。しかし貴大使はもしいづれか一方の政府が第三國から不挑發の攻撃を豫期する重大な理由がある場合他方の政府の武力援助に依存しうるか否かを知ることが緊切になることがありうることを指摘した。本大臣はもしいづれか一方の政府が第三國から不挑發の攻撃か、または一般的平和を脅威する何物かを豫期する重大な理由がある場合その侵略を防止し平和を保持するため共同行動をとるか否か、とるとすればいかなる措置を共同にとるかを直ちに他方の政府と討議することに同意する。もしその措置が行動を伴うものであれば直ちに參謀本部のたてた計畫を考慮に入れ政府はいかにこれを實行に移すかを決定する」というのである。カンボン大使の返翰は翌日付のもので同一内容のことを繰返している。

五 八月一日フランス大統領は再びイギリス大使を招き(一)ドイツ政府は開戦の責任をロシアに負わせんと試みていること、(二)しかしロシアが總動員を發令したのはオーストリ

ヤが總動員令を發した後であること、(三) ドイツが既にとつた措置は實際上は總動員であるにも拘らずそうはいつていないこと、(四) フランスの總動員はドイツの軍事上の準備に比べると四八時間も後れていること、(五) フランスはドイツに口實を與えないため國境から一〇キロ以内に軍隊を入れないにも拘らずドイツ兵は既にフランスの國境を越えていると事態の急迫を告げた。翌日グレー外相はフランス大使に次の如き覺書を手交して海軍力によるフランス援助の意圖を明かにした。

「もしドイツの艦隊がフランスの海岸または船舶に對し敵對的行動をとるため英佛海峡に入り、または北海を經由して來航した場合イギリスの艦隊は全力をあげてあらゆる保護を行ふ保障を與える。

この保障は勿論議會の支持をうけたイギリス政府の政策たることを條件とするものであつて右のべたドイツ艦隊の行動が發生するまではイギリス政府をしてなんら行動をとらしむるよう拘束するものと解釋してはならない」

この覺書を手交するに當りグレー外相は(一) イギリス政府は明日フランスとドイツとの間に戰爭が勃發しても必ずしもドイツに對し戰爭を宣言しなければならない義務を負いえない

ること、(二) しかし久しく地中海にその艦隊を集結して北部の海岸を全然無防備の状態におさっているフランス政府にとつては艦隊の配置をいかにするかを知ることが緊切なるものがあること、(三) 仍つてイギリスはこの保障を與えることを必要と認めたこと、(四) しかしドイツの艦隊が右のべた行動をとらざる限りこの保障によつてイギリスはドイツと戰爭を行う義務を負わないこと、(五) ともかくこれによつてフランスは地中海艦隊の配置を決定する安全保障をうると聲明し、更に大使の質問に答え外相は(一) リュクサンブルの中立侵害に關しては一八六七年ダービー首相及びクラレンドン外相が行つた理論を説明し、(二) ヘルギーの中立が侵害された場合それを以てドイツとの開戦事由(causa belli)とするか否かに關しては考慮中であると説明した。

#### 第五節 イギリスの參戰とベルギー問題

一 ロンヤが動員を行ひドイツが戰爭危機宣言を行つた報道に接したグレー外相は八月三十一日ドイツとフランスに駐在するイギリス大使に對し「事態はなお取返しのつかない段階になつてゐると思はないけれども、ドイツが動員を始める見透があるので、獨佛兩國政府

にその一方がベルギーの中立を侵害しない限り他方もこれを尊重する約束を興える用意があるか否かを確めることが現行條約に顧みイギリス政府にとつて緊要事である」と電訓すると同時にその旨をベルギー政府にも通告し併せて「ベルギー政府がその力の及ぶ限り中立を維持するものと推定する」と附言した。これに對し即日フランス政府はベルギーの中立を尊重する決意であること、フランスがそれ以外の行動をとらざるをえない場合は他の國がベルギーの中立を侵害しフランス自身の安全を防護しなければならぬ場合に限る」と答えた。

然るにヤゴ外相はイギリス大使に對しお返事ができるか否か皇帝及び宰相と相談しなければならぬと答えた。大使の印象によると外相はこれに返事を興えることはある程度までドイツの作戰計畫を洩らさなければ不可能であると考えていたようであること、従つてドイツ政府が返事を興えるか否かは「頗る疑問」であること、ともかくドイツから確定的な返事をうる見込は少いことであつた。グレー外相はドイツ大使に對しベルギーの中立に關するドイツの返事は遺憾千萬であること、この問題はイギリスの感情を刺激すること、ドイツがフランスと同一の保障を興えらるるならばイギリスの不安と緊張を緩和するに大に役立つこと、交戦國の一方がベルギーの中立を侵害すればイギリスの輿論を抑えることが非常に困

ドイツ軍がルクセンブルグに侵入  
(1914年8月2日)

難になると訴えたところ、ドイツ大使は然らばドイツがベルギーの中立を侵害しない約束をすればイギリスは中立を守る約束をするかと質問した。これに對し外相はそんな約束はできない、イギリスはなお自由な立場をとつてゐる、イギリスの態度は主として輿論によつて決定される、然るにベルギーの中立問題はイギリスの輿論に極めて強く訴える、しかしベルギーの中立を尊重するという條件のみでイギリスが中立の約束を興えることはできないかと答えた。ドイツ大使は然らばイギリスが中立を守りうる條件を示すことはできないかと追ると同時に大使はドイツがフランスとフランスの植民地との保全を保障したらイギリスは中立を守るかとさえ提議した。しかしグレー外相はそんな條件の下にイギリスが中立を守る約束を興えることは断然これを拒絶せざるをえない、イギリスは自由な立場をとると答えた。

二 八月二日早朝ドイツ軍隊はルクセンブルグの領土に侵入した。同國の國務大臣は直接電報を以てイギリス政府に對し「只今ドイツの公使からドイツがルクセンブルグにおいてとつた軍事措置はルクセンブルグに對する敵對行爲を構成するものでないこと、それは單にフランス軍の攻撃があるかも知れないからそれに對する保障のためであること、またドイツが借りた鐵道の使用によつて發生した損害に對してはルクセンブルグに十分な補償を

三 八月二日午後七時ドイツ公使はベルギー政府に對しベルギーが友好的中立を保つことを要求した書翰を提出した。その内容は(一)ドイツ軍にベルギー領土の自由通過を許すこと、(二)戦争終了の上はベルギーの獨立とその所領の保持とを保障すること、(三)これを拒絶する場合ベルギーを敵國として取扱うこと、(四)一二時間以内に回答を與えよという要求であつた。これに對するベルギーの回答はベルギーの中立侵害は明白な國際法違反であること、ドイツの要求を受諾することはベルギーの名譽を犠牲にすることであるから自己の義務を自覺するベルギーは全力をあげていかなる攻撃もこれを反撃するといふにあつた。八月四日午前六時ドイツ公使はベルギー政府に對しドイツの提議が拒絶されたがため遺憾ながらフランスの脅威に顧み必要に應じ武力によつても防衛措置をとらざるをえないと通告した。

三 八月四日イギリスはドイツに對し(一)ベルギー國王からイギリス國王にベルギーの保全擁護のため外交的干渉を行うよう要請のあつたこと、(二)ベルギーがドイツの最後通牒を以て明白な國際法違反としてこれを拒絶したこと、(三)イギリスはドイツがイギリスとともに當事者たるベルギー中立に關する條約に違反したことに對し抗議を行わざるをえないこと

と、(四)それと同時にドイツがベルギーに對して行つた要求を實行に移さずベルギーの中立を尊重する保障を要求せざるをえないと申入れた。一方ベルギー政府に對してはドイツがもしベルギーに壓力を加えて中立に背かしめんとする場合イギリスはベルギーが全力をあげてこれに抵抗することを期待する。イギリスはその抵抗を援助し希望とあらばフランスやロシヤと共同行動をとつてドイツの武力行使に抵抗し將來におけるベルギーの獨立と保全を維持する保障を與えんと申入れた。この日ドイツはイギリスに對し(一)ドイツはベルギーと武力抗争の場合いかなる口實の下にもベルギーの併合を行わないこと、(二)この聲明の誠實性はドイツが嚴にオランダの中立を尊重する誓約を行つたことによつて立證されること、(三)ドイツは同時にオランダの領土を取得するに非ざればベルギーを併合しても利益にならないこと、(四)フランスの進出を防止することはドイツにとつて死活問題であるからドイツとしてはベルギーの中立を無視せざるをえなかつたと通告した。ここにおいてイギリスはドイツに對し(一)ドイツがゲムニクにおいて既にベルギー領土に侵入したこと、(二)ドイツがフランスと同様なベルギーの中立を尊重するとの保障を與えなかつたこと、(三)その保障の要求に關し八月四日午後一二時までには満足な回答に接しなければイギリスはベルギーの中

立とドイツを當事者とする條約の遵守とを維持するためあらゆる手段をとらざるをえないと申込んだ。八月四日午後七時イギリス大使はこの最後通牒をヤギー外相に傳えたところ外相は「ドイツの安全はドイツ軍がベルギー經由進軍することを絶対の必要とする」とのべ、たとえ最後通牒の期限が二四時間以上であつても返事は同じであると拒絶した。次いで大使はベートマン・ホルツェックと宰相と最後の会見を行つたところ宰相は約二〇分にわたつて熱辯を揮ひイギリスは「中立」という言葉、それは戦時しばしば無視されることあるに拘らず、「一片の紙屑」(Just for a scrap of paper)のためにドイツと戦争を行うものであると昂奮して語つたといふことである。

第六節 戦争責任論

一 ヴェルサイユ條約第二三二條によると「同盟及び連合國政府はドイツ及びその同盟國の攻撃によつて強制された戦争の結果その政府及び國民が被つた一切の損失及び損害に關しては責任のドイツ及びその同盟國にあることを斷定しドイツはこれを承認する」と開戦の全責任をドイツに負わせている。しかしこれは戦勝國が戦敗國に與えた判決であつて果して世

ヴェルサイユ條約232条  
「戦争責任」  
戦勝國が戦敗國に於ける判決

界歴史の大法廷がこれを承認するか否かは全然別問題である。グーテ博士によると戦争の根本原因はヨーロッパが三國同盟と三國協商との二大陣營に分れて對立していたことにあり。當時のヨーロッパは火藥庫と化しマッチ一本で忽ち大火災になる状態にあつた。戦争は天然現象ではなく人間の意思によつて起るものであるから「不可避」といふことはありえない。しかし戦争をさけるがためには各國に異常な先見の明をもち自制心に富む支配者の存在を必要とする。一九一四年の戦争が不意に起つたと想像することは誤である。各國の政治家も軍人も多年これを豫期しこれに對して準備をしていた。それと同時にあの戦争を各國政府の異常な罪惡に歸することも誤である。當時の當局者の誰人も戦争を目論んだものはなかつた。あの戦争はかれらが愚かさのため滑り込んだといふか、寧ろよるめきながら轉げ込んだ(stumbled and staggered into war)ようなものである。要之第一次大戦の勃發は暫し舞臺を潤歩した下手な役者と、かれらが相續しながらこれが改善に何事もなしえなかつた國際内無政府状態(International anarchy)との罪である。

二 戦争責任を最終的に裁判する最高の法廷は世界歴史でなければならぬことは右に述べた通りである。試に以上研究した開戦の頭末から次の如き假説を提出して見たい。



- (一) セルビアが皇太子の暗殺を防止する効果的な措置をとるか、またはオーストリアの最後通牒を無条件に受諾していたならば戦争は起らなかったかも知れない。
- (二) オーストリアがセルビアの回答に満足するか、またはイギリスの提議した調停案を受諾していたならば戦争は起らなかったかも知れない。
- (三) ロシアがセルビアを保護するためオーストリアとの戦争を頑張らなかつたか、少くともドイツに對する動員を思い止まつていたならば戦争はさけられたかも知れない。
- (四) ドイツがオーストリアにセルビアの自由處分権を與えないか、またはオーストリアを援助するための戦争を拒絶していたならば戦争はさけられたかも知れない。
- (五) フランスが一九〇八年(ボ、ヘ二州併合事件)及び一九一三年(第二次バルカン戦争)當時の如くロシアとセルビアとを援助するための戦争を拒絶したならば戦争はさけられたかも知れない。
- (六) イギリスが最初から態度を鮮明にしてフランスを援助するか否かを決定していたならば戦争はさけられたかも知れない。

## 第二章 日本の参戦

一) イギリスの参戦後僅か三日にして日本も参戦を決意した。バルカンの一角に發生した暗殺事件を契機として燃え上つたヨーロッパ戦争に何故アジアの一隅にある日本がかくも惶惶として参加せざるをえなかつたか。これには種々の解釋がありうる。

その一はアメリカの國務長官ランシングの解釋であつて「ヨーロッパに戦争の勃發したことは日本が支那に政治上の勢力と經濟上の支配權とを増進する新地盤を獲得すべき思いがけない好機會を提供した。日本はドイツとの戦争に参加すべき日英同盟條約上の義務なきに拘らず同條約を口實として一九一四年八月一五日ドイツに對し最後通牒を發し山東省における青島の降伏を要求した。青島は當時ドイツが海軍根據地及び商港として一八九八年強制によつて支那から獲得した租借條約に基いて占領中であつた」とのべ支那に對する日本の野心を以て参戦の理由としてゐる。

その二はチャーチル(當時海軍大臣)の解釋であつて「日英同盟條約のいかなる條項にも

イギリスをして日本に援助を要求せしめうるものはなかつた。然るに開戦後一週間もたないうちに日本國民は日清戦争（一八九四—五年）の終りに旅順を去ることを餘義なくせしめられた経緯を忘れていないことが明瞭になつた。日本國民は今やドイツの勢力と利益とを極東から掃蕩せんと決意した。即ち八月十五日ドイツに對し最後通牒を送り七日以内にドイツの海軍根據地たる青島の無條件降伏を要求した。而もその要求の文書は「一九年以前日本國民がドイツの勸告によつて旅順を去らしめられたと同一文句を以て表現されていた」と日清戦争當時の三國干渉に對する復讐を以て日本の参戦理由としている（註）。

以上二つの説はいずれも日本が日英同盟條約によつて参戦の義務を負つていなかったといふ點において一致している。しかしかかる説が實際の史實と合致しないことは後にのべる日英交渉の経過によつて判明する。但し對支野心説も對獨復讐説もともに必ずしも全然荒唐無稽な説でないこともこれを認めざるをえない。殊に對獨復讐説は加藤外相自身イギリス大使に洩らしていることは後述する通りである。

その三は石井菊次郎（一九一五—六年の外相）の解釋であつて日本の参戦はヨーロッパ戦争が軍閥野心と正義自由との争であるに鑑み日本が正義自由に與みして軍閥野心を膺懲する

側に立つたことがその一、日英同盟の誼によつて起つた名分がその二、三國干渉に對する日本國民の臥薪嘗膽がいまだドイツから清算をうけていなかったからその清算手段としてドイツを山東の根據地から驅逐せんとする動機がその三であると説き、「日英同盟の誼」と「軍閥野心の膺懲」という二つの事由が追加されている。

（註）三國干渉の根本人がロシアであるか、またはドイツ皇帝の使臣に基いてロシアが主謀者になつたかの問は姑くおき、日本國民としては三國干渉を流血の痛恨事として恥を忍び痛を含むこと一〇年遂に日露戦争によつて驕蹶を破砕し遠くこれを北滿洲に驅逐していきさか國民の積憤を晴した。それと同時に故なく「黄禍論」(The Yellow Peril) を提唱して日本民族を傷けるドイツ皇帝の任打に對しても機會の到来をまつてその反省を求めんとする氣持は永く日本國民の胸底深く秘められていた。殊に三國干渉當時ドイツ公使グロートシュミットの越權的威嚇行爲は日本國民として忘れることのできなない侮辱であつた。

この事實は三國干渉から二年後の一九〇七年六月三日ムンヘン駐日ドイツ大使から次の如く本國政府に報告されている。「林子爵（外務大臣林董）は本使に告げて曰くドイツに對する日本の反感は一八九五年の三國干渉以來のことである。激しい氣性の持主であつたグロートシュミットが偶々當時ドイツの外交代表者であつたことが不幸であつた。かれはこの機會を利用して日本を恥かしたものである。當時林子爵は外務次官として病氣中の陸奥外務大臣に代つて三國公使の宣言をうけた。その宣言は同一形式のものであつてフランス公使アルマンは勿論ロシア公使ヒットロフオナ終始和協的言辭を用いたに拘らず、ひとグロートシュミット公使のみは長文の聲明書を附加し、拙いことにはそのうちに戦争を以て臨む旨を威嚇したのである。而もかれひとりこれをなしたのである。林子



第二章 日本の参戦

四四

爵からドイツ公使の官言が露佛兩國公使の官言と異なる點を注意したところドイツ公使は遂に戦争を成戦する言葉  
を正式に撤回する旨を聲明した。ドイツ公使の文書は日本外務省の記録中に保存されている。しかしドイツとの友  
好關係を顧慮するため日本政府は終始これを秘密にしている。

この脅迫文はローマ字で綴られ帶同の書記官ワイベルトが朗讀したもので内容は「現在の日清講和の條件は全く  
度に過ぎてヨーロッパ諸國の利益上にと並にたとえ幾分かは少なしいえどもまたドイツの利益上にも害があると  
認めます。それ故に現今は本國皇帝陛下の政府もともに抗議を提出しなければなりません。且つ必要がある場合に  
はその抗議をして有効ならしむることもありませう。三國に對する戦は所詮日本國に望みのないことであるが故に  
貴國はこの事件につきましては譲ることができないことはなからうと存じておられます。なお日本政府が名譽を失う  
ことなくして今の地位より退くことの途を講ずるためにコンフェレンスを開く等のごことを望まればその旨を電報  
にて本國政府に送れという内訓をもうけておられます。」

ドイツ皇帝はその閣議録に「ドイツが三國干渉に仲間入りしたのはヨーロッパにおけるドイツの地位が然らしめ  
た」と説明している。即ち「プロシヤの國境を脅かしつつあるロシアの進出と東洋や極東を築造して國境を固めつ  
つあるフランスとの間に介在し同盟に似た露佛兩國間の友好關係に直面したドイツとしては前途を懸念せざるをえ  
なかつた。兩國の戦備は遙かにドイツに勝り兩國の海軍はドイツの海軍（殆んど戰國價值のない古船から成つてい  
る）に比し遙かに近代的な優勢のものであつた。故にドイツとしてはこの強力な國威の提議に服従することが賢明  
であつた。何となればもしドイツが拒絶すれば直ちにイギリスをその國威に引入れるに至るからである。イギリス  
が参加すれば一九一四年の結合（所謂三國協商）が當時既にでき上つたことになる。それはドイツに對する大打撃  
である。殊に日本はまさにイギリスに同情を寄せんとしていた」とある。

ドイツ皇帝また曰く「日露戦争後ロシア帝と會見した際ロシア帝は日本の勢力が次第に増大することはロシア及  
びヨーロッパに對し不慮の脅威を構成することを痛感し余の意見を求めた。余はこれに對しもしロシア人がヨーロ  
ッパの文化國民を以て自認するならばよろしく「實禍」に對しヨーロッパ諸國を防護しロシアの存在と文化のため  
のみならずヨーロッパの存在と文化のために戦う用意がなければならぬ。反之もしロシア人がアジア人を以て自  
認するならばよろしく實禍と一緒になればならぬと武力を以てヨーロッパを侵襲すべきであると答えた。ともか  
く余はロシア帝が日本の勢力増大に悩んでいることをドイツの利益と全ヨーロッパの文化のために利用せんと努め  
た。それにも拘らずロシアは日本と接近し遂に世界戦争に参加した諸國のうち眞先に崩壊した」とのべている。

二 一九一四年八月二三日發布されたドイツに對する宣戰の詔書には次の如く参戰の事由  
をのべてゐる。

「獨逸國ノ行動ハ遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシ  
メ其ノ租借地タル膠州灣ニ於テモ亦日夜戰備ヲ修メ其ノ艦艇ヲ東亞ノ海洋ニ出沒シテ  
帝國及與國ノ通商貿易爲ニ威壓ヲ受ケ極東ノ平和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ是ニ於テ朕ノ政府  
ト大不列顛國皇帝陛下ノ政府トハ相互隔意ナキ協議ヲ遂ゲ兩國政府ハ同盟協約ノ豫期セ  
ル全般ノ利益ヲ防護スルカ爲ニ必要ナル措置ヲ執ルニ一致セリ」

由是觀之日本の参戰はドイツの行動によつて「極東の平和が危殆に瀕し」たため「日英同盟

第二章 日本の参戦

四五

協約の豫期せる全般の利益を防護」するがためにとつた「必要な措置」であつたことに歸着する。しかし當時「一人で對獨戦争を決定」したといわれた外務大臣加藤高明の胸中にはイギリスが参戦した以上いつまで戦争が続いても最後の勝利はイギリス側にあること、最悪の場合といえども有利な引分けに終ること、従つて日本が参戦しても損はないという観測が基調を成し、この好機會をとらえて世界における日本の地位を昂め東洋の盟主たる希望を實現せんとする遠大な計畫であつたことこそ参戦の根本的事由であつた。加藤高明傳の著者は「日英同盟協約上の義務發生についてはいまだ疑問が存したにも拘らず早くも吐を決めたことについては勝算の自信と今一つはこの機會に極東永遠の平和のため日本の東洋における立場を一段堅く築き上げようとする外交的熱願が最も強く胸底に動いていたことは勿論であつた。これ世上参戦外交の一つの謎をのこした當時少なからぬ疑義が傳わり攻撃の聲も加つた所以であらう。ただ加藤伯がこの潮に乗り同盟の本領を發揚する傍ら東洋平和の確立を目標として諸懸案を解決しようとする深長にして且つ廣汎な希望に燃えていたことは微妙な参戦外交の経緯をのべる根幹とすべく同時にその出發點とせねばならぬところである」とのべらる。

(注) 一九一一年七月一三日の第三回日英同盟協約は前文において(一)東亞及びインドにおける平和の確保、(二)支那の獨立、領土保全、機會均等主義の維持、(三)東亞及びインドにおける兩國の領土権及び特殊利益の防護を目的とする規定し、第一條において右の權利及び利益のいづれかが危殆に陥つた場合兩國は互に通告しこれが擁護のためとるべき措置を共同に考案すること、第二條において右の權利及び利益防護のため兩國の一方が第三國と戦争に人つた場合他方は直ちに赴援し講和も合意の上これを行うと規定している。

三 一九一四年八月一日イギリス自身いまだ参戦する三日前グレイ外相は井上大使に對し(一)ヨーロッパの事態は頗る重大であること、(二)イギリスがいかなる行動をとるかはまだ決定していないこと、(三)しかし状況によつては干渉を必要とするに至るかも知れないこと、(四)干渉するとすればフランスとロシアの側に味方すること、(五)しかし日英同盟によつて日本に訴えねばならないことや、同盟協約に規定する利益が問題になるとは思わないと語つた。加藤外相はこの説に對し(一)日本はヨーロッパの葛藤には利害關係はない、(二)しかしもし東亞におけるイギリスの利益、例えば香港に對するドイツの攻撃その他の侵略的行爲によつて危殆に陥つた場合日本は援助を求めらるれば直ちに全力をあげて盟邦の救援に赴くものと期待して可なること、(三)かかる援助の性質と理由とを決定することは全然イギリス政府に一任するとイギリス大使に語つてゐる。

然るにその後間もなく八月三日イギリス参戦の可能性が濃厚になるやグレー外相はティール次官に現在の状況がなんらかの形において日英同盟協約により日本に關係することなきや否や、またイギリスとして日本に要求すべきことがあるか否かの研究を命じた。これに對し次官は「日本を引入れうる唯一の途は交戦が極東に波及した場合である。ドイツが香港を攻撃するとかインドに暴動が起つた場合である。然るにインドに關してはなんらいうべき理由はないようである。しかしドイツと開戦の場合香港または威海衛（當時イギリスの租借地）に對し攻撃の行わるる可能性はある。故にイギリスとしてはその場合日本の援助を求むべきことを豫め日本政府に通告しておくことが可能である。日本がかかる可能性を十分承知していることは疑ないけれどもともかく日英同盟協約第一條に基き日本政府に通告すべきである」と答申した。この答申に基きグレー外相は八月三日午後四時五二分發電報を以て東京のイギリス大使に對し「ドイツと開戦の可能性あるこの際貴官は交戦がもし極東に波及し香港または威海衛に對し攻撃が行わるる場合イギリスは日本の援助に信賴する旨を日本政府に通告すること可能」との訓令を與えた。加藤外相はイギリス政府のこの電報を閣議に諮つた結果（一）香港及び威海衛に對する攻撃または類似的侵略的行爲が行われた場合（即ち同盟協

約が自動的に適用される場合）には日本政府は要求あり次第直ちにイギリス援助の舉に出づる用意があること、（二）しかしイギリスの商船が公海において拿捕されるとか、または支那やロシアの領水内において拿捕されるが如き假想的な場合には日本はなんらかの措置をとるに先ちイギリスに協議することに決定した旨をイギリス大使に返事すると同時に、（三）四隻の大型巡洋艦から成る第二戦隊が佐世保に待機中であること並に長崎、釜山、仁川の各港には巡洋艦各一隻萬一の場合に準備していると附言した。グレー外相は井上大使に對し「加藤外相の氣前のよい援助の申出に關し最も懇篤なる謝意の傳達方を頼む」と同時に（一）日露戦争當時日本は日英同盟と嚴格に一致するもの外何物もイギリスに要求しなかつたこと、（二）當時フランスはロシアの東航艦隊に援助を與え日本は同盟協約上當然イギリスに援助を要求しえたに拘らずこれを要求しなかつたこと、（三）これは日本の誠實と自制とによる立派な態度であること、（四）その代りに今日のイギリスとしてはできる限り日本を戦争の渦中に引込むことをさげねばならないこと、（五）しかしイギリスは日本の援助を必要とする場合が起つた節喜んで日本に依頼し且つこれに對し感謝する次第であると語つた。以上がイギリス参戦までの日英交渉の経過である。

四 八月四日イギリスは遂に大戦に参加した。それから三日を経た八月七日イギリスはグリーン大使を通じ次の如く正式に日本の援助を求めてきた。

「支那海においてイギリス軍艦がドイツ船舶を發見してこれを撃破するにはなお多少の時間を必要とする。故にもしてさうべくんば日本艦隊において現にイギリスの貿易を襲撃しつつあるドイツの武装巡洋商船を搜索してこれを撃破することを必要とする。故にもし日本政府にしてその所屬軍艦のあるものをして右目的のために使用せらるることをうればイギリス政府の利益これに過ぎるものはない。右は勿論ドイツに對する戦争を意味するけれどもイギリス政府の所見によればこれはさげえられないことである」。

このやや意外な申出に接した加藤外相はその場においてイギリス大使に對し苟も日本が同盟協約に基いて参戦する以上その援助と戦局の範圍を單にドイツの假裝巡洋艦の破壊に止め終るべきか否かは多大の疑問であるけれどもともかく研究の上なるべく速に返事すると挨拶し「現にイギリス商船が脅威をうけつつある事實ありや否や」を尋ねたところ大使は自分はその事實を知らないけれどもかく訓電にある位なれば必ずその事實あることならん」と答えた。

他方において加藤外相は疾風迅雷の如く同日（八月七日）午後一〇時から翌八月八日午前二時にわたる大隈首相私邸における臨時閣議において大體イギリスの申出に應ずることに決定の上直ちに日光の御用邸に閣議の結果を伏奏し更に同夜元老及び大臣の會議を開いて参戦を決定した。しかしイギリスの如く「支那海におけるドイツ武装商船の撃破」というだけでは参戦の理由として不十分であるから次の如き趣旨の聲明を行いたいといイギリスに申込んだ（八月八日）。

「ドイツのヨーロッパにおける行動の結果イギリスがドイツと開戦するに至りしより戦亂の餘波は東亞に及び日英同盟協約の目的危殆に瀕するに至れり。ここにおいてイギリス政府は右協約に基き日本政府の援助を求めたるにより帝國政府は熟慮の末右の請求に應じドイツに對し開戦することに決定したり」。

翌八月九日午後加藤外相は番町の私邸にイギリス大使を招き「苟も日本が出でてイギリスを援助する以上同盟協約の適用上からしても戰略上の必要からしても一般的に必要なすべての軍事上の措置をとらねばならない。然るに日本の行動を局部的に敵艦の搜索破壊にのみ制限することは戦争そのものの觀念とも一致しない。既に開戦を必要とし而して交戦國となつ

た以上は東亞における日英兩國の利益を脅かすドイツの勢力を一掃するだけの軍事行動を必要とするのが當然である。仍つて日本は参戦の根據を同盟の廣汎な基礎の上におきたい。敵の假裝巡洋艦云々の一事のみでは開戦の宣言となすに不十分であるからイギリスが至急前述のような日本の開戦理由に同意されんことを望む」と説明した。

五 然るにこの會見後間もなく(八月九日午後)加藤外相は突然イギリス政府から次の如き日本の對獨宣戦見合方を要望する公文を受取つた。

「日本の對獨宣戦は支那大陸にも戦線擴大の印象を與え忽ち支那の不安を激發する虞れあるにつき日本は海上貿易保護の範圍にその活動を局限されたい。對獨宣戦は更に研究の後に譲つて欲しい」。

一方グレー外相は井上大使に對し「余の最も憂うところは日本の宣戦が支那内部の擾亂を誘發し、延いては東亞全般の騷擾となりイギリス貿易に大打撃を及ぼしはしないかの點にある。仍つてイギリス政府は目下駐支公使及び支那艦隊司令長官の意見を徴しつゝあるからイギリス政府の確答があるまで日本政府において軍事行動を見合わされたい。尤も日獨開戦の曉日本が膠州灣を陥れ戦後これを領有するともイギリス政府において至も異議ある次第で

はないからその點日本政府において誤解なからんことを望む」と今回の申出に關する事情をやや詳しく説明した。

青天の霹靂とも寢耳に水ともいふべきこの申出に接した加藤外相は早速長文の覺書をイギリス政府に送り「日本が宣戦するも一は海上の貿易保護であり一はドイツ根據地の掃蕩のみであるから毫も支那を脅かしたまたはイギリスの貿易に損害を及ぼす筈はない。また日本の念願は極東平和の確立にあつて領土上の慾求はその目標と最も遠い。日本はもとイギリスの援助要求に應じて参戦を決意しその議は既に陛下に伏奏濟であつて餘程重大な事由がない限り變更不可能の状態にある。況んや民心は一八九五年の三國干渉當時を顧みて敵愾心漸く燃え今に至つて参戦を遲疑すれば政治上にも重大な結果(内閣の總辭職と親獨的政府の出現を仄かす)を豫期せねばならない形勢にある。故にイギリス政府は八月七日に申入れた言葉を變更することなく一方においては日本の現狀を明察して過日當方から申入れた開戦理由に同意されたい」とイギリスの反省を求むると同時に八月八日當方から申入れた開戦理由のうち「イギリスが援助を求めたがため」云々の文句を「兩國協議の末」云々に變更しても差支ない旨を申添えた。

然るにイギリスはこれに對し「駐支公使ジョルダン及び支那艦隊司令長官の報告に基きイギリス政府は東亞の戦局が支那大陸に波及することを欲しない。日本が宣戦すれば軍事行動を海上にのみ局限しえないという加藤外相の覺書は諒解するけれどもイギリスはまだその點までの決心を躊躇している。仍つて同盟協約に基く軍事行動は當分これを自制し今後の形勢を注視されんことを望む」と日本の膠州灣攻略に反對の意を明かにした(八月一日)。それと同時にイギリスのこの返事は明かに八月七日申込んだ援助の「取消」を意味する重大な意義をもつものであつて取消の意味はグレイ外相から井上大使にきつぱりと明言された。

八月一日加藤外相は第二回目の覺書をイギリス政府に送りイギリスの依頼に基いて参戦の廟議を決した事、既に軍事行動に關する諸準備に着手し宣戦の手續を済すのみの情勢にあること、これを中止すれば一旦イギリスから依頼があつた後俄かに取消された事情が判明するときは同盟の眞價に至大な悪影響を及ぼす虞あること、民論既に對獨開戦に傾き大勢の轉換困難なることなどを詳述し、一旦援助を申込んでこれを取消すため日本政府がいかなる立場に陥るかを篤と熟慮の上日本の中出に同意するよう切望する旨をのべ重ねてイギリス政府の反省を求めた。

六 前後二回の覺書によつて加藤外相の決意の動かすべからざるを知つたイギリス政府は八月二日夕刻「日本の参戦はこれを承認するも戦地は局限されたい」という次の如き趣旨の覺書をグリーン大使をして加藤外相に手交せしめた。

「支那海の危険なきを知り援助を乞ふ必要の消滅したため右の要請はこれを取消した次第である。然るに先般東京のドイツ大使は日本が連合國側に加増して参戦すれば非常な不利を蒙るならんとの威嚇的言辭を弄した趣であるがかくの如くドイツのために日本の利益が迫害された譯なれば日本がこれを防禦するため開戦するのやむをえないことはこれを諒とする。故に日本が日英同盟協約により開戦することは異議ない。但し開戦宣言の形式は過日の日本案によらず日英兩國政府はその東洋における特殊利益の危殆に瀕するを見、熟議を遂げた上同盟協約により各々の利益を保護せんがため必要の措置をとるに決したとの意味となし戦闘區域を局限し日本は支那海の西と南、並に太平洋において戦闘に出でざることを聲明せられんことを希望する。」

加藤外相はグリーン大使に對し「兩國協議の上同盟の豫期する全般の利益を防護するため各自手段をとることを必要と認めたる旨は宣戦の布告に聲明すべきも戦地局限のことを布告中

に聲明することは断じて不可能である。しかしもしイギリス政府の希望とあればその趣旨の證言をイギリス政府に與えるのみならず他の關係國政府にも與えることは閣議の承認をうることを條件として異議ない。故に戦地局限を記載せざる開戦布告の形式に是非同意された」と申入れた。同日井上大使からも直接グレイ外相に戦地を局限するが如き宣戦布告をなすことの非理を説明したところグレイ外相は「イギリス政府においては強いて宣戦の布告中に戦地局限を記載して貰うことを必要とするものではない。要はいかなる形式を問わず日本政府から戦地局限に關する保障をうれば足りるのである。實はオーストラリア、ニュー・ジブランド、アメリカ、オランダなどは常に日本に領土侵略の野心があると誤解している。故に本大臣においてかかる杞憂を打消すため日本の態度に關し公然の説明をしなければならぬ場合が起るので右のような希望を日本政府に申入れた次第である。日本政府において他の諸國にも同様の保障を與えらるればなお好都合である。日本政府からイギリス政府に右の保障を與えることを條件として日本政府の申出に同意するよう既に東京のグリーン大使に訓令せしむることになつてゐる」と答えた。なおこの會見においてグレイ外相はドイツ政府は日獨開戦の曉には膠州灣が直ちに日本に占領せらるべきことを察し同地を中立となさんとせんがため

一應膠州灣租借地を支那に返還する策を構じ目下支那政府と交渉中なる趣を聞き及んだ」と附言した。

(註) 先是八月一日既にグレイ外相は井上大使に對し「自分は毫も日本の眞意を疑わなければ世間には日本が此の際領土侵略の野心ありと誤解するものが少なくないから戦地局限を局限し日本は支那海の西と南、並に太平洋に於いて戦地に用でないことを聲明されたい」との希望を述べたので井上大使は「日本に領土侵略の意思なきこと並に軍事行動を支那海における防衛保護に制限すべきことは既に加藤外相の懸書によつて明白である。しかし太平洋にはドイツ軍艦の遊弋するものがあつて南米及び北米の航路に從事する日本の商船にして危険あらば日本は必要の措置をとらざるをえない。故に強いて戦地局限を局限することは不可能である」と答えたところグレイ外相は「それも至極尤の次第であるから考慮の上グリーン大使に訓令する」と語つた。然るに翌八月二日再度會見の際グレイ外相は「オランダは日本が今回の戦争を利用してオランダの屬領を侵略する野心あるにあらざるかを恐れていて、イギリスの自治領においても日本がこの際ドイツの南洋における屬領を占領するが如きことあらば延いて自治領自身の安危に影響すると懸念するものが少なくない。勞々以て世間一般に安謐の念を與えんがためこの際日本政府において戦地の地理的範圍を定めこれを公表せられたいことを切望する」と述べたので井上大使から「もしドイツの軍艦が自國の南洋屬領に遊れんか、これを撃滅するため日本の軍艦はこれを追跡せざるをえない。また濠洲航路においても日本の商船を保護する必要があるので戦地局限の局限は甚だ困難である」と答えたところグレイ外相は「かかる場合は別問題として自分は此の際日本がドイツの南洋屬領を占領するが如き軍事行動に出でざらんことを欲する次第である。それに關しては直接加藤外相に申出るようグリーン大使に訓令した」と語つた。即ちさきに日

本の膠州湾攻略を已止めんとしたイギリスは今度は南洋のドイツ領諸島の占領を差止めんと企てた

七 戦區制限に關するイギリス政府との交渉は未解決であるけれども、日本の参戦には同意を取付けたのであるから八月一日を以て日本政府は次の如き最後通牒をドイツに送つた(註一)。

「帝國政府ハ現下ノ状態ニ於テ極東ノ平和ヲ紊亂スヘキ源泉ヲ除去シ日英同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルノ措置ヲ講スルハ該協約ノ目的トスル東亞ノ平和ヲ永遠ニ確保スルカタメニ極メテ緊要ノ事タルヲ思ヒ茲ニ誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ヘ勸告スルニ同政府ニ於テ左記二項ヲ實行セムコトヲ以テス

一 日本及支那海洋方面ヨリ獨逸國艦艇ノ即時ニ退去スルコト、退去スルコト能ハサルモノハ其武装ヲ解除スルコト

二 獨逸帝國政府ハ膠州灣租借地全部ヲ支那國ニ還附スルノ目的ヲ以テ本年九月十五日ヲ限リ無償無條件ニテ帝國官憲ニ交附スルコト

右勸告に對シ八月二十三日正午迄ニ無條件應諾ノ回答ヲ受領セサレハ帝國政府ハ其必要

ト認ムル行動ヲ取ル

この日(八月一日)午後加藤外相は來訪のグリーン大使に對し「八月二三日のドイツの回答期限まではならん交戦行爲をなすことはできないけれどもその他の方法によつて東洋の海上におけるイギリスの商船に對する保護を興える」とのべ更にアメリカ、フランス、ロシアの各大使とオランダ公使(註二)を招き「日本政府は参戦によつて領土の擴張その他の利己的欲望を遂げんとするものではない。東亞における列強の利益は日本政府において最も慎重な意を加え毫末も侵害しない決心である。故にこの真意を諒としならん誤解なからんことを望む」と説明した。

(註一) この最後通牒は八月一日午後七時一五分松井次官からドイツ大使レックス伯に手交されると同時にベルリンの船越代理大使に中立國その他合計八個の經路を通じて電送された。そのうち東京から直接ベルリンに發送した電報が一番早く八月一日未明に到着した。ドイツ政府は八月二三日船越代理大使に對し「日本の最後通牒には返事をしない考えである」と口頭を以て通告してきたので同日午後六時官職の詔書が發布された。

(註二) 加藤外相の説明が終るや谷やオランダ公使は席を起つて加藤外相に握手を求め「それは日本はオランダの植民地を併合する意思はなかつたのですか」とのべたので外相は「貴公使は日本が貴國の植民地を攻略するとも思われたのですか」と反問したところ公使は「必ずしもそう考えた譯ではないけれども何分オランダはドイツに同



情あるものと誤解され甚だ迷惑している」と答えた。外相は「余は寧ろオランダはドイツの侵略を恐れていると考  
えていた」と挨拶したところ公使は喜色満面にて引下つた。このエピソードはいかにオランダが日本の侵略意圖に  
疑心暗鬼であつたかを裏書するものでなければならぬ。グレイ外相をしてオランダの領土に言及せしめたことも  
オランダが働きかけた外交上の所作に外ならぬことは言うをまたない。

八 未解決の戦區制限問題に關する日本政府の態度の強硬なることを知つたイギリス政府  
は豫め日本政府に打合せことなく八月一七日夜突然次の如き趣旨の聲明書を發し一方的にこ  
の問題を解決せんと試みた。

「日本の行動は支那海及びその以西のアジャ海、並に東亞大陸におけるドイツ領土また  
はその占領地には及ぶも、太平洋においては日本船舶の保護以外ドイツの領土またはそ  
の島嶼には及ばない」。

日本政府は直ちに井上大使をして抗議を行わしめたところイギリス政府は右は單にイギリ  
ス政府側の觀察を表明したに過ぎないのであつて要は日本の意圖に關する世上無稽の流言を  
打消さんがためであると辯明した。しかし日本政府としてもイギリス側の要請を無下に斥け  
る譯にもいかなのみならず、他の諸國殊にアメリカなどにおいても惹起されうる不安の念

を豫め排除するに足る廣汎な聲明を行うことを得策と認め、八月一八日全國實業家の會合の  
機會を利用し大隈首相をして「帝國政府の目的は極東の平和を紊亂する虞ある源泉即ち支那  
大陸におけるドイツ勢力の根源を除去し以て日英同盟の目的を防護せんとするにあつて帝國  
が領土を擴張もししくはその他の慾望を達成せんとするが如き意圖は帝國の寸毫も有せざる  
ところなるを以てわが戰闘行爲もまたこの目的を達し且つ帝國自衛のために必要なる範圍を  
超脱すること決してこれなし。従つて帝國が第三國をしてその領土または屬地につきなら  
不安危懼の念を惹起せしむるが如き行爲に出づることなきは帝國政府のここに世界に向つて聲  
明するに躊躇せざるところなりとす」と聲明せしめ日英兩國が各々別個の行動をとつてこの  
問題のケリをつけた。

九 日本の参戦外交に關する経緯は以上のべた如くであるがその間の真相に關しグレイ外  
相は回顧録に次の如く率直に胸懷を披瀝している。

「開戦の當初日英同盟は困つた存在であつたのみならず不安の種ですらあつた。實は日  
本はイギリスの同盟國として戰爭に参加することを待つていた。極東及び全太平洋は日  
本の意のままであるのみならずまた日本の自然的な活動範圍でもあつた。しかし日本が

無制限に活動することはオーストラリア及びニュー・ジブラントにとっては厭なことであった。オーストラリア及びニュー・ジブラントはドイツ、ドイツの地位、並に太平洋におけるドイツの遺方を懸念を以て眺めていた。故に日本がドイツに代つたとすれば更に大きな驚きを以てこれを眺めるであらう。それと同様に重要なことは日本の行動がアメリカの輿論に對する効果の非常に不幸なことであつた。その結果アメリカの感情を確定的にイギリスに反對なものにするかも知れなかつた。大戦争に参加して危険を冒し愛國の犠牲を拂いつつあるイギリスの自治領の利益と感情とに對しイギリス本國として細心の注意を拂わないといふことは考えられない。またイギリスとして敢てアメリカに逆うことはできない。従つてイギリスとしては日本に對し日本の援助は歓迎するけれども日本の行動はこれを制限し日本がドイツの領土を獲得せんとする見込は一定の限度を超えてならないと日本に説明せねばならなかつた。同盟國に對しその援助は歓迎するけれどもその援助のため不便を蒙りたくないと説明するのは氣持のよいことでもなければ難有いことでもない。しかしそれをするのは得策であるのみならずイギリスその他の連合國にとつて必要缺くべからざる事柄であつた。

日本は世界戦争の機會を利用して支那における地位を幾分強固にすることをえた。ヨーロッパは戦争によつて疲勞困憊していた。アメリカの注意と勢力とはヨーロッパに集中されていた。従つて日本に與えられた機會は廣汎にして比類なきものであつた。しかし領土的進出の必要を感じる國民をもつヨーロッパのいかなる國が日本以上または日本と同一程度の自制心を以てかくの如き機會を利用するものが果して存在したであらうか。

一〇 これに關連して一言附加すべきは日本の参戦に對するアメリカの態度である。即ち八月二日アメリカ大使は加藤外相に會見し日獨開戦の曉アメリカがとるべき態度に關しアメリカ政府からの來電の趣を内報した。そこで加藤外相はその趣を書面に認められたいと請求したところ大使から覺書の送付があつた。その覺書によると「アメリカ政府としては日獨兩國間の争を遺憾とするけれども中立嚴守のためなら意見を發表しない。ただし日本が膠州灣を支那に還附することを目的とし領土の擴張を求めない意思を明かにしたことを諒とする」とのべ、日英同盟協約の前文に「支那の獨立、領土保全、機會均等主義の維持」とある規定を引用して日本政府の注意を喚起し「もし支那に動亂が発生せば日本はなんら行動を決定する以前必ずアメリカ政府と協議すべきことを疑わない」と高平・ルート協定を引用し

た(註)。

第二章 日本の参戦

六四

(註) 一九〇八年一月三〇日ワシントンにおいて行われた「太平洋方面に関する日米交換公文(所謂高平・ルート協定)」には日米兩國は太平洋方面における現狀維持または支那における機會均等主義を脅威する事件の發生した場合そのとるべき措置に關し「意見の交換」を行うことを約束するとある。

一一 日獨開戦の翌日(八月二四日) オーストリア・ハンガリー大使ミュラーは加藤外相を來訪し「膠州灣に碇泊中のオーストリア軍艦カイゼリング・エリザベット號を上海に赴かしめ同地において武装を解除せしむることにしたいから日本政府の斡旋をえたい」と申入れた。然るにオーストリア・ハンガリーは既にイギリスと戦争状態にあるがため日本政府としてはこの申出に對してはイギリス政府と協議する必要があつた。その結果大體イギリス側に異議ないことを回答せんとしていた折柄八月二七日突然ミュラー大使から加藤外相に對し、「日本のドイツに對する行動(即ち開戦)に鑑みオーストリア・ハンガリー政府は大使に日本から退去するよう電訓があつた」と中越したので日本政府は同日直ちにミュラー大使に旅券を交付すると同時に佐藤大使にも引揚方を電訓し茲に日本とオーストリア・ハンガリーとの外交關係は斷絶するに至つた。しかし兩國ともいまだ宣戦の形式はとらなかつた。それが

ため兩國の關係に關しては疑問があつた。しかし(一) エリザベット號の艦長が青島において戰鬪参加の命令をうけていたことがオーストリア・ハンガリー政府の公文によつて明らかになつたので同國は最初から戦意をもつていたこと、(二)その後同國のこの意思の實行としてエリザベット號が青島戰に参加したこと並に同國の潜水戰が日本の商船を撃沈した行爲などに鑑み一九一七年一月一九日の閣議において日本はオーストリア・ハンガリーを敵國として待遇することを決定した。

第二章 日本の参戦

六五

### 第三章 日英露佛の四國同盟締結問題

一 一九一四年八月四日フランス大使は加藤外相を訪問し同大使一個の私見として「この際日本とフランスとの間に同盟條約の成立を見ることをえば大慶である」と申出た。加藤外相は餘りに唐突な申出であるがため、わざと話をそらして可然挨拶した。然るに同大使は八月七日再び加藤外相を訪問し「先日の同盟問題を本國政府に電報したところ交渉を進むべき旨の電訓があつたから茲に改めてフランス政府の名において申出をなす次第である」とのべた。加藤外相はこれに對し「いかなる形式でもよから誤解をさけるため文書に認めて送付ありたい」と回答すると同時に「フランスが日本と同盟したい理由は果して奈邊に存するか」と尋ねたところ同大使は「佛領印度の安全を圖らんとするにある」と答えた。フランス大使が私信體の文書を以て申出た日佛同盟の構想によると大體日英同盟協約を基礎とし日佛間の友好關係を強固ならしめんとするものであつて(一)日佛兩國は日佛同盟條約の規定をイギリスまたはロシアに反抗するため援用してならないことを規定し、(二)第一條には現存

の日佛協約(註)及び兩國間の條約を維持することを聲明し、(三)以下日英同盟協約の第一條乃至第六條をそのまま採用したものである。フランス大使の意見によるとこの同盟によつて(一)日本は國際間におけるその威信を増進しうること、(二)フランスは日本に財政上の便宜を提供しうるに至ること、(三)ロシアは後顧の憂なく全力を對獨戰爭に用いることができるといふにあつた。

(註) 日露戰爭當時フランスはロシアの同盟國としてバルチック艦隊の東航に對するなど種々の便宜を供與し日本の怨を買つてゐる。ビシオン外相は深くこれを憂い一九〇七年初頭樞東におけるフランスの地位を保障する一種の協約の締結を日本に提議した。日本側においても戦後の經營に必要な資金の募集をフランス市場に求める必要があつたなど勞々一九〇七年六月一〇日を以て「日佛協約」と佛領印度に關する宣言が調印された。「日佛協約」は(一)支那の獨立、領土保全、機會均等主義を尊重すること、(二)兩國がそれぞれ主權、保護權、または占有權をもつ領域に接近する支那の諸地方における秩序と平和と安寧の確保を顧念すること、(三)兩國はアジア大陸における相互の地位並に領土權を保持するため前記諸地方に平和と安寧を確保する目的に對し互に支持することを約し、「宣言」においては(一)日本の官吏及び國民は佛領印度において身體及び財産の保護に關し最惠國待遇をうけること、(二)佛領印度の國民及び保護民もまた日本國內において同一の待遇をうけること、(三)日本と佛領印度との關係に關する通商條約は他日に譲ることを定めてゐる。

二 他方露都において八月一〇日サゾノフ外相は本野大使に對し「ロシア政府は豫て日

英同盟に加入したい希望をもち今回の戦争勃発約二週間以前これに關するイギリス政府の意向を尋ねたところグレイ外相はこの考案を歓迎した。然るにその後時局のためこの問題はそのままになつてゐるけれども極東の平和と日露兩國永久の利益のためこの際は是非ともたい考で皇帝に上奏したところ皇帝も同一の御意見で極東露領の平和維持は日本と同盟を結ぶにありといわれた。日本が英露佛の三國と共同して現戦争に加入せられんことを切望するとのべた。

然るに右は日獨開戦以前のことには屬するので加藤外相は今日もロシアがなお本件同盟を要求してゐるか否か、要求してゐるとせばその理由いかんに關し九月一五日本野使の大觀測を求めると同時に、同日在英井上大使に對し「ロシアの希望は日本がまだ參戰せざる以前のことであつて日本を味方に引入れんがためのものであつたと察せられる。果して然らば今日既に日本が英露佛の三國協商 (Triple Entente) 側に加擔して立つた以上ロシアには後顧の憂全くこれなきに至つた次第であるからロシアが日英同盟に加入せんとする目的は或は既に達成されたのではないかと推察されるのみならず、日英同盟は共同の敵を目標としたものであつて今日この同盟を擴張して多數の列強を網羅するとすれば目標なき同盟となり日英同盟

の效力を薄弱ならしむる虞なきにあらざるかと思われる。これは最も熟慮を要する義と考へらるるところグレイ外相は既に本件に贊同の意を表せられたるやに傳えられる。就ては本件に關するグレイ外相の腹藏なき意見を聴取されたいと電訓した。

本野大使からは諸般の事情を觀測してロシア政府は日獨開戦後もなお日英同盟加入の希望をもつてゐるものと信する旨の回報があつた。一方グレイ外相は九月一七日井上大使に對し「今回の戦争破裂約二カ月前ロシア政府においてアジャに關する英露同盟締結の希望を有する旨駐露英國大使から報告があつた。しかし餘りにも漠然たる話であつたので格別氣にも留めずそのまま打過ぎていた。然るにその後露獨開戦當時ロシア大使來訪ロシアは日英同盟に加入の希望を有する旨を告げ右はヨーロッパ戦争勃發に鑑みまた極東將來の平和のためにもロシアの切望するところであるとして本大臣の所見を叩いた。自分は主義上ロシア大使の提言に歓迎の意を表すると同時に日本が戦争に加はるか否か不明なこの際いまだ本件は考慮の時機にあらずとのべほどよく應答しておいた。然るに日獨開戦後間もなくロシア大使は本國政府の内訓により重ねて本件を持出すると同時にできうべくんばアジャ全體に關する日英露の三國同盟とする方が機宜に適している旨を附言した。そこで自分は日本が既にドイツに

對し開戦せる今日、日英露の三國は事實上同盟關係にありとをうべく、從つてロシアに  
おいてもこの際特に本件の議を進捗する必要なべく、もしそれ政治上の目的に出づる同  
盟締結談としてならば交戦進行中のこの際はこれが商議の時機にあらざるべく平和克服後戦  
争の結果として徐ろに相談する方可然と思考する旨を答えておいた。右の如くイギリス側か  
ら進んでならん本件を促進するが如き態度に出たことなきもし日本政府においてこの際本  
件につきロシアとの間に商議を進めんと考であればイギリスにおいても日本とともにその  
商議を進行することに異存ない」と語つた。

三 ところが九月二十六日フランス大使は加藤外相を訪問し日英露佛の四國同盟に關する加  
藤外相の意見を新任フランス外務大臣デルカッセに報告したいと申入れると同時に四國同盟  
の締結方を慫慂した。加藤外相はこれに對し「本件に關してはいまだ考慮中であつてなら  
の決定したことはない。しかし事實上日英露佛の四國はドイツに對し共同して戦争を行いつ  
つある現狀であるから戦争終結を待つて問題を決しても遅くはあるまい」と答えた。しかし  
加藤外相は日英同盟を四國同盟とすることの利害得失に關し今少しく具體的にグレー外相の  
感想を叩く必要を認め、九月二十八日井上大使に對し「露佛兩國加入のため日英同盟が攻守同盟

たる特色を失ひ一種のアンタクトに過ぎざるものと化し同盟の效力を薄弱ならしむるに至る  
虞なきや。また本件に關し英佛間になんらか意見の交換が行われたとすればその梗概を承知  
したい」旨を電訓した。これに對しグレー外相は九月三〇日井上大使に對し「本件ロシアの  
申出に關しては自分はさきにロシア大使に答えた趣旨以上には差向きいまだ具體的に考慮を  
費したことはない。またフランスから日本政府に申出のあつたことは今初めて貴大使から承  
知したことであつてイギリス政府に對しては今日までなんら類似の申出はない。それはとも  
かくとして本案同盟は寧ろ一種のアンタクトと化し日英同盟本來の性質は變更されその效力  
を薄弱ならしむる憂ありとの加藤外相の所見は自分もこれを諒とする。自分としては戦争進  
行中この種問題の處理を好まず戦後適當の時機に譲りたい希望である。故に今後ロシア側か  
ら本件に關する談話のあつた際には豫め日本政府と協議を遂げた上でなければさきにロシア  
大使に答えた以上ならん開示することのできない旨を答える積りである。故に加藤外相にお  
いても類似の場合これと同様の應對をなされてはいかん」と答えた。

四 然るに十一月二七日に至りグレー外相は井上大使に對し「この程サゾーフ外相から  
イギリス大使に對し英露佛の三國同盟は戦時中のみならず平和克服後もこれを維持したいと

て同盟締結問題を持出した。しかしサゾノフ外相は専らヨーロッパ將來の政局のみを眼中におき東洋方面のことには氣付かなかつたようであつた。いづれイギリス政府においてなら措置をとる場合には豫め日本政府に協議する積りである」と語つた。越えて翌一九一五年一月二日サゾノフ外相は本野大使に對し「日露同盟條約締結の件に關してはグレー外相は主義上賛成なるも戦争終結後にする方可然との意見であつた。然るに一月一日駐英大使からの電報によるとグレー外相は意見を變更されたものと見え戦争終結を待たず日露同盟を締結する方得策なるべしとの意見をのべたことである。本大臣が日本との交渉を躊躇したの速かに本件談判を進めた。日本政府の意見を承知したい」と申込んだ。しかし日本政府においてはグレー外相が意見を變更したという報告にも接していないのみならず重ねて本件を考慮すべきならぬの事態も認めていないがため本野大使に對し「わが方から進んでグレー外相にその意見を變更したか否かを問い合わせることも差控えたいからその含みを以て應答されたい」と回訓した。本野大使は一月九日サゾノフ外相にその旨を傳えたところ同大臣は別に意見をのべなかつたけれども大に失望の様子に見受けられたということであつた。

#### 第四章 膠州灣租借地及び南洋諸島處分問題

一 日本は参戦を繞つてイギリスと交渉を行つていた際（一九一四年八月九日）グレー外相が井上大使に對し「日露開戦の曉日本が膠州灣を陥れ戦後これを領有するともイギリス政府において毫も異存ある次第にあらざるにつきこの點日本政府においてなら誤解なからんことを希望する」とのべたことは既に説明した。次いで日本政府からドイツに最後通牒を發送するに至るや支那政府に對しても同時に日英兩國から共同警告書を送致することになつた。然るにその交渉中在支イギリス公使ジョルダンはこの共同警告書に膠州灣還附の保障を記入せんことを主張した。この主張はグレー外相の言明と矛盾するので八月十九日井上大使からグレー外相に照會したところ同大臣はさきの言明を繰返しかかる保障の記入とを必要せざることをジョルダン公使に訓令する旨を答えた。一方加藤外相も八月一七日グリーン大使に對し「膠州灣還附の保障は今日これをなすことをえない。假りにこれを還付するとしても日本は必ず相當の條件を付する要がある。例えば南滿洲におけるわが租借地及び鐵道の處分に

關するが如きものである」とのべ加藤外相が先年ロンドンを去るに臨み關東租借地の問題に關しグレー外相と内談した次第をも内話した(註)。八月二日グリーン大使が持参したグレー外相の來電にも「I have not forgotten the conversation regarding the Liaotung Peninsula which I had with Baron Kato on the eve of his departure from this country, and I realize fully that in return for her expenditure of blood and money Japan may find it necessary to make conditions」とあり加藤大使(當時わが駐英大使)との談話を記憶するのみならず「膠州灣の還付に當り日本は人命と財力を費した報酬として適當な條件を提出するのは當然である」との趣旨をも含んでいる。翌八月二三日井上大使來電にもグレー外相が「日本は極東において最も努めたのであるから膠州灣を要求してもロシヤもフランスもイギリスと同様なら異議はあるまい」と語つたとある。

越えて一九一六年一月二四日井上大使は日本政府の訓令によりグレー外相に在天津松平總領事と在支ドイツ公使との秘密會見の次第を内告したところ同外相は「右 會見の節ドイツ公使ののべた所言中イギリスが政治上日本の妨害者であるというが如きは輕言の甚しいものである」とのべた後「極東方面における日本の發展は必然の運命であつてこの大勢は各國において承認するの外ないというのが自分の宿論である」と語り、更に一月三十一日グレー外相は「幸にして現戦争がわが方の勝利に歸しドイツに對し講和條件を指命するに至つた場合においてもイギリスは戦勝の結果としてなら支那におけるドイツの利権を獲得せんとするが如き意思はない。従つて日本政府において右ドイツの利権に關しなら支那政府に申出らることあるもイギリス政府においては毫も異議を挾まないであらう」と語つた。

(註) 加藤大使は外務大臣に就任のためロンドンを出發するに先立ち一九一三年一月六日と同日二日の二回にわたり特にグレー外相と懇談を遂げ外務大臣就任後實行すべき抱負の一端として續々滿洲問題解決の必要を説きグレーの好意ある了解を求めた。

二 イギリス政府は日本の參戰に當り執拗に日本陸海軍の活動範圍を制限せんと試みながら、イギリス海軍自身は開戦後逸早く八月二十九日から九月二四日にわたり太平洋上における「赤道以南」のドイツ領諸島全部を占領しラバウルにおけるドイツ總督に降伏規約を結ばしめてゐる。戰區制限に關するイギリス側の不合理な要求を斥けた加藤外相は遍くればせながら日本海軍をして一〇月三日から一〇月一九日にわたり「赤道以北」のドイツ領諸島全部を占領せしめた。



然るにヤップ島は赤道以北にありながら日本が占領する以前八月一九日既にイギリス軍艦がこれを砲撃した事實がある。それを根據に九月一二日グリーン大使から加藤外相に「ヤップとナウル島の二島占領のため近々オーストラリア遠征隊が出発するから日本海軍と衝突しないよう希望する」との通告があつた。加藤外相はイギリスに先鞭をつけられたことはやむをえないと考へたのみならず日本海軍がヤップを占領した動機もイギリス側から同島の無線電信所の現状調査を依頼されたことによるのであるから一〇月一〇日グリーン大使に對し、「イギリスは同島に守備隊をおく意向があるか否か」を照會すると同時に「帝國海軍はいつても同島をイギリス軍に引渡す準備がある」と通知した。然るに新聞電報はわが占領諸島全部のオーストラリア引渡を報じオーストラリアの公報もまたヤップの外アンガウルの引渡をうけるため遠征隊準備中なる旨を報じたので加藤外相はイギリス政府に訂正方を申入れたところ一月二四日グリーン大使からオーストラリア遠征隊のアンガウル占領を差止めたとの通知があると同時に一月二六日にはグレー外相の來電として日英兩軍の南洋諸島占領は一時的性質のものであつてその處分は同盟軍が目下占領し將來占領すべき一切の領土とともにすべて戦後同盟各國間における商議に付すべきものであること並に戦後中ドイツ領諸島の占

領問題に關しては更に日本政府と明瞭な了解に到達せんことを希望する」と申出た。そこで加藤外相はこの機會を利用して一二月一日秘密覺書を以て「日英兩國のドイツ領諸島占領は戦後同盟諸國が決定すべき講和條件の協定になら影響を及ぼすものにあらずとのグレー外相の意見に同意する。しかし日英協同作戰の範圍の甚しく擴大せる事實に鑑み日本國民が赤道以北の一切のドイツ領諸島を永久に保持せんことを主張するに對し帝國政府はこれを遂行するにつきイギリスの支持に信賴する」ことを申入れた。これに對し二月五日グレー外相は「加藤外相の秘密覺書第一項と第二項とは矛盾する。イギリスは今日他の與國を差置いて領土の永久占領に關する約束をなしえない。萬事は戦後の協定による解決に待つことの了解の下にオーストラリア遠征隊は赤道以北のドイツ領諸島占領の舉に出でざるべきことを約す」との返事を與えた。これに對し加藤外相は「右秘密覺書第二項は單に日本の希望を友誼的にイギリスに申述べたに止まり今日直ちにイギリスの同意を約せしめんとするものでない。従つて右覺書第一項と矛盾するものでない。ただ時局の推移とともに帝國海軍の行動範圍が甚しく擴大せる結果、講和の際帝國國がその既に占領せる諸島を撤退して他國に引渡すものと考へらるることは實際上不可能なることをグレー外相において念頭におかれんことを乞う」と

の口上書を二月二五日グリーン大使に手交したところ二月二八日「グレー外相は日本の盡力に對し戦後相當の報償をうくべきことは十分これを諒解するも領土の占領は全然戦後の最終協定に障害を及ぼすものでないとの主義に従うべきである」との回答を興え、加藤外相も之れに異存なき旨を口頭を以てグリーン大使に答えた。

越えて一九一五年八月三〇日在佛石井大使歸朝の途次グレー外相の希望により渡英、グレー外相と會見の際南洋諸島の處分に言及し石井大使から「膠州灣を支那に還付することを宣言せる今日、日本國民の希望は太平洋のドイツ諸島に集中されてきた。自分は右の島嶼がさほど重要なものとは思わなけれど今や犠牲の唯一の記念として日本人の前に横つてゐる。従つて萬一これらの諸島をも領有しえないことになれば日本の輿論の興奮は意外の程度に達するならんと憂える次第である。この邊の事情篤とお含みおききたい」とのべたとするグレー外相は「太平洋諸島に關する問題に對しイギリス政府の意向としていまだ同僚にも協議してゐないことであるから只今申述べらる地位にないけれども貴國の内政上の事情は篤と承知しておく」と答えた。

翌一九一六年三月二二日井上大使がオーストラリアの口英通商條約加盟問題に關しグレー

外相と會談の際同外相は「オーストラリアの首相は沿岸貿易の地域に關し目下オーストラリアが占領中のドイツ領諸島が戦後オーストラリアの領有に歸するという假定の下に沿岸貿易區域を赤道以南としたいとの意見であつたから、本大臣からそれでは日本もまた同様の假定の下に赤道以北の各港の沿岸貿易をオーストラリア船舶に禁止することを欲するかも知れないとのべたところ首相はそれは素より致し方ないと答えた」と語つた。その後五月一日グレー外相は「オーストラリア首相から右の事項に關し日本の同意を取付方に關し談話があつたからそれでは赤道以北の分に關し日本に對し同様の承認を興える必要があると再言したところ首相はそれは公平の處置にして全然異存ないと答えた」と語つた。

### 第五章 日本の出兵問題

一 一九一四年八月三十一日サゾーノフ外相は露都駐在の英佛兩國大使と協議を遂げた結果、日本陸軍三個軍團のヨーロッパ派遣を日本政府に交渉するようイギリス政府に依頼した。この要請を傳達したグリーン大使に對し九月三日加藤外相は「主義として到底實行困難である」と答えた。然るに同年一〇月末トルコがドイツ側に加擔して參戰するや一月四日グリーン大使は加藤外相に對し「目下の形勢において萬事はヨーロッパにおける決戰の結果にかかる。然るにトルコが新に戰爭に加はりイギリスの新募兵はいまだ戰場に出づるに至らず今日はただ戰場における現勢を維持するのみである。この危急の際日本の出兵は極めて重大な結果を來すにつき青島の陥落を機とし派兵のこと詮議ありたい。費用はイギリス政府が心配する」というグレート外相の密電を内示すると同時に日本は軍隊をヨーロッパに派遣することによつて戦後列國間の商議において一層有力な發言權をもつに至ると申添えた。その後出兵問題は暫く中絶していたところやがて三度目の要請がきた。即ち翌一九一五年

一月四日グリーン大使は本國政府の來電として「援兵の義もし可能ならばイギリス軍と同様フランスの國境方面における戰團の主たる部分に參加することにしたい」との趣旨を傳えた。加藤外相は今後かかる要請の繰返さるることを豫想し日本政府の態度を確定する必要を認め閣議の承認を経た次の如き覺書を一月一四日非公式にグリーン大使に手交してイギリス政府の申出を拒絶した。

「本件は慎重にこれを考慮したけれども帝國軍隊は徵兵制度及び國民皆兵主義に則つて組織せられその唯一の目的は國防にあるが故に國防の性質を具備しない目的のために帝國軍隊を遠く外國に出征せしむることはその組織の根本たる主義と相容れない。また主義の問題は別として實行の上からするも帝國陸軍當局者の意見によれば帝國軍隊が現戰争に参加して決勝的效果を奏するには一〇個軍團より劣らない軍勢をヨーロッパに派遣することを必要とする。それは帝國軍隊全部の動員及び派遣に外ならないのであつてその結果帝國はその防衛を缺如するに至る」。

その後ベルギー、フランス、セルビアから陸兵の派遣方を勸誘するものがあつたけれども加藤外相は終始右覺書の趣旨を以てこれを拒絶した。

二 然るに海軍の方は多少事情を異にし出兵交渉も陸軍に比較して曲折があつた。即ち開戦後固もなく一九一四年九月二日グレー外相は井上大使に對し「イギリス海軍大臣（チャーナル）は日本政府が差當りその艦隊を地中海に派遣し、追つて戦局の發展に伴い同艦隊を他の方面にも出動せしめられたいという希望である。これがため途中の炭水は勿論必要の軍用品もイギリス政府から供給する。またこの計畫遂行のため萬一日本政府において外國公債を起す必要がある場合にはイギリスは援助を與える」とのべ井上大使の意見を求めた。井上大使はこれに對し「イギリス政府はさきに自ら日本の軍事行動を局限せんことを希望したるに拘らず今や俄かにかくの如き要求をなすに至つた理由いかん」と尋ねたところグレー外相は、「開戦當時における戦區局限の意義は太平洋方面における日本艦隊の行動が遂に列國から疑懼せらるることあるべきを慮つた結果であつて地中海は別問題である」と答えた。加藤外相はこれに對し「帝國海軍は主として外敵防禦の標準に基いて組織されたものであるから遠く外征を企てるに足る強大な餘力なく現に膠州灣の封鎖及び攻撃のため相當の配備を必要とするがため遺憾ながらイギリス政府の希望に應じえない」と回答した。然るに一月四日に至り「イギリス海軍は明年早々バルチック海に進入の計畫がある。そ

れまでには青島も陥落するであらうから日本海軍の勢力を以てイギリス海軍の右の計畫を援助されたい」との申出があつた。次いで一月一五日グリーン大使は「日本政府はイギリス艦隊に協力してドイツとトルコの艦隊を封鎖するためダーダネルスに一艦隊を派遣することに同意されたい。派遣の場合これがために使用せらるる船體の損失に對してはイギリスが補償する。燃料及び軍需品は無料にて一切の便宜を與える」というイギリス海軍から日本海軍にあてた電報の寫を加藤外相に手交した。これに對し日本政府は日本艦隊のヨーロッパ派遣はさきにのべた理由の外更に帝國の國防を毀損し國家に重大な不安と焦慮とを與えるのみならず帝國艦隊の主力が東洋に留任することは極東の平和に缺くべからざる保障であることを指摘してこれを拒絶した。

これを以て艦隊派遣の問題は一年餘り立消えになつていた。然るに一九一六年二月四日グレー外相は井上大使に對し「イギリス海軍省は地中海における警戒勤務のため日本の驅逐艦數隻を同方面に派遣方を希望している。日本政府の應諾をうる見込があるか否か極めて非公式に承知したい」と申出で、次いで二月九日更に井上大使に對し「その後大西洋方面からインド洋方面にドイツの貿易破壊船が出没する危険が増したから地中海方面の代りにシンガ

ポール方面に日本の驅逐艦數隻、インド洋方面に巡洋艦數隻の派遣方を希望する」と申出た。これに對し石井外相（加藤外相は大浦事件に基く政變のため前年七月三十一日辭職）は二月一六日次の如き交換條件をイギリス政府に申込んだ。

「開戦以來極東、インド洋、及び南洋におけるイギリス艦隊に對する援助のため帝國海軍は頗る大なる犠牲を吝まなかつた次第はイギリス本國、オーストラリアその他のイギリス植民地においても夙に認識されているところである。就てはこの際（一）オーストラリア、ニュー・ジブラントにおける日本移民排斥、（二）オーストラリア政府の日英通商條約加盟拒絶、（三）海峡植民地における日本醫師に對する制限を解かざる事實など地方的感情または利益に基く措置に關しオーストラリアその他の植民地において日本に満足を與えしむるようせられたい。」

然るにこれらの交換條件に關しては交渉を累ねたけれども迅速に解決を見る能わざる事情があつた。そこで石井外相は三月二六日井上大使に對し「グレー外相の既にとつた好意的態度を諒とし、なおこの上とも帝國政府の希望に副わんためグレー外相が引續き與えらるべき努力に信頼し、帝國政府においてもイギリス政府の希望に應ずる準備をなしつつある」旨を

グレー外相に傳達するよう訓令した。その結果三月三〇日海軍省は巡洋艦四隻、驅逐艦四隻をシंगाポール地方に派遣した。

その後この問題は暫く沙汰止みとなつていたところドイツが遂に無制限な潜水艦戦を決意するに至るや一九一七年一月一日イギリス政府から改めて日本艦隊の地中海派遣の申出があつた。帝國海軍は百方詮議の上これを應諾することに決し佐藤少將指揮の下に巡洋艦明石及び驅逐艦八隻から成る水雷戦隊を派遣することとなり二月初旬日本を出發せしめた。然るに本野外相（石井外相は大隈内閣の退陣とともに一九一六年一〇月辭職）は日本政府がこの遣艦を應諾する機會を利用し山東省及び南洋諸島に對する日本の要求を支持するようイギリス政府の保障を取付ける必要を認めイギリス政府に對し「連合諸國の完全な勝利を期するたゞめ日本は最後まで努力をつくさんとす。従つて艦隊派遣の如きもイギリス政府の希望に應諾することを得策とする。しかし前内閣がわが海軍の活動區域を限定し地中海への遣艦を拒絶した行懸上現内閣においてその決定を翻えすがためには有力な證據を必要とする。就ては山東省及び南洋諸島問題に關しこの際イギリス政府の保障をうれば最も好都合である」と申入れた。二月一三日バルフォア外相（グレー外相は眼病のため一九一六年一二月辭職）から

珍田大使に對し次の如き正式な回答があつた。

「赤道以南のドイツ領諸島に對するイギリスの要求を日本政府が同一の精神を以て支持するとうり了解の下にイギリス政府は講和會議において山東省及び赤道以北のドイツ領諸島に關し日本の提出する要求を支持することを保障する」(註)。

五月一日に至りグリーン大使は本野外相に極秘の私信を以て「ドイツ潜水艦の活動によりイギリス船舶の損害甚しく事態容易ならざるものあるに鑑みこの際可成多數の日本驅逐艦をヨーロッパ方面に急派するよう配慮されたい」と申込むと前後して五月五日珍田大使夫妻がイギリス皇室の賓客としてウインザー宮に二泊の御召を蒙り優渥な御接待を辱うしたる際陛下から「ドイツは今や偏に潜水艦戰によつてイギリスを饑餓に迫らしめ以て講和を餘義なくせしめんとする考を以て極力努力しつつあるもイギリスは素より斷じてこれに屈するものにあらず」と斷乎たる口調にて仰せられた後潜水艦を退治する上には驅逐艦の必須なる次第を御説明の上「この際日本からでもできるだけ驅逐艦の援助をうれば仕合せである」と衷心から希望された。仍つて日本政府は五月一日の閣議においてイギリス政府の希望を容れ更に驅逐艦四隻を増派することに決すると同時にイギリス政府に對し「これ全くわが海軍の現状に

おいて餘力なきを忍んで決行した次第であつてこの造船のために生じた缺陷を補填するがため新に若干の代艦を急造する必要があるに至つた。就ては艦艇及び一般船舶の建造に要するヘマタイト、銑鐵、機械類、鐵管用ピレットなど特殊材料にして日本内地に産出せざるもの供給を仰ぎたい」と申入れた。これに對し五月三〇日セシル外相代理は珍田大使に「イギリス自身大に材料の缺乏を感じておる次第であるから日本はアメリカからえられてはいかんと尋ねた。大使は「日本政府は百方手段を講じた後結局イギリスに依頼するの外のいかに決した」旨を答えた。六月一日グリーン大使からも本野外相に對し右の造船材料は、「イギリス政府がアメリカに注文済になつてゐるから日本に分與しうるものがあるれば日本政府はこれを受取るや否や、またこれを日本に運ぶがため日本政府において相當の措置をとられるや否や本野外相の意見を承知したい」と申出たので外相は「自分一個の意見としてはもし左様なことが實行されるれば至極好都合と考へる」と答えた。

(註) 本野外相はイギリス政府から取付けたと同一保障をフランス及びロシアの兩政府からも取付ける必要を認め一九一七年二月一九日在東京兩國大使を通じて本國政府の考量を求めた。これに對しフランス政府は三月一日付證書を以て日本政府の申出通りの保障を興えんと同時に、支那を對獨戰爭に引入れることに關し日本政府の援助をうけたい

希望を申し越した。ロシア政府も三月五日付秘密書を以て日本政府の要求する保障を與える旨回答した。茲に於いて日本政府はイタリ政府に對し本件に關する英露佛三國政府との交渉成立の次第を通報したところイタリ政府としてもならぬ異議ない旨の返事があった。

### 第六章 單獨不講和に關するロンドン宣言に加入問題

一 日本、イギリス、フランス、ロシアの四國はドイツを敵とする共同の戦争に従事しつつあるけれども四國間には單一の同盟條約が存在する譯ではなかつた。フランスとロシアとの間には一八九八年以來ドイツを假想敵とする露佛同盟が存在していたけれども、イギリスとフランス、イギリスとロシアとの間には所謂アンタント(協商)とよばれる外交問題に關する了解があるに過ぎなかつた。そこで露佛同盟側の希望により開戦後間もなく一九一四年九月五日ロンドンにおいて「フランス、ロシア、イギリス政府は現在の戦争中は單獨に講和しないことを相互に約束する。三國政府は講和條件を議する場合はづれの同盟國も豫め他の各同盟國の同意を経ずして講和條件を要求しないことを約束する」旨の所謂單獨不講和に關する宣言が調印された。

二 他方日本とイギリスとの間には一九〇二年以來日英同盟が存在し現に今回の日本參戰も同盟の誼によつて行われたものであるけれども日本とフランス、日本とロシアとの間には

既にのべた如く開戦以來兩國から尋りに同盟締結の申出はあつたけれども少くとも加藤外相の在任中は實現しなかつた。

前述のロンドン宣言成立の日グレー外相は井上大使を招き、「イギリスとフランス及びロシアとの間にはこれまでなんらの取極がなかつたので今回共同に従事する戦争に關し兩國政府と條約を結んだ。しかし日本とイギリスとの間には同盟協約第二條の規定が存在するが故に今更改めてかかる條約を結ぶ必要はない。イギリス政府は講和の締結及び講和の條件に關しフランス及びロシアと結んだ條約によりイギリスが既に負擔する義務たる日英同盟協約の規定を毫も變更するものとみなしてならないこと並にイギリスが戰闘及び講和に關し日本と共同し且つ双方合意の上これを行うことは言をまたざるものなることをフランス及びロシアに通告した」との覺書を手交した。

三 然るにフランスとロシアは容易に日本との同盟を断念しない。一九一五年一月一日グレー外相の井上大使に語るところによれば一月九日フランス及びロシアの兩國大使相携えてグレー外相を訪問し各自國政府の内訓に基き(一)兩國政府は日英露佛の四國間に永久的同盟を締結したい考なること、(二)もしこのこと直ちに行われ難いとすれば英露佛三國間の

ロンドン宣言に日本を加盟せしめたい希望であるとしてグレー外相の意見を求めた。外相はこれに對し(一)兩國の提議は主義上頗る歡迎するところなるも永久的同盟問題は戦争繼續中のこの際何分その時機でないからよろしく戦後に譲ることを妥當と考へること、(二)日本の意向も同様であると考へること、(三)ロンドン宣言に日本を加盟せしめることについては日本は直接右の宣言に關係ないけれども既に事實上英露佛三國と共同戰闘、共同講和の關係にあるを以て今更日本を右宣言に加盟せしめる必要はあるまいとのべ日英同盟協約第二條の規定を兩大使に示したとのことである。井上大使はこの會見において露佛兩國今回の提議の背後にはなんらか特殊の動機でもあるのではないかとグレー外相の所見を求めたところ外相は「サゾーノフは種々の發案を好む人物であつて現に先達もバルカン問題に關し二回ほどこの種の例があつた。今回も畢竟かれの癖から出たものであつて格別深い動機とてはないものと考え」と答へた。實は露佛兩國が開戦以來執拗に日本との同盟を求めている理由は日本が何時ドイツと單獨講和を結び背後からロシアに打つてかかり、また佛領印度を奪取するかも知れないという深い危惧の念をいだき、それを防止する手段として日本を抱きつかんとするにあることは外交の常識であるけれども、まさかグレー外相がさうであるとはいふ筈はあり



えない。加藤外相はこれに對し「日本と英露佛の三國との間には新に約束を結ばずとも日本は當然三國と同等の關係にあることはグレー外相の説明により露佛兩國政府において了解濟のことに信するけれども、もしなお必要ありとグレー外相において思惟するにおいては適當の手段をとらねたい」と申入れたところ、グレー外相は「ロンドン宣言に關する日本の地位については露佛側において誤解の餘地ないよう念のため更に兩國政府に通報しておく」と承諾された。この間一月三日在佛石井大使から戦後講和の際日本の發言權を確保するためロンドン宣言に加入の必要ある旨の意見具申があつた。加藤外相は露佛兩國政府が果してグレー外相から右の通報をうけたか否かを確めるよう本野、石井兩大使に訓令したところ、石井大使から「(一)フランス政府は確かにグレー外相から通報に接していること、(二)フランスは日本が日英同盟協約第二條によりロンドン宣言に加盟したと同一地位にあるものと認むるに異存ないとの回報(二月一日)があり、また本野大使からは(一)ロシア政府の見解はまさにロシア議會に行つたサゾーノフ外相の演説中日本に關する部分につき承知されたこと(註)、(二)ロシア政府は日本が日英同盟協約第二條により恰かもロンドン宣言に加盟したと同一地位にあるというイギリス政府の見解に同意した旨の回報(三月一日)があつた。

(註) 日英同盟協約中には兩締約國が單獨に講和を結ばないという規約がある。故にドイツはイギリスと講和する以前、從つて露佛兩國と講和する以前、單獨に日本と講和することはできない。日露兩國現下の關係に鑑み最近日本が支那に對し行つた要求(所謂二一カ條要求)がならんロシアの利益に抵觸するところないを確信する。

四 越えて七月六日グリーン大使が加藤外相と會談の節またまた日露同盟論に言及したので外相は(一)根本の主義においてならん反對すべき理由はないけれども現下の戦争が終了した後にこれを議する方がよろしいこと、(二)グレー外相も同一意見をもつておられること、(三)グレー外相から意見變更の通知がない限り當方も當初の意見通りとお承知ありたい」と答えた。然るに七月二四日に至りグリーン大使はロンドンのロシア大使がグレー外相にのべたことを覺書にして加藤外相に送つた。その覺書によるとロシア大使から「在露日本大使との會談並に在日露國大使からの報告によりサゾーノフ外相は日本政府がロシアとの關係を一層親密ならしむる問題を熱心に研究中であつて正式に同盟條約を結ぶことすら熟考中であるとの印象をうるに至つた。サゾーノフ外相自身かかる考案に賛成であるもののようにである。サゾーノフ外相は日英露三國間の同盟か協商、または右三國にフランスを加えた四國間の同盟か協商に賛成するもの如くサゾーノフ外相の意見によればロンドン宣言に日本の加入

することにより右の如き結合の端緒が開かれるに至る」とのべたところ、グレー外相は(一)この問題は開戦當初に起つたこと、(二)當時主義上これに賛成することを言明したけれども關係諸國が戦争に従事している際永久にわたる同盟を討議することの困難を指摘したこと、(三)この見解は當時加藤外相も同感であつて今日もなお同一意見をいだているものと信ずること、(四)別個の同盟に對する提議はすべての當事國が協力中なる現在の戦争の終局に於いて行うことが一層自然であること、(五)従つて加藤外相と豫め打合せた上でなければこの上本件に立入ることができないと答えたというのである。加藤外相はこれに對し「露都の本野大使がどんな會談を行つたのかまだその報告に接していない。また東京のロシア大使がどんな情報を本國政府に送つてゐるか承知しないけれども、日本政府が目下日露兩國間の關係を更に密接ならしむる方法に關し特に考究しつあるような事實はない。日露同盟締結に關する加藤外相の見解は既に累次グレー外相に内々申入れた通りであつて今日もなら變更はない。日本政府はロンドン宣言には加入してはいないけれども日英同盟協約第二條により戦争の遂行及び共同講和に關し恰も右三國宣言に加入しおるか如くイギリスと同一地位にあるものと了解する。従つて日本政府においてはロンドン宣言に加入するに關し特に異議をも

つものでもなければまたこれに加入する必要をも認むるものでない」と答えた。

五 然に八月二日に至りグリーン大使から日本政府に對し「グレー外相の見解によれば現在最も注意を要することはロシアに對し物質的並に政治的援助を與えることである。物質的援助とは軍需品を供給することであつて、政治的援助とは日英同盟を維持しながら日露關係を接近せしむることにある。日本がロンドン宣言に加入するにおいてはロシアをして直接日本と結合せしむるの效果がある。素より日本が既に日英同盟によつて右の宣言に連繫してゐることは疑ない」との意味を申越した。翌八月三日グレー外相は井上大使に對し「サゾーフ外相が日露關係にかく焦慮する所以のものは多分日露兩國間に現下の時局を利用して接觸の連繫をつくりおかんとするの希望に由るものと思われ。日本はイギリスに關すると均しく事實上ロシアとの間にも共同戦争、共同講和の地位にある次第であるが右は日英同盟による間接の結果であつて日露兩國間にはこの點につきなら正式の協商が成立してはいない。故にもし日本にしてロンドン宣言に加盟するにおいては茲に日露間に直接の連繫ができサゾーフ外相の希望も差當つて満足される。故にこの際もし三國協商側から正式の招請があつた場合日本はロンドン宣言に加盟の運に至るや否や貴見いかん」と尋ねられたので井上大使は

「日本はロンドン宣言の調印國と事實上同一の地位にあると了解しているが故に特に加盟の必要を認めないけれども改めて左様な正式の照會があれば日本政府は素より好意を以て考慮するものと思う」と答えたところグレイ外相は「然らばロシア側にその意味の返事をしておく」とのべた。この間大隈兼攝外相は英、露、佛、伊駐在のわが大使に對しロンドン宣言加盟の可否に關し意見の具申を求めた。果然八月一九日グリーン大使は本國政府の訓令に基き大隈兼攝外相を來訪し日本政府のロンドン宣言加入を正式に招待し、加入の形式はロンドンにおいて日本大使と協議するが原宣言の例に倣い日本大使の調印を求めることにしたといふ添えた。大隈外相はこれに對し「日本政府は宣言加入に異議はない。しかし公式の決定は閣議の決定を経て聖斷を仰ぐ必要がある。たとえ日本が加入しても現在以上に新たな義務例えはヨーロッパ出兵（駐伊林大使の意見）というが如き義務を發生しないものと了解する。假りにそんな義務を發生するものとすれば日本政府としては大に考慮しなければならぬ」とのべ宣言加入によつてなんらかの條件を課せらるるや否やを質したところグリーン大使も「貴説の如くなら新たな義務を課するものでないと考える」旨を答えた。三十五日の九月二三日午後三時大隈外相は英露佛三國大使を首相官邸に招き三國政府から招請をうけたロンドン

宣言加入の義閣議において異議なく可決し上奏裁可を経た旨を通告し、次いで一〇月一九日ロンドンにおいて井上大使をして「日本政府はロンドン宣言の各條項に充分且つ完全に加盟」する旨を通告せしめ正式の手續を完了した。

第七章 所謂二カ條要求

1715  
10  
18  
三ノ書  
一 日本とドイツとの戦闘は一九一四年一月七日青島の陥落を以て一段落を告げた。しかし兩國間の戦争状態は依然として繼續してゐるのみならず連合與國とドイツとの交戦は將に酣ならんとする際であつた。しかし日本政府は日獨戦争の前途いかに拘らず山東省におけるドイツの權益にして日本の手に歸したものの處分に關し豫めその原所有者たる支那政府の承諾を取付けおく必要を認めただのみならず(日露戦争當時はこの逆であつて滿洲におけるロシアの權益讓受に關しては先づ現在の所有者たるロシアの同意を取付け然る後その原所有者たる支那の承諾を取付けた)この機會を利用して支那政府をして滿蒙における日本の特殊地位をも確認せしむると同時に日支兩國の關係を一層緊密にすべき諸般の事項に關しても併せて協定を遂げおくことを妥當と認め一九一五年一月一八日次の如き合計二カ條から成る要求條項と希望條項とを支那政府に提出した。これが世に所謂二カ條要求なるものである。

しかしそのうち七カ條は希望條項であつて眞の要求條項は一四カ條であつた。然るにこの交渉に關しては支那側は勿論 歐米諸國殊にアメリカにおいて囂々たる輿論の批難を招くのみならず、國內においても反對黨は勿論、元老の間において政府の責任を糾弾する聲が強く起り對外的にも對内的にも重大な政治及び外交上の問題となつた。

(甲) 要求條項

第一號 (山東省に關する件)

- (一) 支那政府はドイツが山東省に關し條約その他によつて支那に對し有する一切の權利、利益、讓與などの處分に關し日本政府がドイツ政府と協定することあるべき一切の事項を承認すること
- (二) 支那政府は山東省内もしくはその沿海一帶の地または島嶼をなんらの名義を以てするに拘らず他國に讓與または貸與せざること
- (三) 支那政府は芝罘または龍口と膠州灣から濟南に至る鐵道とを連絡すべき鐵道の敷設を日本に允許すること
- (四) 支那はなるべく速かに外國人の居住貿易のため自ら進んで山東省における主要都市

を開くこと(その地點は別に協定する)

第二號 (南滿洲及び東部内蒙古に關する件)

- (一) 旅順、大連の租借期限並に南滿洲及び安奉鐵道の各期限をいづれも更に九九年つづ延長すること
- (二) 日本國民は南滿洲及び東部内蒙古において各種商工業上の建物の建設または耕作のため必要な土地の賃借權または所有權を取得しうること
- (三) 日本國民は南滿洲及び東部内蒙古において自由に居住、往來し各種の商工業その他の業務に従事しうること
- (四) 支那政府は南滿洲及び東部内蒙古における鑛山の探掘權を日本國民に許與すること(その探掘すべき鑛山は別に協定する)
- (五) 支那政府は左の事項に關しては豫め日本政府の同意を経ることを承諾すること
  - (一) 南滿洲及び東部内蒙古において他國人に鐵道敷設權を與えまたは鐵道敷設のため他國人から資金の供給を仰ぐこと
  - (二) 南滿洲及び東部内蒙古における諸税を擔保として他國から借款を起すこと

(六) 支那政府は南滿洲及び東部内蒙古における政治、財政、軍事に關し顧問、教官を要する場合には必ず先づ日本に協議すること

(七) 支那政府は吉長鐵道の管理、經營を九九年間日本に委任すること

第三號 (漢冶萍公司に關する件)

(一) 將來適當の時機に漢冶萍公司を日支兩國の合辦とすること、支那政府は日本政府の同意なく同公司に屬する一切の權利、財産を自ら處分しまたは公司をして處分せしめざることを

(二) 日本資本家の債權を保護する必要上支那政府は漢冶萍公司に屬する諸鑛山の附近における鑛山に關しては同公司の承諾なくこれが探掘を同公司以外のものに許可せざること、その他直接間接同公司に影響を及ぼす虞ある措置をとる場合には必ず先づ同公司の同意を経べきこと

第四號 (支那の港灣、島嶼不割讓の件)

(一) 支那政府は支那沿岸の港灣及び島嶼を他國に讓與または貸與しないこと

(乙) 希望條項

第五號

- (一) 中央政府に政治、財政、及び軍事顧問として有力な日本人を傭用すること
- (二) 支那内地における日本の病院、寺院、及び學校に對し土地所有權を認めること
- (三) 従來日支兩國間には警察事故の發生を見ることが多く、不快な論争を醸したことから少なからざるにつき、この際必要な地方における警察を日支合辦とするか、またはこれら地方における警察官廳に日本人を傭用し支那警察機關の刷新確立を圖るに資すること
- (四) 日本から一定數量の兵器の供給を仰ぐか、または支那に日支合辦の兵器廠を設立し日本から技師及び材料の供給を仰ぐこと
- (五) 日本資本家と密接な關係をもつ南昌及び九江の發展に資するため且つは南支鐵道問題に關する永年の交渉に顧み、武昌と九江・南昌線とを連絡する鐵道、並に南昌・杭州間、南昌・潮州間の鐵道敷設權を日本に許與すること
- (六) 臺灣との關係並に福建不割讓約定との關係に顧み、福建省における鐵道、鑛山、港灣の設備(造船所を含む)に關し外國資本を要する場合には先づ日本に協議すること
- (七) 支那における日本人の布教權を認めること

加藤外相は日置公使に對し

「もし支那政府がわが要求全部を應諾するにおいては膠州灣租借地の還付を詮議するも苦しからず、尤も同地を開放して商港となし日本の專管居留地を設けることを絶對の必要とする」ことを訓令すると同時に南滿洲及び東部内蒙古に關する(一)と(三)に關しては先づ前記の通り開談を行い、先方においてこれを肯せずやむをえないときは(二)を支那政府は外國人の居住及び貿易のため自ら進んで本條約附屬書(略)に列記する諸都市を開放すること、また(三)を支那政府は日支兩國國民が合辦により農業及び附屬工業を營まんとする場合これを承認すると修正しても差支ない旨を併せ訓示した。

交渉

二 交渉は二月二日から開始されたけれども支那側の態度は強硬であつて一般的にわが提案の削除または輕減を求め、就中(一)膠州灣の還付を聲明すること、(二)膠州灣の處分に關する日獨交渉に支那が參加すること、(三)膠州灣における日本の用兵に基く損害を賠償すること、(四)東部内蒙古に關する條項を全部削除すること、(五)第四號及び第五號の全面的撤回を要求するなど容易にわが提案に應諾する色を示さないのみならず、交渉の進むに従い日本側の提案各條項が濫りに誇張されて外間に流布され、また談判の内容が隨時新聞に洩され局面徒らに紛糾を來し妥結を遅延せしむるに至つた。會合を重ねること三四回、

日本

4月26日修正案

提出並膠州灣の還付を聲明した(註)

三ヶ月の日子を費すもなら決定せず、その間日本側は要求の部分的な緩和及び撤回を行うなど幾多の譲歩を餘義なくされた揚句、四月二十六日には「修正案」を提出するとともに膠州灣の還付を聲明した(註)。

中日 五月一日

日本側は五月一日が修正案に對する支那側の「修正案」を提出し膠州灣の無條件還付と日獨講和會議に支那側の参加とを要求する外、膠州灣における日獨戦争による損害を全部日本側において賠償することなどを要求した。茲において日本政府はこの上交渉を繼續する餘地なきものと認め五月七日最後通牒を以て第五號(希望條項)は福建省に關し妥結に到達した部分を除き他は全部今回の交渉題目から引離し他日の交渉に譲る旨を通告すると同時に、四月二十六日提出の日本政府修正案通り應諾せんことを求め五月九日午後六時までに満足な回答がえられない場合日本政府は必要と認むる行動をとる旨を聲明した。その結果支那政府は期限よりも一七時間早く五月九日午前一時外交總長を日本公使の許に派遣し日本の要求全部を直ちに受諾する旨の公文を手交し、五月二十五日を以て二個の條約と一三個の交換公文とが成立した。

(註) 日公使は四月十七日早くも東京政府に對し(一)この上論議を重ねても交渉進展の見込絶無なること、(二)第五號(希望條項)に關しアメリカ、イギリスから日本に交渉のあつたことを支那側は日本に對する干渉の第二步と認め支那側の態度一層悪化すること、(三)支那における排日熱の昂盛すること、(四)支那におけるアメリカ人、イギリス人が日本を諷刺すること極端に走り在留日本人との關係に對し異常な事變に及ぶかも知れないこと、(五)今や最後の決意を示し回答の期限を切つて具體的協定案を強制する時機到來することを上申している。

1月22日

イギリス

三 日本政府は對支交渉の開始後間もなく一月二十二日第一號から第四號までの要求條項を同盟國たるイギリス政府に通告した。然るにその後諸外國から日本政府が極めて重大な要求を内密に支那政府に提出せる情報があつたとの理由の下に事實の問合せがあつたのでアメリカ、フランス、ロシアの三國政府にもイギリス政府に對すると同様第一號から第四號までの要求條項を通告した。しかし第五號は希望條項に過ぎないという理由の下にイギリス政府にすらこれを秘密にしその存在にも言及しなかつた。然るに支那側が第五號の全部を暴露したため全世界に知れわたつたので一面支那政府の不信を難詰すると同時に他面二月二十日(一)から二月二十七日にわたりイギリス、アメリカ、フランス、ロシアの四國政府に第五號の希望條項の全部を内告しその各條項がいずれも不當の要求でないことを説明した。

イギリス

四 二月二十二日グリーン大使は加藤外相を訪問しグレー外相の來電を示し(一)イギリス

國民の既得權と牴觸するが如き要求または希望を提出せられたるにおいてはイギリス政府と隔意なく協議されることと信ずること、(二)支那に對しその領土の保全と政治的獨立とを害すると認めらるる要求を提出せらるるが如きことなきを望むと申出た。加藤外相はこれに對し「イギリス政府からならぬ故障の申出づべきものがあらば交渉終了の上にせられたい。是非ともそれ以前に申出を要することがあるとも支那側へ申入れられぬよう致されたい。もし「既得權」の意味が南支鐵道の件でありとすれば交渉終了後いかようにもイギリス側と話し合いをつけうる」と答えた。

越えて三月八日グレイ外相は本多參事官に對し「日本提出の條項中直接イギリスに關係あるは南支鐵道問題のみであるけれども同問題の如きはいはわは小事に過ぎない。自分の最も懸念するところは日支問題から起生すべき政治上の事態の進展にある。イギリスは第三國側の質問に對してきうる限り日本の要求を支持し同盟の誼を全うする考なるも萬一日支間に異常な事態でも發生せんか日英同盟の目的に悖るものとして内外から質問をうけイギリス政府の立場は頗る困難になる。就ては日本政府においても隱忍自重の態度に出でられたい。但し日本の支那における活動殊に滿洲における日本の地位伸張は自分の常に同情するところである」

とのべた。

三月一〇日グリーン大使は南支鐵道に關する長文の覺書を加藤外相に提出し日本の提案にかかげられてある各條がイギリスの既得權に牴觸することを逐一具體的に説明し日本政府の考慮を促した。これに對し加藤外相は四月二八日付覺書を以てイギリス政府の主張の不當なることを反駁し支那政府に提出した日本政府の最後の修正案をかかげイギリス政府が十分日本政府の地位を諒解し右修正案に異議を挟むが如きことなからんことを切望した。

四月二八日井上大使はグレイ外相にわが對支最終修正案を内報し日本政府の眞意を説明したところ外相は「修正案の内容に關しては直ちにならん意見を開陳することはできないけれども談判不成立のため日支兩國間の關係が破裂を見るに至るが如きことなからんことを切望する。萬一破裂するが如きことあるもその原因は日英同盟の精神と衝突するが如きことなからんことを望む」とのべ、更に五月四日グリーン大使の持參せるグレイ外相の來電には(一)日支交渉における未決問題の主なるものは第五號であると思考するも第五號は希望條項に過ぎないこと、(二)顧問の件は他國の顧問全部を合計したものよりも多くの日本人の僱聘を要求せるものなりとの説あること、(三)兵器の件は將來これが供給を獨占せんとするものなり



との説あることなどをのべ、「これがため萬一日本支兩國の國交破裂を見るが如きことあるに  
おいてはイギリスの輿論は日英同盟の精神に反するものとして沈黙すること能わざるべし」  
との趣旨をのべている。五月六日グレイ外相は井上大使に對し「日本がイギリスに諍らずし  
て支那に強壓的態度に出づることなかるべきことを望む」とのべ五月七日井上大使から最後  
通牒發送の旨を通告したところグレイ外相は日支國交破裂に對し憂色を示した。然るに支那  
が最後通牒を受諾した旨を聞いたグレイ外相は井上大使に對し「今日の平和的落着には自分  
も祝意を表しイギリス國民も満足してゐるところである。實は五月六日貴大使の説明により  
支那側の要求理不盡なることを知り五月七日在英支那公使に説諭すると同時にジョルダン公  
使にも發電して日本の最後提案は頗る寛大なるものであるから直ちにこれを承諾し時局の妥結  
を圖ることが支那の利益なるべき旨を支那政府に非公式且つ強硬な勸告を與えるよう訓令し  
た」と語つた。

五 一方アメリカ政府は三月一三日長文の書翰を珍田大使に送致しアメリカは主義として  
もまた支那との條約(一八四四年、一八五八年、一八六八年、一九〇三年)によつても山東  
南滿洲、東部内蒙古に關する日本の要求に反對すべき根據をもつてゐるけれどもアメリカは

「領土の接壤が日本とこれら地方との間に特殊の關係を創造することを卒直に承認する」  
(the United States frankly recognises that territorial contiguity creates special relations between Japan  
and these districts) ため日本提案の第一號及び第二號には異議を挟む意思はない。また第四  
號及び第五號の(二)、(五)、(七)に關してもアメリカまたはアメリカ市民の現存の權利及び  
利益に特別の脅威を與えるものとは認めない。（か）武器及び彈藥の購入を日本からにのみ  
制限せんとする第五號の(四)と福建省の開発を獨占せんとする第五號の(六)とはこれが  
實現を見ることになれば他の國民の商工業に對する機會均等主義に背反するものと考へる。  
これら二つの事項はアメリカが支那との條約によつてえた權利と牴觸する。更に支那沿岸の  
港または屬島の讓渡または租借を禁止する第四號、支那をして日本國民を行政、財政、軍事  
の顧問に使用せしめることを要求した第五號の(一)、並に支那の警察を日本と共同に行うこ  
とを提議した第五號の(三)に關しても注意を喚起したい。それよりも更に重大なことはもし  
これらの提案が支那政府の容るところとなれば支那の領土的保全(Territorial Integrity)は害  
せられないとしてもその政治的獨立(Political Independence)及び行政的保完(Administrative  
Integrity)を毀損すること明白である。アメリカはある一國が支那に政治上、軍事上、または經

済上の支配権を獲得することに無關心たりえない。アメリカ政府の確信するところによれば日本が支那を強制してこれらの提案に屈服せしめんとすることは支那人の憤激を醸しまた他の利害關係國の反對を招き日本政府の欲しない事態を創生することに終る。しかし「アメリカ政府は東洋において日本が卓越せる地位をもつことや、日支兩國が相互の利益のため密接に提携することを嫉妬するものでなすことを強調した。」(the United States Government can not too earnestly impress upon Your Excellency's Government that the United States is not jealous of the prominence of Japan in the East or of the intimate cooperation of China and Japan for their mutual benefit)。アメリカはまた日本の邪魔をしたり日本を困らせたり、支那を動かして日本に反對せしめんとするが如き意思は毛頭ないと申出た。

三月二〇日加藤外相は米國大使を引見し右ブライアン書翰に對する回答として珍田大使宛の電報を読みかき特に福建省に關しては(一)同省が臺灣に近接するため日本は甚だ敏感であること、(二)數年以前へイ國務長官が海軍貯炭所として福建省の一港を改修せんと提議したがため不安を感じていること(註)、(三)この不安は最近またベヌレム製鋼會社が同港改修に關し支那と契約を交渉中との報道により喚醒されたことをのべ、「日本の要求する

目的はいかなる國のいかなる行動にせよ福建省に地歩を占めることのないよう保障をえんとするにある。日本は福建省に地歩を占めんとする他國の計企を以て日本に對する非友誼的且つ有害なものともみなざるをえない。日本は單にかかる事柄を阻止せんとするにあつて日本自身同省に排他的な商業上の利益をえんとするものではない。福建省は貧省であり價値ある鑛業資源も存在しない様子である。鐵道を布設するにしても地形が山嶽地帯であることと一般に貧省であることのため金がかかるのみで利益にはならない。もし日本がアメリカの申出によつて福建省に關する要求を撤回したということが世間に洩れれば猜疑と憤激とを惹起し日米間に増進しつある友好關係を阻害する」とのべ、「この要求の撤回をアメリカが承認するに先立ち日米兩國間に福建省に關し將來の不安を一掃するため腹藏なき友誼的聲明を協定してはいかん」と申込んだ。

三月二六日ブライアン國務長官は福建省問題に關し在日アメリカ大使に次の如き訓令を與えた。

「日本政府はへイ國務長官の海軍貯炭所に關する提議を以て依然アメリカが福建省の沿岸に讓與(コンセッション)をえんとしている證據とみなしている。しかしアメリカ政

府はかかる目的も欲望ももっていない。アメリカ政府は日本政府がかかる危惧の念をいだいていることを遺憾とするが故にこの問題に關し日本政府を安心させることをえば欣快とするところである。仍て貴官は日本政府に對し日本が支那との間にいかなる外國に對しても福建省沿岸の港灣を改修し、もしくは貯炭所または海軍根據地を設置する目的を以てする讓與を許さない協定を結ぶことに對しアメリカ政府は寸毫も反對しない旨を通報されたい。かかる協定が日支間に結ばれ更に交換公文を以てアメリカがこれを承認するにおいてはアメリカの欲望または意圖に關する無益の臆測と危惧とを一掃することができる。福建省において許與される讓與に關し相談に與りたいという日本の欲望は福建省の沿岸に外國の勢力が伸張することを阻止せんとする願望に基因している。故に右の危惧が去つた後においては福建省の奥地開發に關しなら特殊の利益を主張する必要はなくなるものと想像する。このことは貴官の報告及び珍田大使の通牒にのべてある。もし日本政府において福建省奥地の開發に關し不安を感じるにおいては貴官は日本政府に對しいかなる外國にも鐵道布設の特權を許與しないという提議をなすことが得策ではないかと尋ねられたい。但し支那政府自身は福建省開發のため必要と認むるいかなる鐵

道も建設、所有、運營することができ。しかし外國の借入資金を以てこれを建設する場合にはその鐵道を債權者の抵當に入れるとか、またはその他の方法による擔保に供してならないという了解の下にこれをなす。

越えて四月一四日ブライアン長官は一己の私見として珍田大使に對し「兵器の件」に關しアメリカが日支兩國間に仲介の勞をとるときは談判進捗上に裨益するところあるのではないかと述べた。珍田大使はそれこそ恰も支那が待ち設けているところであつて仲介の結果は却つて談判の紛糾を増すのみであると答へこの問題はそのままに終つた。

然るに四月二九日に至りブライアン長官は珍田大使の來訪を求め一の半公信を示し(一)日本の要求條項と希望條項との區別が支那側に十分徹底してないよう思われること、(二)漢冶萍公司に關する要求は支那の主權に反しまた附近の鑛山についても各國の權利に背反するようであること、(三)アメリカ政府においてある程度まで秘密嚴守の責を緩くしたいことの三點を申出た。珍田大使はこれに對し日本政府において目下最終修正案を提出せんと準備中であることを豫告し申出の三點に對しそれぞれ適當な辯明を行いこれを撤回せしむることに成功した。翌四月三〇日わが最終修正案をアメリカ政府に通告したところブライアン長官

は(一)滿洲における租税に對し日本領事の承認を必要とする件並に(二)漢冶萍に關する件はとも支那の主權に背反すること、(三)顧問の件はなお排他的の如く見えるとのべたので珍田大使から逐一その然らざる所以を説明した。

(註)一九〇〇年二月七日國務長官ジョン・ヘイは在日パット公使に對し「アメリカ海軍が福州の北方三都澳に貯炭所を望むこと切なるものがある。就ては右に關しアメリカが支那と交渉することに日本政府において異議ありや否や非公式且つ慎重に確められたい」と電訓した。二月一〇日パット公使が加藤外務大臣(一五年後に偶然にも再び加藤高明が外務大臣であつた)に確めたところ外相は右はワシントンの日本公使からも電報があつたので既に陛下に上奏し首相代理並に大隈に病氣發症中の伊藤首相にも相談の結果アメリカ政府の申出に應じかねる次第を決定し既に詳細ワシントンの日本公使に電報済みであると答えた。その際加藤外相がパット公使に朗讀した拒絶の理由は(一)支那政府は福建省のいかなる部分もこれを他國に割譲せざる自制的約束を日本政府に對して行つてゐる事實に顧みアメリカの提議は事實上右の約束を放棄することになる、(二)然るに右の約束は地理上の關係その他の事由により日本政府の最も重きをおくところである。蓋し一度ある國が同省に領土上の利益を獲得する途を開けば他國が同種の讓與をすることを阻止できなくなるからである、(三)日米兩國政府が加盟してゐる英獨協定第二條に顧みアメリカ政府がその望む領土上の利益を獲得するに對しては直ちに同協定第三條の發動を促すに至りその結果に對しては日本政府は深甚な憂懼の念を禁じえない、(四)これに劣らない重大なことはアメリカの執らんとする措置が現に極めてデリケートな状態にある北京の政局に及ぼす影響である、(五)必要之日本政府自身は支那になんら領土的意圖をもつていない。日本の方針は支那の領土保全にある。日本はアメリカが支那の領土保全を切望して

るという國務長官累次の聲明に満足してゐる。かかる目的を達成する最良の方法は同一見解をもつ諸國が領土上の要求を行う口實を他國に與えるような利益を承諾しないことである、(六)これらの理由により日本政府はアメリカ政府が斷然今回の計圖を放棄せんことを切望するといふにあつた。

六 五月六日ブライアン長官は珍田大使に對し大隈首相にあてた個人的な非公式の傳言を東京のアメリカ大使に打電することに決定したとその寫を示し、それと大體同様の電報を袁世凱大統領にも發送中であると附言した。大隈伯への傳言は日支兩國の交渉において日本政府が忍耐の精神を發揮するよう同伯の偉大な勢力を用いんことを希望し且つ日支兩國が實力の衝突を見るが如きことなく溫和な解決に到達するよう盡力されんことを最も熱心に警告するといふのであつた。加藤外相はこれに對し日本政府は今回の措置(最後通牒提出を意味す)は隱忍の上真にやむをえざるに出でたことであることを説明し、この際外部から支那に對してならんら施措せらるるところあるにおいては支那は自己の非を悟らず却て外部の援助を恃み時局の圓滿な解決を妨げる結果になることを慮れる旨を大隈首相の回答としてブライアン長官に傳達方を電訓した。

七 前述の五月六日の會見の際ブライアン長官は珍田大使に向ひアメリカ政府はイギリ

ス、フランス、ロシアの三國政府に對し日支交渉の圓滿解決を見るまで忍耐と友誼の精神を以て現在の交渉を繼續すべきことを日支兩國へ友誼的且つ熱心に勸告するためアメリカ政府と協同する意思なきや否やを問合せ中であると語つた経緯があるので、最後通牒發送済みであることを内告するため同夜再度ブライアン長官に面會の節珍田大使一己の私見として(一)日本政府としては最早かかる勸告に考慮を與える餘地のないこと、(二)支那はこれによつて外部の援助に對し空望をいだき却て益々時局の收拾を困難ならしめること、(三)アメリカ政府の眞意は十分了解しうるもの舉あるいは日支交渉に對する干渉とみなさるるの危険なしともせないことなどを注意し再考を求めたところブライアン長官は(一)今日といえども勸告に耳を傾ける餘地ないとは思われないこと、(二)支那といえども偶然に遷延を事とするが如きことはないこと、(三)アメリカ政府の誠意は日支兩國國民から十分認識せることを疑わな

いと答えた。

仍て加藤外相はイギリス、フランス、ロシア駐在のわが大使に對し(一)アメリカ政府の提議は却て支那に不利な影響を與えること、(二)諸般の情報を綜合するに支那は日本の提議に應諾するものと信ずべき事實があること、(三)従つて各任國政府においてできうればアメ

リカ政府の申出に同意を與えないよう申込むことを電訓した。同時に珍田大使に對しブライアン長官の再考を求むるよう電訓した。この訓令を執行した珍田大使に對しブライアン長官は暫し沈黙の後右の勸告は見合ふことにする旨を答えた。一方イギリス、フランス、ロシアの各政府も右の勸告には不同意なる旨をアメリカ政府に回答した旨各政府當局からわが大使に内話があつた。

八 支那政府が既にわが最後通牒を受諾してから五日を経た五月一三日東京のアメリカ代理大使は加藤外相に面會し次の如き所謂不承認主義に關する覺書を手交した。

「日支兩國政府間に行われ且つ現存懸案中なる交渉の模様とその結果として到達した協定とに鑑み、アメリカ政府は日支兩國政府間に結ばれたいかなる協定または約束であつても支那におけるアメリカ及びアメリカ市民の條約上の權利、支那共和國の政治的または領土的保全、門戸開放政策とよばれる支那に關する國際政策を害するものはこれを承認しなことを日本政府に通告する」(In view of the circumstances of the negotiations which have taken place and which are now pending between the Government of Japan and the Government of China, and of the agreements which have been reached as a result thereof, the Govern-

ment of the United States has the honor to notify the Imperial Japanese Government that it can not recognise any agreement or understanding which has been entered into between the Governments of Japan and China, impairing the treaty rights of the United States and its citizens in China, the political or territorial integrity of the Republic of China, or the international policy relative to China commonly known as the open door policy.)

加藤外相からアメリカ政府がかかる覺書を提出した動機を尋ねたところ代理大使は單なる記録に留めるがためならんと思ふと答えた。ブライアン長官も珍田大使の質問に對し事前の注意のためアメリカ政府の態度を記録に存しておくことを可としたものに外ならないと答えた。

右と同文の通告は五月一三日支那政府にも送致された。その際ラインシュ公使は一方(一)支那の外交總長に對しやがて調印さるべき日支條約中にはその條約のいかなる規定も支那の政治的または領土的保全、通商上の機會均等主義を害するものでないという一個條を挿入すべきことを提言すると同時に、他方(二)アメリカ政府に對し今回の日支條約の結果支那における外國人の地位及び權利になんら變更をきたすものならばアメリカ政府はそれに関し通知

をうけたい旨を正式に支那政府に要求する許可を求めた。アメリカ政府はこれに對し(一)に關してはその必要がなく、(二)に關しては當然その通知をうくべきものと考へること並にかかる通知はアメリカ政府をして最惠國條款によりいかなる特權にも均霑せしめうるがため必要であると回訓した。果然五月一七日アメリカ代理大使が松井次官に手交した覺書には日支條約中支那における外國人の地位に變更をきたすが如きものあらばアメリカ政府は當然右に關し通知をうくべきものと思料するとあつた。代理大使は支那政府にも同一内容の覺書を提出したと附言した。

### 第八章 日露同盟の成立

一 日本との同盟實現が直ちに困難のようであればせめて日本をロンドン宣言（單獨不講和の約束）に加盟せしむべきであると最も熱心に主張しイギリス政府を説得して遂にその目的を達成したのはロシアであった。その理由は現在こそ日本は連合國側に加擔しているけれども何時ドイツと單獨講和を行い背後からロシアを衝くかも知れないとの疑念と憂懼に襲われていたこと、今一つはグレイ外相の指摘せる如くロシア最大の惱みたる兵器その他の軍需品の供給を日本から仰がんとするにあつた。蓋しロシアと地中海との交通はトルコがドイツ側に加擔して參戰しているがためボスボラス、ダーダネルス兩海峡が封鎖され、バルチック海の交通も優勢なドイツ艦隊によつて遮えざられ、ロシアと外界との交通は白海を除けば日本海のウラジオストクを經すのみであつて四面封鎖の状態にあつたからである。

しかし加藤外相在任中は日露同盟は勿論、ロンドン宣言加入問題すら實現しなかつた。しかし日本の國內においても元老は親露派の巨頭山縣有朋公を中心としてイギリスのみに倚頼

せずロシアとも同盟すべしとの意見に一致していた。しばしば加藤外相を壓迫してその方向に轉せしめんと試みた。加藤外相の辭職は表面大浦事件に基因するけれども實際は日露同盟論を繞つて元老との意見の對立がその主なる原因とも傳えられる。

二 然るに加藤外相に代つて登場した石井外相は前任者と多少異なつた意見をいだいていた。石井外相は寧ろロシアの外交史が教える如くロシアこそ何時連合國側を裏切つてドイツと單獨講和を行わぬも知れないという相當深い疑念をいだいていた。かれは外相に就任のため歸朝の途次グレイ外相に對しかかる懸念の有無を糺すと同時に「萬一イギリス側も同一の危虞をいだき而もイギリスがロシアを日英同盟に加入せしむることによつてこれを阻止しうるとの見込がありとすればロシアの日英同盟加入問題は大に考慮する價值がある」との意見をのべているほどである。その後石井外相就任とともにロンドン宣言加入問題が解決されたので日露同盟問題は暫く音沙汰なくなつた。

三 然るにその後ロシアの戦争による疲弊は次第に顯著となり殊に兵器及び軍需品の不足が痛感されるに至つた。ロシアとしてはこの際相當多量の兵器類を日本から供給をうけなければ連合國側の四月攻勢（一九一六年）にも參加しえない窮狀にあつた。ロシア皇帝はゲオ

ルギー・ミハイロヴィッチ大公を日本に特派し兵器類の援助を求めると同時に日露同盟乃至日英露佛四國同盟を締結せんと決意した。山縣公等の日露同盟論者にとつては絶好の機會であつた。公は同一思想の持主たる寺内伯(朝鮮總督)を接伴委員長にあげしめこの機會を利用して一舉に日露同盟を實現せんと心構えしていた。一方ロシア側においてもサゾノフ外相は是非この機會を捉えて豫ての宿望を達成せんと特に東亞局長にして親日論者たるコザコフを大公の隨員に加え重大使命を託した。

四 大公の一行は一九一六年一月二日入京、當夜はわが皇室のお接待をうけ、翌日は早速山縣公を椿山莊に訪問しロシア皇帝の特命によるダイヤモンド入神聖アレキサンダー・ネヴスキー大綬章を親しく贈呈した上皇帝からの特別傳言として公がこれまでロシア援助のために盡した努力に對し謝意を表すると同時にこの上とも日本から兵器の供給をうけるよう特別の助力を懇請した。

一方コザコフは一月四日石井外相を訪問しサゾノフ外相から授けられた使命として日本からこの上更に相當數量の兵器供給をうける必要を説明した上速に日露同盟を締結すべしとの提議を行つた。當日の石井外相はただ先方のいふところを聴取するに止めた。越えて一

月二〇日石井外相は改めてコザコフを引見して所信をのべサゾノフ外相に傳達を求めた。然るに石井外相の所信は極めて消極的なものであつて(一)日本とロシアとの間には既に三回にわたる條約が結ばれていること、(二)従つて滿蒙問題に關しては最早兩國間に誤解の起る餘地のないこと、(三)さすれば問題は支那本土のことのみになるがそれだけのことならば同盟を結ぶにも及ばないではないか、(四)兵器供給のことは大に努力する積りであるけれども約束はできないといふにあつた。コザコフは大に失望し相當深刻な不平を山縣公に訴えた。公は激怒して寺内伯をして日本の真意なるものをコザコフに説明せしむると同時に大隈首並に石井外相に對し「そんな筈ではなかつたではないか」と鋭く詰問した。

五 一月二〇日には大公歸國のため宮中に離別の宴が催され、山縣、大山、松方(井上侯缺席)の三元老が參内した機會に宮中において三元老と大隈首相及び石井外相との會談が行われその席上日露の提携促進問題と大公訪日の直接使命たる兵器供給問題とが議せられた。元老側の熱心な要望により日露同盟問題がその場において原則的に諒解が成立すると同時に兵器供給問題も山縣公の主張により日本としては難きを忍んで相當數量の兵器讓渡に應ずることになつた。その際兵器讓渡に關してはロシア側の中出通り東支鐵道南部讓渡と交換的に



應諾すべしという意見が強かつたけれども交換的ということ面白くないという山縣公の主張によつて撤回された。大公は滯京二週間に於て宇品から再び軍艦鹿島に坐乗、釜山に上陸京城の寺内總督官邸に一泊の上歸國の途についた。

六 山縣公等に促されて日露同盟締結の決意を行つた大隈首相及び石井外相は大公退京後眞劍に検討を始め二月四日には既に開議の決定を見るに至つた。露都における本野大使とサゾーノフ外相との交渉は順調に進み、ただ東支鐵道南部の讓渡問題がやや難關であつた。日本としては難きを忍んで兵器の讓渡に應じたのであるからロシア側においても相當の犠牲を拂うべきであるという考え方であつた。日本の希望は「東支鐵道南部の讓渡」と多年の懸案である「松花江航行問題」とであつた。前者は元來ロシア側からい出した事柄であるから讓渡そのものには異存はないけれども、問題はどの部分を讓渡するかにあつた。當初日本がハルビン以南を要望したことに對しロシアは日本の勢力範圍たる松花江以南なら譲るという態度であつた。そこで日本は運轉接續の技術上の見地からせめて松花江北岸の陶賴昭までを要望した。面倒な交渉が続けられ最後には松花江以南ということに話がまとまつた。後者の松花江航行問題はロシアが支那からえてゐる特權に日本が均霑する問題であつてその均霑

にロシアが異議を唱えないことに話がまとまつた。

七 一九一六年七月三日露都において調印された日露同盟條約はそれまで三回にわたつて結ばれた日露條約と同様に公表された部分と秘密の部分との二つの條約から成つていた。公表された條約においては(一)日露兩國は互にその一方に對抗する政事上の協定または政事上の連合に加入しないこと、(二)兩國のいずれか一方の極東における領土權または特殊利益にして他方が承認したものが侵迫せられた場合これが擁護防衛のため相互の支持または協力を目的として執るべき措置を互に協議することを約束したものである。

秘密に付せられた條約の内容は(一)支那が日本またはロシアに敵意をもつ第三國の政事的掌握に歸することを防止するため必要に應じ執るべき措置を協議すること、(二)それがため兩國のいずれか一方が第三國と戦争状態に入つた場合他方は請求によりこれを援助し双方合意の上でなければ講和を行わないこと、(三)兩國の一方が他方に兵力的援助を行う條件並にかかる援助の實行方法は兩國の當該官憲が協定すること、(四)右の「兵力的援助」は一方が「切迫せる戦争の重大なる程度に適應すべき援助をその同盟諸國から保障」されなければ他方はこれを興える義務がないこと、(五)本條約は一九二一年七月一四日まで效力をもち期

限満了一二月以前にこれが廢棄通告を行わなければかかる廢棄意思通告のあつた日から更に一カ年有効とすること、(六)この條約は兩國において嚴に秘密に付することを約束したものである。

然るにこの秘密條約はホルンシュヴィストが政權をとるや帝政時代の秘密外交文書一切を公表する際一九一七年二月一九日の政府機關紙イズヴェスチヤにその全文が發表されたのみならず、本條約に「第三國」とあるはアメリカとイギリスを指すと註釋まで加えられている。これはホルンシュヴィストが連合國を離間せんとする意圖に基いてゐることは勿論であるが實は何ぞ知らん談判記録によるとその「第三國」とあるは「支那を第二のトルコにせんとするドイツ」を意味することが明記されてある。

八 調印前に井上大使から條約案の内示をうけたグレイ外相は本條約は日英同盟に對し補足的なものであつて日英同盟もこれにより更に強固を加えることになるので自分の満足するところであると前提し、元來日露接近の問題は開戦以來あるいは日露同盟、あるいは日英密佛同盟と種々形をかえた考案の下にサットン外相が再三自分に持込んだ問題であつた。しかし當時加藤外相の意見はこの種の政治的協商はよろしく、戦後の處理に委ぬべきであると

いうにあつたので自分もこれに賛成し今日までそのままになつていた。然るに日露間を一層接近せしめんとすることは豫て主義として自分の歡迎するところであつたので今回實現を見たことは至極結構であるとのべ、「兵力的援助」に關する第四條の意味に關し質問があつた。その後一九一八年一月二二日イギリス下院において前記イズヴェスチヤの註釋に關し質問が行われた際グレイ外相は日露協約は調印前に日本政府からイギリス政府に内密に通知があつたと答辯している。

九 アメリカ政府は一九一六年八月二一日覺書を以て今回の日露條約は一九〇七年の日露協約第二條(支那の獨立と領土保全、機會均等主義の護持)の宣言を繰返してゐないが日本政府において高平・ルット協定を守り支那の獨立と領土保全、並に機會均等主義を維持することを確認されたい旨を申込みと同時に新條約には東支鐵道の一部讓渡と松花江の航行とに關する追加約款があると傳えられてゐるがその寫を送付されたいと申出た。これに對し日本政府は覺書を以て日露協約第二條の規定は新條約により毫も影響を被ることなく依然效力を存する旨を回答すると同時に別に石井外相から機密私信を以て東支鐵道の一部讓渡と松花江航行問題とは日露間に交渉中なることは事實であるけれどもその商議はいまだに結了せずな

んらの形もついていないが、いずれの場合にもアメリカ政府及びアメリカ市民の地位に影響を及ぼすことはないといふと内報した。

一〇 東支鐵道の一部譲渡に關する交渉はロシアが寛城子、老燒鍋間九九露里に對し八千萬ルーブルという法外な評價を申出たため問題は紛糾した。その後この交渉は大隈内閣から寺内内閣に引繼がれ本野外相の手によつて交渉が續けられた。他方ロシア側もサゾノフ外相退きスチュルメルこれに代りやがて革命によつて翌一九一七年三月十五日ロマノフ王朝が倒れルヴォフを首班とする臨時政府が樹立され七月二二日には政權ケレンスキーの手に移り一月七日にはレーニンの率いるボルシェヴィスト政權が成立しこの問題は閣から閣に葬り去られた。

### 第九章 石井・ランシング協定

一 開戦以來二年八カ月間、中立國たる地位を堅持したアメリカもドイツが無制限な潜水艦戦を開始（一九一七年二月一日）するに至るやそれを理由として遂に四月六日ドイツに對する宣戦を執行した。第一次世界大戦の運命はここに決した。アメリカの參戦を待望しつつあつた連合諸國はイギリスを眞先に相次いで特派使節をワシントンに送り一面慶祝の意を表すると同時に戦争の效果的遂行に關する各種の問題を討議する機會をもつた。

一九一七年五月一日佐藤大使（愛磨）はランシング國務長官の求めに應じ往訪したところ長官から「ロシア、イタリーの兩國からもイギリス、フランスの例に倣い近く特派使節をアメリカに送ることとなつてゐる。この際日本からも同様の特使を派遣せらるるにおいては兩國の國交に裨益するところ多大なるべし。兩國間に協定すべき問題としては先ず連合國側行の物資の冗費を省くため互に供給上の取極をなすこと、太平洋の警備に關する共同動作の取極を行い追つてアメリカが太平洋に有する艦隊を大西洋に引揚げることなど種々ある。かか

る時局問題のみならず東洋問題に關しても打合せを試みることを妨げない。しかし特使派遣のことはこれをアメリカ政府の申出とすることは面白くないから佐藤大使において同意ならば同大使の思いつきとして日本政府に稟議されたい」との申出があつた。仍て日本政府はアメリカの希望に應じ特使を派遣することに決し五月二十二日その旨を國務長官に回答すると同時に石井菊次郎を特使使節に任命し竹下海軍中將、菅野陸軍少將、永井外務書記官を隨員としてアメリカに派遣することに決した。

(註) 一九一七年は第一次世界大戦中最も運命的な年であつた。即ち二月一日からドイツが無制限な潜水艦戦を開始したことがアメリカの参戦を招いた直接の原因になつた。それがまたドイツの敗北を招いた窮局の原因にもなつた。然るにドイツがしかる絶望的な戦争方法をとることを一ヶ月半我慢すれば戦争に疲れ戦意を失つたロシアに革命(三月十五日)が起り東部戦線の崩壊を期待しうるに至つたのであるから潜水艦戦の必要を認めなかつたかも知れない。そうならばアメリカの参戦もなく戦争の趨勢は異なつていたかも知れない。ともかくドイツの潜水艦戦開始とロシアの革命とアメリカの参戦との三大事件の間には一月づつの隔りしかなかつたことは歴史の感嘆であるとともに人間の先見のいかに貧弱であるかを物語る一事例といわざるをえない。

二 石井使節のうけた内訓によると(一)アメリカ政府は太平洋警備問題、連合諸國に對する物資供給の問題など直接戦局に關係ある事項を協定せんとする意見のようであるが日本

政府においてはこれらの諸問題に關してはアメリカ側から具體的な提案を待つて適宜措辦したい考であること、(二)日本政府は日獨講和條件の一として目下日本が占領中の赤道以北のドイツ領南洋諸島の讓渡を要求せんとする決心をもち既に英佛露三國政府の内諾をえてゐる。アメリカに對してはこの際直ちに本問題を提起してその同意を求むることは得策でないけれども適當の機會及び方法によつてアメリカ政府に對し戦後ドイツが引續き太平洋方面に根據地を保有することは同方面に利害關係をもつ諸國のため永く後患を遺す所以を暗示すること、(三)日本政府はこの好機を利用して豫てアメリカの行動にして日本人に深大な刺激を與えつつある二つの問題即ちアメリカの支那における政治上及び經濟上の活動とアメリカにおける日本人に對する偏頗にして不正な待遇とに對しアメリカ政府當局者と面商し日本側の所信を貫徹すべしといたつた。

三 石井使節の一行は八月二日ワシントンに到着、その翌日大統領に面謁して國書を捧呈し、九月一日先ずウィルソン大統領に接近して支那問題に關し談話を試みた。大統領は門戸開放、機會均等の主義さえ誠實に支那に行わるればアメリカとしてはそれ以外に望むところはない。然るに事實は列強が所謂勢力範圍(sphere of influence)なるものを支那の各方面に

つくつて各自の繩張りを設けこの主義に對する脅威になつてゐるとのべた。石井使節はこれに對し(一)所謂勢力範圍なる制度はドイツとロシアが初めて山東と滿洲とに主張したことであること、(二)然るにこれら兩國といえどもジョン・ヘイ國務長官の提唱にかかる門戸開放、機會均等主義に賛同してゐるのであるから商工業の關する限り本當に門戸を閉じ機會の不均等を敢てすることはあるまい、(三)日本は日露戦争の結果滿洲に根據をもつに至つたけれども門戸開放、機會均等主義を恪守して悖らないことは勿論であると答えた。大統領は今日の一般的談話は面白く感じた。なお詳細は國務長官と話し合はされたいとの挨拶があつて別れた。かくして支那に關する日米交渉の端緒は開かれた(註)。

石井使節は九月六日ランシング長官と第一回の會見を行つた。當日の對談要領は次の如きものであつた。

石井使節 共同の敵に對して共同戦争に従事するに至つた今日相互に最も注意すべきことは敵の離間策に乗せられないことである。日米兩國を離間せんとすれば「移民問題」と「支那問題」とがある。しかし時節柄移民問題は人の注意をひくに足らない。惟うに惡辣な手段は主として支那問題を引合に出して講ぜられることならん。

ランシング 貴説は全然余の意見と一致する。現に余の耳にした宣傳中にもヨーロッパ諸國が國家の存亡を賭して交戦しつある間に日本は東洋において勝手次第な振舞をなし、殊に支那において抜くべからざる優越な地歩を築きつつある。このままに放置すれば支那における領土保全も門戸開放、機會均等主義も有名無實になるというのである。就てはこの際支那に關し日米兩國政府間に支那の領土を尊重し支那における門戸開放、機會均等主義を高調する共同宣言のようなものを協定して發表すれば敵國側の惡宣傳を防止する上に役立つのみならず日米兩國民の指導ともなる。貴見いかん。

石井使節 折角のお考案ながらそれだけでは現状の對策としては不足である。お承知の如く日米兩國間には既に高平・ルート協定があつて支那の領土保全も門戸開放、機會均等主義も特に揭示されている。殊に日本としてはそれ以前に日英同盟協約においてこれを高調するのみならず日佛協約、日露協約においても均しくこれに言及している。故に今またアメリカを重ねて同一事項のみを取立てこれを宣言することは日本國民に對しなら意味をなさない。加之今日漫然これらの事項のみ繰返すと假定すれば日本の大衆はアメリカが日本の野心を疑ひ日本に迫つて證文を取付けたものと推定すべく日本政府とし

てもかかる誤解を大衆にいだかせることをさげねばならない。旁々以て御考案にかかる日米共同宣言は時宜に適するものと思われぬ。もしかかる宣言を意味あらしめんとすれば右の事項とともにこれと趣を異にする新事項を加味しなければならぬ。日本の見地からすれば日本は支那全體において殊に近接地方においてはなお更のこと他國に優越した利益をもつてゐる。これは恰もアメリカが西半球殊にメキシコや中南米諸國に對すると同様である。かかる事柄は天賦の地勢から來る實在の狀態であつてモンロー主義が他國の承認を必要とせざるが如くかかる實在狀態もまた他國の承認を経て效力を發生するものでない。しかし他國の承認もまた事に益する場合がある。これ支那における日本の特殊利益が日英同盟協約を初めとし日佛協約、日露協約などに露わられてゐる所以である。就ては貴案の如く支那の領土保全と門戸開放、機會均等主義を再言すると同時に如上の日支關係を聲明する一の宣言を發表することにすれば第一には貴見の如く惡宣傳の禍根を絶ち、第二には日本の國論の誤解を防止し、第三には極東における實在の事態を明かにする効果がある。

ランシング 談話は固らずも重大性を帯びて來た。相互に篤と熟考を重ね不日再會を期

した。

石井使節は一週間のニュー・ヨーク訪問を終えてワシントンに歸り挨拶旁々ウィルソン大統領に面謁したところ大統領は一層友好的であつた。ニュー・ヨークにおける石井使節の演説は日米兩國民間の誤解を一掃するに貢獻するところ少くなかつたとのべた。ランシング長官とは九月一〇日に第二回の會見を行つて以來、九月二二日、九月二六日、一〇月一三日、一〇月二〇日、一〇月二七日、一〇月二九日の九回にわたつて會談を行つた。日米共同宣言の難關は日本が支那において存する利益をいかなる言葉を以て形容するかの一點にあつた。石井使節は日本が支那全體、殊に接壤地方にもつ他國に卓越した利益は paramount interestなる辭句を以てすれば最もよくこれを描き出しうると提言した。ランシングはこれに對し直ちにその言葉は恐しく強い意味がある。一度日本にかかる利益あることを認むればこれを認められた國は支那における日本の行動のいかなるものにも黙從せざるをえなくなる。従つてアメリカ政府としてはかかる字句をば到底承認することはできないと斷言した。石井使節はこれに對し paramount interestなる辭句はそんな強い意味があるとは思われぬ。この言葉は往年シーワード國務長官が初めていい出し、次いでフレリングハイゼン國務長官がメキシ

コにおけるアメリカの利益を形容するために使用されたやに記憶する。日本の支那における利益はアメリカのメキシコにおける利益と差異ないものと信じ、態とアメリカの用語を引用したまでである。アメリカがメキシコに paramount interest をもつたとしてもメキシコの對外關係において門戸開放主義が蹂躪されたとは思われない。現にメキシコにおける他國の貿易は最惠國條款の下に圓滿に行われつつあるにあらざやと附言した。ランシングはこれに對しなんら答うることはなかつたけれどもこの文句に對しては大統領においても強い異議があつてこれを承諾することは不可能であると再び斷言した。ここにおいて石井使節は日本政府は必ずしも paramount interest なる文字に拘泥するものでなく、他に適當の文句があれば採用苦しからずと答えた。

その後の交渉において日本側から paramount interest の代りに special interest and influence なる文句の使用を提議したところなおアメリカ側に難色があつたため結局 and influence を省き單に special interest として双方妥協し一九一七年一月二日次の如き公文が交換された。俗に石井・ランシング協定と稱せられるものがこれである。

近來往々流布せられたる有害なる風説を一掃せんがためここに支那に關して兩國政府の

均しく懷抱する希望と意向とにつき更に公然たる宣言をなすことを得策と思惟する。日米兩國政府は領土の接近 (territorial proximity) する國家の間には特殊の關係を生ずることを承認する。従つてアメリカ政府は日本が支那において特殊の利益 (special interest) をもつことを承認する。日本の所領に接近する地方において殊に然りとす。尤も支那の領土主權は完全に存在するのであつてアメリカ政府は日本がその地理的位置の結果特殊の利益はもつけれども他國の通商に不利にして偏頗な待遇を與えまたは條約上支那がこれまで他國に許與した商業上の權利を無視することを欲しないという日本政府累次の保障に全然信頼する。日米兩國政府は毫も支那の獨立または領土保全を侵害する目的をもたないことを聲明する。兩國政府はまた常に支那において所謂門戸開放または商工業に對する機會均等主義を支持することを聲明する。凡そ特殊の權利または特典にして支那の獨立または領土保全を侵害しまたは列國人民が商業上及び工業上における均等の機會を完全に享有する妨礙となるものについては兩國政府はいずれの國の政府たるを問はずこれが獲得に反對することを互に聲明する。

これと同時に日米兩國海軍間にも「ドイツとその與國に對し共同の目的を達するため太平

洋における海軍共同作戦に關し完全に満足な協定が成立した。

四 本件交渉に關し特に留意すべき點はイギリスの態度である。石井使節とランシングとの交渉開始前即ち九月三日イギリス大使は石井使節を訪問し石井使節とアメリカ政府との交渉が萬一満足な諒解に到達せず、延て日米間の阻隔を來す如きことあればイギリス政府は極めて窮地に陥らざるをえないことを憂い、支那問題並に太平洋におけるドイツ領諸島に關し豫めアメリカ政府に對し日本の要望の正當なる所以を説明したと前提し、支那問題に關してはアメリカとして重大な利害關係なきに拘らず、現在の國務長官が支那と深い關係にあるフォスター(J.W. Foster) (嘗て國務長官を勤め後支那政府の顧問になつた)の女婿であるがために非常な支那最良なるなど案外面倒を見ることあるべきも、これを以てアメリカ政府が支那問題に關しどこまでも執つて下らざる態度と見るのは大なる誤解なるべく、要するに國務長官一己の感情から出たものとみなし輕くうけ流しおくこと可能と信する旨をのべ石井使節の忍耐を望んだ。次いで九月五日答禮のため石井使節がイギリス大使を訪問したところ同大使は再び支那問題に言及し支那における日本の地位はアメリカにおいても内心承認しおるもただ公然とこれを承認することを憚るものと察せられる。モンロー主義に關し外國の承認

を求めたことのないアメリカ政府のことであるから支那に關し日本から或る種の承認を求めてもアメリカ政府はこれを與えないであらう。アメリカが他國の承認を求めずしてモンロー主義に満足する如く日本も支那における特殊地位に關し明文の承認を取付ける必要はないのではないかと、更にイギリス大使は日本が開戦以前連合國のために盡した實績を列挙した文書を本國政府の訓令によりランシング長官に手交した旨を附言した。

五 十一月二日在米支那公使顧維鈞はランシング長官に聲明書を手交して「支那政府は他國間に結ばれた協定には拘束されなことを再聲明する」と通告した。國務長官はこれに對し(一)この協定によつて支那政府を拘束せんとする考も意圖もないこと、(二)それがたぬこの交渉の進行中は支那公使に相談しなかつたこと、(三)しかし支那が日米交渉の進行中なることを知りながらその完了以前に反對を唱えなかつたことは實際支那を拘束することになるかも知れないこと、(四)アメリカの支那に對する友情には變更はないけれどもアメリカはヨーロッパ戦争の金融を引受けているがため支那に獨立の大投資を行ないえないこと、(五)従つて日本と金融上の競争を行つて支那にかかる投資を行わんとする企は不得策であること、(六)かかる事情があるので投資問題に關し支那は日本を制するにアメリカを以



てすることを永く続けえないこと、(七)アメリカとしては財政的に支那を援け引續きアメリカの友情を表示せんとするものであるけれどもそれは日本と協力するなんらかの取極を結び日本が對支投資市場を獨占することを阻止するでなければ不可能であること、(八)支那はアメリカが支那を日本一國に任せておくよりもアメリカが日本と共同することを却て望む筈であると答えた。更に「特殊利益」の意義に關し國務長官と支那公使との間に次の如き問答が行われた。

顧維鈞 支那政府はアメリカが日本の支那における特殊利益を承認したことに關し特に不安をいだいている。その特殊利益とはいかなる意義なるや。

ランシング 地理上の近接關係が隣國相互間に特殊利益を興えることは天下の公理である。従つてそれを聲明することは單に天下の公理を表明するに外ならないのであつてそれ以上の何物でもない。

顧維鈞 天下の公理でありとすれば何故そんなことを宣言に書上げたのか理解に苦む。かかる聲明こそ支那政府の不安にたえないところである。

ランシング 或る否定しえない真理を相手に與え、それと交換に相手からかれ自身を拘

束する政策を宣言せしむることは望ましいこととは思わないか。

顧維鈞 然らばその特殊利益は他の隣接諸國即ち北方のロシア、南方のフランス、西方のイギリスにも適用があるか。

ランシング 天下の公理は世界いずれの場所にも有効である。アメリカはアメリカ大陸における相互の關係にこれを認めている。故に支那も同様にこれを隣接諸國に適用して差支ない。支那がこの宣言に拘束されないという聲明を行うことは用心としては賢明であるけれどもいかに留保や條件をつけても近接關係に基く天然の結果を變更することはできない。

ランシング更に石井使節が署名した公文の末段には日米兩國政府は支那の獨立及び領土保全を害せんとする「いかなる政府」にも反對すると聲明しているから支那にとつては有利であること、何となればこの聲明によつて他のいかなる政府のみならず日本政府自身をも拘束するからかかる取引は支那にとつて斷然有利であるからと説明している。

(註) 第一次世界大戦當時支那に對する日米兩國間の借款競争は激甚を極め一九一七年を最高峰として日本側の勝利に終つた。そのうちで日本興業銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行の三銀行から直接または中華實業銀行を経由し

第九章 石井・ランシング協定  
て支那政府に與えた七種類の借款合計、僅四千萬圓の所謂西原借款が最も有名である。

一四二

## 第十章 シベリヤ出兵

一 一九一七年一月七日ロシアの政權はボルシェヴィストの掌中に移つた。一二月一日クレマンソー首相はハウス大佐(ウイルソン大統領が最も信任してヨーロッパに派遣した特使にして生粋の政治家である)とロシアに對する武力干渉の可能性を論じ日本の出兵を要望する旨を説いた。ハウス大佐はこれに對し日本のみならずいかなる國から出兵しても東部にドイツに對抗する新戦線を再建することは望まれない。ロシア人の戦闘精神が燃え盡き、戦争繼續に必要なロシアの産業組織が崩壊し去つた今日それは不可能であると答えた。一二月一四日イギリス大使は本國政府の訓令に基き非公式に日本政府とウラジオストクにおける軍需品の保護と緊急の場合におけるシベリヤ鐵道の管理とのためいかなる措置をとるべきかを討議した。一二月二七日ランシング國務長官は佐藤大使に對しアメリカの對露政策として「目下ボルシェヴィストがドイツと行いつつある休戦談判は勿論、その他の新事態が発生しても暫く成行を傍觀する外ない。ただアメリカ政府としては連合國に對するロシア人の敵意

第十章 シベリヤ出兵

一四三

を挑発して好んでこれを敵國側に走らしめこの上事態を悪化せしむるが如きことを極力さけたい方針である。従つて例えばウラジオストックにおける物資がボルシェヴィストの利用するところになつても貨力を以てこれを阻止するが如きことはしない。日本においては果していかに考えていられるか」と暗に日本の出兵に不安の念をいだいていかの如き口吻を洩した。しかし佐藤大使から「日本政府といえども大體同様な意見と思われる。この際兵力に訴えるが如きことは容易になすべきことでない」と答えたところランシングは安心した様子であつた。一二月三十一日佐藤大使が暇乞のためウイムソン大統領に謁見した際大統領は「ドイツがロシアを手に入れば益々帝國主義を東方に擴張するにおいてはアメリカにとり由々敷大事であるから益々日米間の提携を固めてこれに對抗する策を講じなければならぬ」との希望をのべた。

二 ロシアの事態が急變したので連合國側の對露政策もこれを變更する必要に迫られた。そこでイギリス政府はフランス政府支持の下に一九一八年一月二八日アメリカ政府に對し日本を連合國の受託者(Mandatory)としてシベリアに出兵せしむるよう要請すべきであると提議し、二月六日イギリス政府は重ねてアメリカ政府に對し共同して日本に出兵を要請せんことを申込んだ。しかしウイムソン大統領は依然としていかなる形式たるを問はず外國の干渉はロシア人に歓迎されぬのみならず、この際は最も不適當である。將來不幸にして干渉を必要とするに至つた場合にはシベリアへの派兵またはシベリア鐵道の全部または一部の占領は國際的協力の下に行わるべきであつて一國が他の諸國の受託者として行動すべきでない」と答えた(二月八日)。先是二月五日アメリカ大使は本野外相を訪問し豫て日本政府から照會したアメリカの對露態度に關しアメリカはボルシェヴィストの政權を承認しないこと、かれらが代表者を派遣してもこれを認めないこと、ロシアがドイツと單獨講和を行つてもアメリカはなおロシアの形勢を傍觀すると答えた。

三 日本にシベリアへの出兵を懇請することはフランス政府が最も熱心にイギリス政府に働きかけイギリス政府からウイムソン大統領に交渉したものである。容易に動かなかつた大統領も兩國の要望に促され三月七日次の如き覺書を日本政府に送致し現在の心境を明かにした。これは日本の意圖に對し深刻な疑惑をいだいてゐることを裏書するものである。

「もし干渉が賢明とみなさるる場合これを企つる絶好の地位にあり且つ最も效果的にこれを遂行しうるものは日本であるという連合諸國の見解には同感である。しかし卒直に

いつて干渉が賢明であるか否か極めて疑問であるといわざるをえない。もし干渉が行われるとすればそれは日本がロシアの同盟国としてロシアの利益のために行うものであつて唯一の目的はドイツに對しロシアを安全に守りロシアの最終的處分は平和會議においてこれを行うという最も明白な保障を日本政府から與えられるものと信ずる」

日本政府はこれに對し三月一九日を以てシベリアへの干渉問題はもとも日本政府の希望から出たものでもなければ日本の發議に基くものでもない。しかしこの干渉計畫は交戦國全部の完全な協調に待たねばならないことであるから日本政府としてはアメリカ及び連合國間に了解の成立しない限り行動はとらない。ただシベリアにおける敵國の活動が發展して日本の安全または緊切利益を危くするに至つた場合には自衛手段をとる。かかる事態に立到れば日本政府はアメリカ政府の好意ある支持を期待すると答えた。アメリカ政府はこれに對し日本の卒直な態度披瀝に極めて満足なる言を答えた(三月二五日)。

四 それと同時に三月七日(アメリカ政府から日本政府への意思表示のあつた日)イギリス大使は出兵問題に關する日本政府の内意を尋ねるため本野外相を訪問した。外相は「本件に關しては先ず連合國間に十分意思の疏通を圖り隔意なき意見の交換を行うことが緊要で

ある」と答へ同時に「日本がなんら行動に出でんとする場合アメリカの物質的援助に待たざるをえないからアメリカ政府の同意が必要である」とのべた。然るにその後間もなく三月一日イギリス政府は日本に對しシベリアにおける糧食その他の物資並にウラジオストクに蓄積せる軍需品がドイツの手に入ることを防ぐため連合國の干渉が必要であること、その干渉はシベリア鐵道を可成チェリアピンスク少くともオムスクまで占領する必要あること、それをなしうるものは地理上の關係からいつて獨り日本あるのみなること、しかしそれをなすには日本の行動の目的とこれが遂行の方法とを内外に聲明する必要あることを申入れた。

しかし日本をしてシベリア出兵を實行せしむるがためにはアメリカの同意を必要とする。それがためイギリスとフランスはアメリカを説得する手段の一として三月一五日ロンドンに英佛伊の三國外相會議(イギリス首相も出席)を開きシベリアを経て日本の干渉の望ましいことを可決し、即日ウィルソン大統領に對し「かかる政策を實行するに有益な措置はアメリカの活潑な支持がなければとりえないこと、かかる支持がなければ日本に申込んで無駄であること、たとえ日本が英佛伊の受託者として行動することに同意してもアメリカ政府の賛成がなければその精神的權威の大半を失うことを訴えた。蓋し日本政府は三月一九日の對米

回答が示す如く英佛がアメリカの同意を取付けない限りなら行動をとりえないという態度を堅持したからである。

五 一九一八年三月二日から西部戦線におけるドイツ軍の最後の大攻勢の第一回が開始された。(第二回は四月九日、第三回は五月二七日、第四回は七月一五日からそれぞれ開始)。然るにドイツがロシアを搾取しうる限り(ボルシェヴィストは三月三日ドイツとアレスト・リトウスクにおいて單獨講和條約を結んだ)たとえ連合國が西部戦線を保持しえたとしてもドイツを敗る見込は立ちえなかつた。そこでイギリス政府は四月二十五日ウィルソン大統領に對し日本をして連合諸國に代つて行動せしむるよりも連合諸國全部の軍隊をロシアに派遣すべきであるという新案を提出した。アメリカ政府も一步これら英佛の訴えに動かされ始めた。四月二八日ランシングは新任石井大使に對し「日本が露領沿海州地方において優越な地位を占めることの自衛上必要なことは明瞭である」と前提し「シベリヤに對する干渉が必要であるか、または望ましいものと假定して日本はその大部隊の外アメリカの一部隊を送ることに反対があるか」と尋ねた。石井大使は私見として「日本に反対あるとは思われない」と答えたところランシングは「實は近々大統領及び陸軍長官とこの問題に關し會談を行う筈で

ある。それで大使の私見のみならず日本政府の意向も知りたい」と申出た。日本政府はこれに對し「從來主として軍隊の指揮權の統一と極東方面における日本の地位とに顧みシベリヤ出兵の場合も日本の單獨行動を機宜に適するものと思考するも時局の發展いかんにより連合國からその軍隊を參加せしめたい意思を表明した場合これを考量するに異議はない」という趣旨を石井大使に回訓した。石井大使は五月六日ランシングに會見し日本政府の意向を内話したところ長官は私見として「連合諸國の軍隊の參加は専らロシア國民の感情を緩和(ロシア人が日本に對し強い反感をもつてゐることを前提とする)せんがために外ならないのであるから日本が指揮權をとることは當然である」と答えた。

右國務長官との會見に先立ち四月三〇日大統領に謁見した石井大使は「アメリカ政府においてはシベリヤ出兵問題に關しその後再考すべき場合に立至つていられるか」と尋ねたところ大統領は「アメリカ政府の態度は依然變更はない。しかし英佛兩國政府から幾度か本問題を提起しドイツがロシア方面の兵力を西部戦場に移すことを防止する策はシベリヤ出兵に待つ外ないと主張してやまないからアメリカとしてはすべての場合(ドイツの攻撃もさることながら)日本のシベリヤ進出も警戒を要するとの意味」を豫見して本問題を研究する必要を認

めてゐる」とのべた。石井大使はこれに對し「日本のシベリア出兵問題はドイツ勢力の東漸を前提とするものであつて西ヨーロッパにおけるドイツ兵力の配置に効果的な變化を及ぼすか如きシベリア奥地への出兵は全く別問題である」とのべた。

六 然るに一方バルフォア外相は六月七日珍田大使の來訪を求め六月三日ツェルサイユに開かれた最高軍事會議においてロシアに對する連合國側の干渉問題を討議した結果「日本政府は他の交戦國の軍事的態度が許す程度における援助をえてシベリアにおいて共同行動をとる覺悟ありや否やを英佛伊三國政府から日本政府に問合はすこと」を決議しバルフォア外相が右三國政府の名において日本政府に照會する手續を委任されたと申入れた。日本政府においては慎重審議の結果「英佛伊三國及びアメリカ間に完全な協調の成立しない以前に日本の決意を表明することは徳義上留保すべき立場にある」旨を答えた(六月二四日)。

七 然るにここに新要素が現われた。それは日本を經由してフランスの戦場に送られることになつてゐるチエコスロヴァキヤ兵がウラジオストクに向う途中ホルンシュヴィストに妨げられこれと衝突(五月一四日チェリアビンスクにおいて)したこと、並に多數のドイツ及びオーストリアの捕虜がシベリアにおいて武装しつつあるとの報道である。それがため六月二

一日ロイド・ジョージ首相はバルフォア外相同席の下に珍田大使と會見し同首相から「チエコスロヴァキヤ兵がシベリア鐵道一帯を占領しおる今日こそ正に出兵の好機會であつてこの際ならばウラル方面への前進も比較的僅少の兵力を以て困難なく行われようと思はれる。故に是非ともこの好機會を逸せず速かに出兵を見るに至らんことを切望する」と力説した。珍田大使はこれに對しチエコスロヴァキヤ兵の活動は連合國が干渉を實行する場合、有利な一發展たることはこれを認めるも、各種の報道に徴するに同軍の勢力は大體サマラからオムスクまでの間に過ぎず、それ以東、殊にイルクーツク以東はホルンシュヴィストの手にあり、同軍が果していつまで現在の地位を支えうるか一つの問題である」とのべたところ、兩大臣は「その事情こそわれらが日本の急速な決意を切望する所以である。出兵實行は多少遅れるともこの際連合國の干渉の議が愈々決定するにおいては同軍にとりなによりの弊撥となる。故に折角の好機會を逸せざるよう篤と日本政府に徹底せしめられたい」と繰返し希望を述べた。

ともかくイギリス外務大臣がツェルサイユ最高軍事會議の結果として英佛伊三國政府を代表しアメリカ政府同意の條件の下にシベリアにおいて共同行動をとらんことを日本政府に提

議した事實は漸次世上に傳わり、アメリカ政府の耳にも入つていたのでこれを黙秘することは種々の疑惑を招く處があると認め、日本政府は六月二六日アメリカ政府にその旨を伝えると同時に日本政府は去る三月十九日アメリカ政府に申入れた如く「本件は先以て英佛伊三國とアメリカとの間に十分な協調が成立しない限り日本政府は本件に對する決心を表明しえない」ことを答えた旨をのべた。ランシング長官は殊の外喜び「シベリア干渉問題に關し眞面目に論議しうるものは日本とアメリカあるのみ。日本がかく正當な態度を變更されないことは満足にたえない」と語つた。なお右の會見においてランシングは石井大使の質問に對し、「武力干渉はややもすればヨーロッパ・ロシア人の誤解を招き易く、従つてドイツの乗ずるところになる處がある故十分これを慎重にする必要がある。なおまた一方意外にもチェコスロヴァキア兵が興味ある發展をなしつつあるに鑑みこの際輕舉は禁物であると思ふ」と答へた。

八 第一次世界大戦勃發前、チェコ人はオーストリア帝國、スロヴァキヤ人はハンガリー王國の治下に居住し、いずれの日か獨立をえんと夢みつつあつた。偶々大戦の勃發にあひ軍人として東部戰場（ロシア）に送らるるやかれらは同族のスラヴ民族たるロシア人と戦う

ことを欲せず進んでロシア軍に投降するか、またはロシア側に脱走するもの約二十萬にも達したと傳えられた。五月二日の最高軍事會議には四萬乃至五萬のチェコスロヴァキヤ兵がウラジオストックに向いつつあると報告された。實は四月末チェコスロヴァキヤ國民理事會とボルシェヴィスト政府との間にオムスク以東のチェコ兵はウラジオストック、それ以西のチェコ兵はアルハンゲリスク及びムルマンスクに引返す協定ができていた。然るに五月一四日チェリアピンスクにおけるチェコ兵とボルシェヴィストとの衝突を初めとしシベリアの各地に兩者の衝突が展開された。これがためシベリアの武力干渉問題は全然新しい角度から考慮されるに至つた。

六月一日の最高軍事會議はチェコスロヴァキヤ兵をフランスの戰場に送るといふ以前の決議を再確認すると同時にこれが輸送に必要な船舶の提供を日本政府に要請することを決議し、更に日本に對し（一）日本がロシアの領土保全を尊重すること、（二）日本はロシアの國內政治におけるいずれの黨派にも加擔しないこと、（三）日本はドイツ軍と遭遇するためできる限り西方に進出することの三條件の下に日本のシベリア出兵を正式に要請する決議を行つた。最高軍事會議はまた三月以來イギリスの占領するムルマンスクに増援隊を派遣するこ

と、でをうればアルハンゲリクスをも占領すべき決議を同時に行つた。北部ロシアの出兵に對してはウイロンはなら異議を唱えなかつた。五月下旬以來ムルマンスクにはアメリカの巡洋艦オリンピヤが碇泊し、六月三日シムズ提督は六百のアメリカ兵がムルマンスクに送られたと聲明した。大統領は更にアルハンゲリクスへの増援隊の派遣にも同意を與えた。しかし日本がその主力を構成すべきシベリアへの出兵に對しては依然として躊躇してゐた(註)。

七月二日のヴェルサイユ最高軍事會議はその性質において連合諸國全部の行う干渉の必要を決議し時機を失しない前にこれを實行せしむるようウイロン大統領に重ねて訴えた。最高軍事會議の決議は七月六日大統領が招集したホワイト・ハウスにおける特別會議の議題であつた。國務長官の外、陸海軍兩長官、マーチ陸軍大將、ベンソン海軍大將が列席したウイロンも連合國からの共同懇請に抗しえず遂にシベリア出兵に同意することになつた。しかしその同意はかれの許可いかに拘らず日本を主力とする武力干渉の行われることが明かになつたためである。換言すればウイロンがシベリアへの武力干渉に同意したことはその必要を認めただがためでもなければ、それに参加を望んだがためでもない。對支借款團に參

加した場合と同様アメリカが超然として外部に立つよりも他の連合國と合同して出兵することが内部から日本により大なる制肘を加えうると信じたからである。

(註) シベリアと北部ロシアに對する二方面の出兵に關するアメリカの目的は表面上同一であるけれどもその動機は全然異なつてゐる。ヨーロッパ・ロシアに關してはアメリカは總督に連合國側の軍需品の保護とドイツと戦つたる氣持をもつロシア人を助ける考であつた。然るに極東においては全然これに反し初めから終りまで日本が北滿洲またはシベリアに進出することあるを憂ひこれに抵抗することであつたとベンヤンは説明してゐる。

九 七月八日石井大使が國務長官の求めに應じて往訪したところ、長官からチエコスロヴァキヤ援助のため次の如きウラジオストクエの日米共同出兵の申出があつた。

「チエコスロヴァキヤ兵のシベリアにおける行動は機宜に適し驚くべきものがある。これらに對するアメリカ人の同情は有力な國論となつた。この際かれらを見殺しにしないことが人道の命ずるところであるのみならず國論の要求でもある。そこでアメリカ政府は所謂シベリア干渉問題に關してははまだ決定を見る運に至つていなけれども先以て大至急チエコスロヴァキヤ兵を救援する方法をとらんとする。かれらの欲するものは兵器彈藥の供給である。アメリカからは勿論、イギリスからもロシアの勘定においてア



リカに注文中の兵器が多数あるからこれを補給する積りである。しかしいずれも時間を要することなので急場の用としてこの際日本から供給されんことを望む。その費用はアメリカ政府が分擔して差支ない。

シベリア干渉の意味ではないけれどもチエコスロヴァキヤ兵をしてウラジオストックから漸次西部シベリアに進みその同胞を救済せしむるためウラジオストックに若干の守備隊をおく必要がある。これに關しては陸海軍長官及び軍令部長と相談したところいずれもその必要を認めた。その實行に關してはロシア人の思惑も顧みる必要があるので日本とアメリカが同数の陸軍を送り同時に軍隊派遣の目的がチエコスロヴァキヤ兵救援にあるからその目的達成次第、政治的または軍事的にロシアの主權を害することなく直ちに撤兵する旨の日米宣言を發することを得策と考える。これに對し日本政府の同意をうればアメリカは日下天津にいる守備隊にマニラから若干補充し二個連隊約七千の兵力をウラジオストックに送りうるから日本からも同数の兵力を派遣されたい。尤もアメリカ軍隊の派遣には防犯の準備など多少時日を必要とする關係上先以て日本から至急軍隊を派遣されんことを望む。右のべた日米の宣言さえ發布すれば日本軍隊の先着はロシア人の感情を害することはあるまい。

石井大使はこれに對し「國務長官提議の第一點(チエコスロヴァキヤ兵に武器を供給する件)は偶然にも日本政府から電報をうけているので即座に回答しうることを喜ぶ。第二點に關しては直ちに日本政府に電稟する」と答えた。國務長官は「第一點に關し速かに實行あらんことを重ねて望むと同時に第二點に關しては既に軍隊派遣と決定すれば一刻も早きを尊ぶにつき日本政府において至急詮議あるよう追加されたい」とのべた。

七月一〇日石井大使は國務長官に對し「今回の出兵は所謂シベリア干渉問題とは無關係であつて守備隊の性質を帯ぶるものであるとのことであつたから軍隊の指揮權に關しては質問しなかつたけれども七千に上る多数の兵員を送るとすれば矢張指揮權の問題は起るべくこの點に關しアメリカ政府の意向を知ることさえ日本政府においても本件詮議上好都合なるべし」とのべたところ國務長官は「指揮權のことは考えざりしが早速大統領と協議すべし」と答え、越えて七月一七日國務長官代理は石井大使に對し「大統領、陸軍長官と三人協議の結果日本にして高級指揮官をウラジオストックに派遣せらるるにおいてはアメリカ軍隊をその指揮の下におくことに關しなら異議ないこと」に決定したる旨を告げた。

日本政府はアメリカ政府提議の第二點に關し慎重審議の結果七月一七日次の如く石井大使に回訓した。

「第二點即ちチェコスロヴァキヤ軍救援の目的を以て日米兩國軍隊をウラジオストックに派遣せんとするアメリカ政府の提議に關しては、いまだヨーロッパ連合國の意向を確める機會をえななければ、従來シベリヤ干渉問題並にチェコスロヴァキヤ軍援助問題に關し連合諸國政府が累次開示した意見から推測するに連合諸國においても本件提議には反對ないものと思考する。かかる諒解に基き日本政府はアメリカ政府の提議中ウラジオストック派兵のことに欣然同意を表すると同時に本件に關する日本政府の地位を卒直に宣明せんとする。

一 國務長官は日米同數の兵力を派遣せんとを希望されたけれども日本の使用すべき兵數に關し制限を設けることは恰も列國において日本の野心を疑いこれを制肘せんとする意に出でたるが如き誤解を日本國民に與うべきこと必然の勢であつて日本政府がいかに辯明してもこの誤解が連合國共同の目的に貢獻せんとする國民の熱誠を著しく冷却せしめ永く物議の因となり微妙な國民的感觸に深甚な悪影響を及ぼすべきを憂慮

せざるをえない。日米その他の連合國側が本件目的のために使用すべき兵力は隨時必要に應じ決定することを要すべきにより日本政府は差向き多數の兵を派遣するの意思ではないけれども豫めこれを制限すべき性質のものにはあらずと思考する。

二 日本政府のえた情報によるとチェコスロヴァキヤ軍に對抗せんとするボルシュヴィスト軍及びドイツ、オーストリア俘虜の兵力は侮るべからざるものがある。チェッコ軍がよくこれに耐え永く現在の地位を維持しうるや否や日本政府は深甚な不安をいだいてゐる。萬一チェッコ軍が敗北した場合は勿論ボルシュヴィスト政府及びドイツ政府が従來の態度を一變しチェッコ軍に許すに武裝のまま西部戰場に向うことを以てした場合においても獨逸の勢力のシベリヤ方面に對する壓迫は今後益々激甚となることを豫想する外ない。その結果連合諸國殊に日本は地理上の關係から緊切な利益に最も重要な危険を感じざるをえない。従つてチェッコ軍援助の方針に伴い發生すべき形勢によりシベリヤに出兵せしむる場合がある。

以上の見地から日本政府は速にアメリカ政府の提議に應ずる手段をとる(註)。

(註) チェッコ軍とボルシュヴィストとの武力衝突は四月二十日(七月一七日)意外な場所にて意外な進修事を惹起し

た。それは捕えられてシベリヤのニカラリンブルグに幽閉中のニコラス皇帝一家をボルシェヴィストが襲撃したことである。理由はチエッコ軍が皇帝一家を救出してこれを国外に亡命せしむるのではないかと推測したことに基因する。ここに悲劇の主人公ニコラス皇帝の日本における遺棄と退位の有様とを略述する。

一八九一年五月一日近江の大津において運糧船の観光を終え京都の宿舎に歸らんとするロシアの皇太子一行十数名は人力車を列ね今しがた現在の天津南工會議所附近にさしかかると突然警護の滋賀縣巡査津田三藏が帶剣を抜いて皇太子に斬りつけ前額に二ヶ所の傷を負わせた。この皇太子が後のニコラス二世であつて日本の大使が信任状捧呈のため皇帝に謁見する際皇帝は故意にその傷痕が日本大使に見えるよう特別な姿勢をとるのが常であつたと體験者は語つてゐる。

それから二十六年の歳月が流れ第一次大戦は末期に近い一九一七年三月十五日午後十時ニコラス皇帝は首都ペトログラードから派遣された二名の代議士(ゲチコフとシユルギン)と前線におけるブラスコフのルジンスキー將軍の陣營附近にある皇帝専用列車内で會見し極めて冷靜な口調で「朕は退位を決定した。本日午後三時までは皇太子アレキセイに譲るつもりであつたが、今はそれをやめ弟のミハイル公に譲りたい」とのべ、ゲチコフの差出した退位書に署名した。時正に午後十一時四十分であつた。

三年のロマノフ王朝は秋の木の葉よりも無造作に没落した。しかしこの革命はいまだ共産革命ではなくツルプツコイ教授がいう如く眞の意味における「國民的革命」であつて上は皇族から貴族、國會議員、資本家、地主、小ブルジョア、軍人、労働者まで社會のあらゆる階級の者がこれに参加してゐる。それから八月後に成功した共産革命の元勳レーニンがブラインドを下したドイツの汽車にのせられゾノイェフとともに亡命先のスイスを出發、ペトログラードに到着したのは皇帝退位後一カ月の四月十六日であつた。「四月テーゼ」を掲げ共産革命の即時

實行を提唱し七月これを執行したけれども忽ち破れ労働者に變装してフィンランドに逃亡した。再帰を圖つて十一月七日遂に成功し今日なお慈揚の中からクレムリンの戦略を指導してゐる。

三月革命後の皇帝一家はツアラスコーエ、セロの離宮に監禁阿保の身の上となつた。十一月の共産革命が成功するとボルシェヴィストは皇帝一家をシベリヤのトボルクに送り、翌一九一八年三月さらにユカナラシグに移した。七月十六日の深夜中、皇帝一家は寢ているところを起され着物をきかえ、直ちに住宅に當てられて大司令官イバチエフ家の地下室に行くよう命ぜられた。最後の瞬間まで皇帝一家はかれらが當夜處刑されることは知らなかつた。皇帝一家に疑念を起させないため當夜反革命軍の攻撃があるからといつくり他の同居者にも地下室に集まるよう命令した。一同が集まると死刑の宣告が讀み上げられた。皇帝、皇后、皇太子、内親王四名、隨者四名を合せ十一名が、その場で背後からピストルで射殺された。

死體は毛布につつまトラックのせ二十七マイル離れた廢坑まで運ばれた。翌朝から死體の破壊作業がニコラスキイ指揮の下にリスニア人のゲーペーウーによつて開始された。死體は斧を以て細かく切り刻まれベンジンと硫酸に浸して焼きすて黒焦げになつた灰は廢坑からやや隔つた沼地に投げ込まれた。この作業が行われた地面はこれを掘返し草と苔でその上を掩い一切の痕跡をかくす措置がとられた。全部の作業が終つたのは七月十八日の午後であつた。クレムリン宮の新主人になつたレーニンが直通電話でこの處殺の報告をうけたのはその前日であつた。反革命黨が皇帝の骨を利用して大衆の無智と迷信に乗ずる機會を奪つたと屠殺者たちは豪語した。

一〇 然るに日本政府の回答にはアメリカ政府の提議にある日米共同宣言には言及しなかつた。その理由は日米兩國各々その立場を異にし且つ派兵の地點、形式においても異なるも

のがあるから各自單獨に適當の形式を以て宣言を發するを可とすると認めためである。

七月二四日石井大使は國務長官代理と會見し日本政府回答の趣旨を口頭を以て反覆説明し日本政府の宣言案を讀聞かせたところ翌七月二五日國務長官代理は「日本政府の回答に對し大統領及び陸軍長官と協議を遂げた結果腹藏なくアメリカ政府の意見を開陳する」と前提し大體次の如くのべた。

(一) 日本政府の回答はアメリカ政府の提議に同意するといわれる事態の性質に變化を與えるものであつて實は一つの對策とみなすべきものと思考する。派遣すべき兵數は事態いかによつて決すべく豫め制限すべきにあらずとの日本政府の説は理由あるには相違ないけれども兵員多數に上ればロシア國民をしてチェッコ軍救済は名のみであつて實はロシアに干渉するものとの感想をいだかしむるに至る。これアメリカ政府の最も憂うるところである。ロシア人をしてかかる疑念を起さしめざるがためには最少限度に兵員を制限する外ない。

(二) 日本國民が兵數の制限に關し誤解を起すべしとの説もまた一應尤も、なれどもアメリカはさきに淡白に日本軍の指揮權を承認したことであるから兵數制限の理由だに明か

になればかかる誤解の起る筈はない。アメリカ今回の提議は全然ロシア國民の感情を基礎とし殆んど自國の利害を忘れての案である。このことは日本政府は勿論日本國民にも遂には徹底するに至るべきを期待する。もしアメリカ政府提議の性質を一變するような多數の軍隊を派遣してロシア國民をして共同干渉を懸念せしむるが如きこともならばアメリカは本件から脱退して無關係の状態に立たざるをえない。

(三) しかし發議者たるアメリカが本件から脱退することは敵國側に對しても面白からざるが故に可成協調を維持せんとすることは勿論である。例えばアメリカは七千の軍隊を送り、イギリスは香港から派遣したもの外約三千の兵をカナダから送りうるのとこと故合せて三千五百と見積り、イタリー二千、フランス三百の兵に日本から一萬乃至一萬二千を超えざる軍隊を送るときは合計二萬五千以下に止まるべくチェッコ軍側の要望によるも右の數で十分である。この程度に止むるにおいてはアメリカ政府はロシア人の懸念を起すほどにもあらずと考ふるから日本政府と行動をともにする覺悟である。即ちアメリカは一方において日本軍隊の指揮權を認め他方において兵數も二倍に近いものを送るとせば事實日本國民に誤解をいだかしむる處はないと信ずる。

(四) 右の基礎の上に各國から派兵した後チェッコ軍救援上更に増兵の必要を感ずるに至らばその時に日本その他の國から提議があらばアメリカ政府は虚心擔懷にこれを考量する。しかし今回日本政府回答の如く第一回の送兵幾何なるやも知らず、なお續いて幾何の送兵あるやも豫期しえない對案に對してはアメリカ政府において何分にも同意しかねる。故に第一回の送兵は一萬乃至一萬二千以内に止め第二回の送兵に關してはこの際論及せざることにし、必要起つた場合に新聞として議することとした。

(五) なお繰返して一言したいことはアメリカは他國の獨立行動を妨害せんとする意思は毫末もない。従つてアメリカの意向に拘らず別個の行動をとらんとするものがあつても敢てこれに反對するものではない。しかし連台國が協調を保ちつつ行動をなすことに於いて初めて一段の効果をあげると信ずる。

石井大使は一己の私見として「兩國政府間には意見の懸隔はない。ただチェッコ軍をして後顧の憂なく西方に進むをえせしむるため幾何の救援軍を必要とするかの専門的問題に關し觀察を異にするに過ぎない。廣漠たるシベリヤの鐵道線路を保護しチェッコ軍をして進退の自由を失わしめざるがためにも少なからざる兵數を必要とする。日本は豫め兵數を制限し

ないけれども不必要な軍隊を送る意思のなきことは勿論である。ただ出先の事情により必要とあれば追て更に増援すべしとの決意をもつに過ぎない。これ即ち大統領の希望を十分達成する所以ではないか。大統領の如く過度にロシア人の感情を憚つていたのではアメリカ政府の提議するチェッコ軍救援の目的も達しえなくなる」とのべたところ國務長官代理は「その點も十分論議を盡したことであつて大統領の意見は動かすべくもない」と内話した。

ここにおいて日本政府は八月三日石井大使をしてアメリカ政府に次の如く覆答せしめた。

(一) 今回アメリカ政府の提議した問題は差當り必要とする軍隊の兵數と配置に關するものであつて根本の目的と趣旨においては日米兩國政府の所見に差異あることを認めない。日本政府は當初から所期の目的に副われないような規模過大な出兵計畫をなすものでないことは言を待たない。

(二) 日米兩國間に完全な協調を維持することは日本政府が兩國全體の關係に顧み最も重きをおくところであるのみならず一日も早くウラジオストクに軍隊を派遣しチェッコ軍救援に助力するの急務なることを信ずるが故に今回接到せるアメリカ所府の回答に對しては「チェッコ軍援助のためウラジオストク以外に出動し且つ形勢の發展に伴い増

援する必要あることを豫想し、欣然應諾するとともに宣言案の修正に關するアメリカ政府の所見はこれを尊重する。

「宣言案の修正」とあるは日本の原案に「更に緩急に應じシベリア沿道の秩序を維持するの目的を以て隨機軍隊を増遣して該方面に出動せしむるに決定せり」とあつたのをアメリカ政府の要望によつてこれを削除し八月二日に公表した。この會見において國務長官代理は石井大使に對しアメリカはウラジオストック派遣隊指揮官として一少將を任命する積りであるから指揮權の問題に關係もあり日本からは中將か故參の少將を任命されたいと申出た。

一 シベリア出兵に關する日米交渉はこれを以て終つたのであるけれども果して日米間に完全な了解が成立したか否かは多大の疑問である。果せるかな初は處女の如くであつた日本陸軍は終りには脱兎の如くアメリカとの打合せなどは眼中になく大兵をシベリアに送込んだ。一月一日ウイルソン大統領は石井大使を招き「日本は不必要に多數の軍隊（約六萬に達すと傳えられる）を送りシベリア鐵道を獨占しアメリカ軍はロシア人救助の物資の輸送すらできない状態である」と訴え、越えて一月一六日ランシング長官も石井大使に對し「シベリアにおける日本の兵數は或は四萬五千といひ或は七萬五千といひ實數は判らないがとも

かく日米兩國が了解した程度を遙かに超越している。シベリア鐵道を獨占するのみならず多くの日本人が軍隊の援助をうけて各地に鑛山を探索中であると聞く。ロシア人は日本がシベリアを我物視する行動を痛く憂慮している。アメリカは日本に指揮權を與えたのであるからせめて鐵道だけでもロシアに傭聘されたアメリカ人に取扱わしむればロシア人の疑惑を防止しうる。これでは大統領が苦心したロシア人の疑惑は昂まるのみである。こんな事態が繼續すればアメリカはやむをえずシベリアから軍隊の全部を呼返さざるをえない。その理由を國民の面前に説明するとすれば日米の國交に一大頓挫をきたす。就てはシベリア鐵道の事實上の管理をアメリカ人に委任してロシア人の疑惑を防ぐの外良策はない」と申入れた。これに對し日本政府はシベリア及び北滿洲に派遣の日本軍兵力は一時戦闘員四四、七〇〇名、非戦闘員二七、七〇〇合計七二、四〇〇に達したるも現在は戦闘員四二、二〇〇非戦闘員一六、四〇〇合計五八、六〇〇であると回答した。

一 一月一日ドイトとの休戦が成立し第一次大戦は終了した。一面にはこの新事態に對處するため他面にはアメリカ政府の要望に答えるため日本政府は兵力削減の廟議を決し一月末日までに三萬四千の送還を行うことを一月二八日アメリカ政府に通告した。そ

の後シベリヤ各地にボルシェヴィストの勢力が増大するに伴い再び増兵問題を繞つて日米間に面倒な交渉が行われた。然るに一九二〇年一月八日アメリカ軍司令官グレイブス少将は突如が大井司令官（大將）に對しアメリカ軍が單獨撤兵を行う旨を通知し四月一日を以て全部の撤兵を完了した。これと相前後して一九一九年一月頃から逐次送還を開始したチエコスロヴァキヤ兵もアメリカ軍に後ること五カ月にして一九二〇年九月二日を以て全部送還を終り日本の軍隊のみシベリヤの野に残された。

一九二〇年三月一二日から五月末に至る期間ニコラエウスクにおける日本の居留民三八三名、守備隊三五一名合計七三四名が一人残らず婦女子に至るまでボルシェヴィストに虐殺された。わが救援軍は解氷を待つて六月三日出發しニコラエウスク、デカストリー、ソフィスク、マゴリの各地を占領するとともに北樺太の占領をも決定し七月三日これを發表した。

七月八日國務長官代理は幣原大使に對し「日本軍の北樺太占領は一時的措置と解釋して差支ないか」との質問を發した。大使は七百以上の日本人が虐殺されたるに當り日本政府としてこれを黙過することはできない。然るに目下ロシアには交渉の相手になる政府が存在しない。追つて適當な政府が樹立され事件の満足な解決がえらるるまで右の軍事占領を續ける意

思である」と答えた。同代理は「ただロシア領土の現状を變更してその領土のいかなる部分といえどもこれを分割併合するが如きことは極めて重要な事態を誘致するからアメリカとしてはこれを認諾しえない」とのべた。越えて七月一六日ランシング長官は幣原大使に於て「半公信を以て日本の北樺太占領を承認しえない旨を申越した。ニコラエウスク事件は日本がボルシェヴィスト政權を承認した一九二五年の日ソ國交回復條約によつて解決され北樺太の占領軍も撤退された。加藤前外相が貴族院における政府への質問演説において「この四年間シベリヤ駐兵は外は外國の不信を招きロシアの怨恨を買ひ、内は陛下の干城を長く異域の野にさらし、莫大な國帑を消費し、而してなにより一つ國家に利益をもたらすことのなかつた外交上稀に見る失政の歴史である」と喝破したことはシベリヤ出兵に對する全部の批難を代表するものといつて差支ない。十億圓の戦費と三千五百の死傷病死者との代償としてえたものはニコラエウスクの虐殺事件であつた。

### 第十一章 バリ講和會議と日本

一 第一次世界大戦において最先に落伍した國は連合國側の最有カメンバーの一員たるロシアであつた。戦争に倦れ切つたロシアは一九一七年三月二日革命を起し三月十五日には早くもニコラス二世の退位となつた。しかしこの革命は、まだ共産革命ではなくロシアは依然として連合國の一員として單獨不講和の盟約を守り勇敢に戦争を續けた。然るにその努力も遂に限度に達し同年一月七日共産黨の指導による革命が功を奏しレーニンを首相、ツロッキンを外相とする共産政權が樹立された。かれらは直ちにドイツ側と休戦談判を開始し同年二月八日には東部戦線全部の交戦が停止され翌一九一八年三月三日ロシアはドイツとブレスト・リトフスクにおいて他の連合國を裏切り單獨に講和條約を結んだ。

中歐同盟側において最先に降伏した國はブルガリアであつて一九一八年九月三〇日正午を以て休戦條約が成立、それから一カ月後の一〇月三〇日にはトルコが降伏した。中歐同盟側の崩壊は矢繼早に行われ同年一月三日にはオーストリア・ハンガリーが降伏しドイツを殘

すのみとなつた。ドイツとの休戦協定も一週間後の十一月一日午前一時を以て效力を發しここに四年四カ月にわたる第一次世界大戦はその幕を閉じた。

二 講和會議は翌一九一九年一月一八日パリに第一回總會を開き五大國會議、講和豫備會議、講和本會議の三種の會議を以てこれを運籌することを決定した。第一種の「五大國會議」は日本、イギリス、アメリカ、フランス、イタリアの五大國の代表者を以て構成し、ひとり敵國側に對する講和條件を議定するのみならず世界改造に關するあらゆる問題を審議するといふ講和會議の中樞機關であつた。この五大國會議は更に五大國全體會議、首相私談會、外相會議の三種に細分されてゐた。第二種の「講和豫備會議」は講和會議に参加したすべての國の代表者を以て組織し講和會議の中心として最も有力な會議であるべき筈であつたに拘らず實際は重大問題はすべて五大國會議において決定されこの會議は形式的なものに止まり前後六回開かれたのみで最後の會議にはドイツに對する講和條件が一括上程された。第三種の「講和本會議」は戰勝國の代表者と戰敗國の代表者とが一堂に相會して講和の折衝を行う主要な會議であるべき筈であるに拘らずパリ講和會議は戰勝國側において講和の條件一切を一方的に決定し戰敗國には交渉の餘地を與えないのみならずその要望を表明することもすべて



文書を以てし口頭の論議は一切許さなかつた。故に名は講和本會議であつても實は講和條約の交付と講和條約の調印とのため前後二回開かれたのみである。

なお講和會議の重要な附屬機關として各種の委員會が設けられた。國際連盟委員會、國際勞働法制委員會、戰爭責任委員會、賠償委員會、國際交通法制委員會、條約起草委員會の六委員會は講和豫備會議において任命された有力な機關であつた。

三 かかる組織を以て運営された講和會議(といつても戰勝國相互間のみの會議)において決定された講和條件は一九一九年五月七日トリアノン・パレース・ホテルにおいてドイツ外相ブロックドルフ・ランツァウ伯に手交された。ドイツの國論は受諾か拒絶かの二派に分れ結局エルツベルグの主張によりワイマールの國民議會は受諾に決した。それがため條約の拒絶を主張したシャイデマン内閣は倒れ議會から調印の權限をうけた新内閣が組織された。新内閣は開戦の責任をドイツ一國のみに課した條項とドイツ皇帝その他の戰爭犯人引渡に關する條項との削除を要求したけれども戰勝國側は最後通牒を以てこれを拒絶しその期限を六月二三日午後七時とした。當日午後五時二〇分前後ドイツの受諾が決定した。支那を除く全部の戰勝國とドイツとの講和條約は六月二八日ツェルサイユ宮殿の鏡の間において調印

された。

四 パリ講和會議における日本の要求は(一)膠州灣租借地その他ドイツが山東省にもつ鐵道その他の權益の讓渡、(二)太平洋の赤道以北におけるドイツ領諸島の讓渡、(三)人種平等問題の三案件であつた。

山東問題は日本側の要望と焦慮とに拘らず、講和會議は開會後二カ月間もこれを放置し、漸く會議の末期に近き四月二二日に至つて「第一回首相會議」に上程された。當日牧野全權(伸顯)から(一)膠州灣の租借地は日本が一九一四年八月一日ドイツに最後通牒を送り同年一月七日武力を以てこれを攻略し山東鐵道とともに日本がこれを占領したこと、(二)日本は戰爭の終結を見越し一九一五年五月二五日豫め支那政府をして山東省におけるドイツの權益一切をドイツから讓受けた場合これに同意せしむる協定(所謂二十一カ條要求に基く條約と交換公文)を取付けたこと、(三)その後一九一七年八月一日支那自身ドイツに宣戰したこと、(四)しかし支那はそれ以後一九一八年九月二四日山東鐵道の日支合辦、鐵道の守備と警察、山東省における二鐵道の建設に關する條約を日本と結びその上前渡金として二千萬圓をも受取つてゐる事實をあげ、(五)支那の對獨宣戰は膠州灣の租借に關する獨支間

の條約を自動的に消滅せしむるとの支那側の主張は國際法上確立した法規の容認しないところであること、(六) 蓋し租借地内にドイツの主權行使を許す租借條約の性質に顧み租借は九年という期限の規定を除けば純然たる領土の割譲と認めうること、(七) 宣戰は領土割譲條約その他領土に關する協定を廢棄するものでないのが一般に認められた國際法上の原則であるとの見解をのべた。

ロイド・ジョージ首相は「本件に關してはイギリス政府は日本政府の要求を支持すべき公約を與えている。佛伊兩國政府も同様の公約を與えていると記憶する」と前提し「ドイツの海外領土は全部ドイツをしてこれを放棄せしめ、その最終處分はこれを連合國將來の協議に譲ることなきに五大國會議において決定した通りである。この一般原則を膠州灣にも適用して差支ないや思われる。もし本件に限り講和條約中に特別規定を設けるとすればオーストラリア、ニュー・ジブラントなども同様その要求に關し特別條項の設定を主張すべく、その際これを拒絶する途がなく」とのべ、日本全權の意見を求めた。

珍田全權はこれに答えて曰く「(一) イギリス首相の考案は本件に南洋諸島の委任統治制度を適用せんとするにあると思われるが、非文明な上人の將來の發達を助成する意味をもつ委

任統治制度を支那の如き文明の域に達している國の一部分たる膠州灣の處分に適用せんとすることは全然その基礎を異にすること、(二) イギリス首相の考案は本件の解決を講和條約締結以後に延期せんとするもの如く思われるが、日本は支那に對し條約上の義務を負い膠州灣が日本に引渡されなければその義務を履行することができないのみならず、その歸着點は單純明白にして特に調査を必要としないのであるから毫も遲延する理由のないこと、(三) 殊に本件の満足な解決を含まない講和條約には日本全權のうけている訓令によると調印することが許されていないと言明した。

ウィルソン大統領は「ここに列席の諸公のうち全然獨立の判斷をなしうる者は自分ただ一人のみであつて同僚の英佛兩國首相(イタリー首相は缺席)は條約上の拘束をうけている」と前提し、東洋平和の確保、支那國民の疑惑と不安などに言及し諄々と對支政策の理想を力説し、「支那全權を招いて更に本件を討議すべきか、または支那全權のみを招いて單獨にその陳述をきくべきか、日本全權の意向いかん」と質問した。日本全權はこれに對し「日本全權としては最早本件に關しこの上支那全權と議論することの必要を認めない。しかしその陳述をきくことは何等妨げないけれども日本は五大國の一員たる資格において當然列席の權利

があると思ふ。但し支那の主張の如く日支條約の效力または可否に關し本會議の判決を求めると、換言すれば本會議を裁判所とするが如きことは日本全權の斷じて容認しえないところである」と答えた。ロイド・ジョージ並にクレマンソーの兩首相は「單に協議するのみであつて裁判するのではないこと勿論である」と辯明し、ウイルソン大統領は「日本全權の列席の權利は別問題として支那全權は日本全權の手前を憚り腹藏なき陳述をなさない事情があるかも知れないから矢張單獨に招致することはできないか」と相談してきたので日本全權は「支那全權に左様な感情があるならば日本全權は欣然列席をさける」と答えた。顧維鈞が「支那にはアジヤはアジヤ人のアジヤであるとし日本との緊密な協力を求めている少數の者があつて、しかし支那政府の立場は西ヨーロッパの正義を信じ支那の將來は西ヨーロッパにかかつてゐる。故にもし支那政府が西ヨーロッパから正義をえないとすればその結果としての反動は極めて大である」という有名な演説をしたのはこの時である。

二日後の四月二四日にはフューメ問題を繞つてウイルソン大統領と衝突したイタリーのオランダ首相が急遽パリを引揚げ歸國して五大國の一員を缺くことになつた。日本もまた山東問題に關する要求が満足されなければパリを引揚げ五大國が三大國に縮少しウイルソンの

國際連盟案はたとえ成立したにせよ世界性を缺く結果となるので多少狼狽したと見え四月二六日バルフォア外相は特に日本全權に會見を申込み一時間にわたつて山東問題を討議した。その結果(一)日本はドイツの一切の權益を譲受けることをあくまで主張すること、(二)日本は日支條約及び取極は一點も變更を許さないこと、(三)日本は支那の主權を尊重するものであつて膠州灣租借地はこれを支那に還付し日本の取得するものは軍事的權利でなく經濟的權利に止まること、(四)その經濟的權利は主として鐵道及び鑛山にして而も既設の鐵道に關しては純然たる合同經營、未設の鐵道に關しては借款權、その他は專管居留地であることに諒解が成立した。

四月二九日「第二回首相會議」の間會直前ウイルソン大統領は日本全權に對しバルフォア外相との諒解事項の確證を求めた上、山東省における日本軍隊の駐屯と警察顧問の僱用とに關し質問を試み、日本軍隊は講和が成立し租借地が支那に還付された上は撤退するといふ日本全權の説明によつて了解したけれども、警察顧問の件はドイツがもつていた權利以上のものであるのみならず經濟的權利でもないから支那の主權を侵害すると強硬に反對した。次いで正式の首相會議に移り大統領は依然として自説を固持して下らず、その間ロイド・ジョー

○ ジ首相が調停案を提出し本件の鐵道警察はこれを鐵道會社の取締役の手に歸せしめてはいかんと申出た。日本全權はその方法が日支間の取極に變更を與えないものである限り同意すると言明した。日本側としては大した譲歩も無い。

○ 翌四月三〇日の「第三回首相會議」において日本全權は次の如き聲明書を發表することを承諾して山東問題は日本の要求通り講和條約に規定することに成功した。

「日本の政策は山東半島を支那の完全な主權の下に還付しドイツに許與した經濟上の特權と一般に行われている條件の下に青島に居留地を設定する權利とのみを保留する。鐵道所有者は運輸の安全を保障するためにのみ特別警察官を使用する。これらの警察官はそれ以外の目的に使用されない。また警察隊は支那人を以て組織し支那政府において鐵道會社の取締役が選擇する日本人を教官に任命する。」

かくて五月七日講和條約はドイツ全權に交付された。越えて五月二六日支那全權は北京政府の訓令に基き山東省關係の條項を「留保」して對獨講和條約に調印すべき書面を講和會議議長クレマンソー宛にて講和會議事務局に提出した。日本は勿論、イギリス、フランス兩國も留保付調印はこれを許さない意見であつた。然るにひとりアメリカ全權のみはこれを認む

る態度をとつた。しかし結局支那の留保はこれを許さないことに決定し六月二七日ビシヨンの外相からその旨を支那全權に傳えた。翌六月二八日ヴェルサイユにおける調印式には支那全權は出席しなかつた。

三 日本第二の要求事項たるドイツ領南洋諸島の處分に關しては一九一九年一月二七日の第一〇回打合會（日、英、米、佛、伊の五大國から各二名の外、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ連邦、支那から各一名の全權出席）において日本全權から山東問題提起するとともにドイツ領南洋諸島の「割讓」を要求した。これに對しては列席者からなんら意見の開陳がなかつた。イギリスもまた既に一月二四日以來ドイツ領植民地に關し領土主權の割讓を要求していた。然るに領土併合に對してはウィルソン大統領が主義として絶對に反對し、これに代わるに委任統治制度を以てせんと極めて強硬な態度をとり、國際連盟の結成と相待つてこの制度を今回の戦争に基く領土處分に關する唯一の方法となさんと主張した。これに對しロイド・ジョージ首相は「委任統治に關する詳細な主張を初めて聞いたのであるが十分専門家とともに攻究する必要がある。今日直ちに確定的な意見をのべえない」と答え即決を見合わせた。その後ロイド・ジョージ首相は研究の結果「東部アフリカ即ちイ

ギリス本國軍が占領した地方に對しては委任統治制度を適用してもよいが、その他の植民地に關する限りにおいてはあくまで委任統治を行うことを欲しない」と強硬に主張した。しかしなおもウィルソンが反對するのでイギリス側は讓歩して一月二十九日の決議案を提出した。その骨子はドイツの植民地のみならず、トルコの領土をも含めて、植民地の土人の文化の程度、地理的關係を參照してこれを三種類に分類し、それに應ずる委任統治制度を適用することであつた。これによると日本軍の占領に歸し日本の要求の一條項たる南洋諸島は第三種に屬し主義上は委任統治制度を適用するも事實上は本國領土の一部として統治するという規定であつた。

日本全權は本問題に關しては常にイギリスと態度を一にし議事の前後には必ず意見の交換を行つてきた。従つてイギリスの妥協案に對し日本限りこれに反對して領土併合説を固持することは困難なるのみならず、議事の形勢に顧み到底その目的を達成すること不可能と認め、この際は列強協調のためやむをえずイギリスと同一歩調をとるの外ないと決意し、本國政府の同意を條件として賛成の意を表した。時これ一月三〇日であつて實に一月二十四日以來連日二回、討議一五回に及んだ。

然るに二月八日國際連盟委員會においてイギリス側から委任統治條項に對し修正案が提出された。原案には第三種の委任統治地に關しては *as integral portion* とあつたものがいつの間にか *as internal portion* と改められ新に *in* の一字が加つていた。これは「領土の不可分の一部」として統治する代りに「領土に準じて」統治するという意味に變じ法律上の効果の上に重大な變更をきたす結果になるので日本全權としては委任統治制度を適用することすら既にこれを不可なりとしている矢先今俄かにその根本義をも變更するにおいては本國政府に對しても頗る困難な立場に陥るのみならず、國際連盟委員會としても五大國會議の決定を變更する越權の處置であるのでその旨を強く主張したところセシル卿もスマッツ將軍も日本の主張を支持した。然るにウィルソン大統領はこれに反對し「原案の如くすれば純然たる領土の併合となら異なることがない」との豫ての併合反對論を展開した。日本全權は「委任統治たる以上行政上種々の制限及び義務を負うものであつて併合と異なるのみならず、既に五大國會議において決定せる案を委員會において採用することは全く事態を變更するものであつて面白からず」と強硬に反駁したところウィルソンはセシルと談合の上遂に日本の主張を容れ修正案を廢棄し原案のまま採用した。その後委任統治條項の起草に當りイギリス全權

ルナー卿(植民大臣)から日本側に内相談があつた。その案文に再び「の文字が挿入されていたので重ねてこれを注意しその削除を行わしめた。

五月七日イギリス、アメリカ、フランスの三國のみの首相會議においてドイツの植民地の分配を決定し赤道以北のドイツ領諸島は日本の委任統治に付託することを發表した。佐分利書記官をして首相會議書記官ハンケーにその経過を知らせたところ「本件決定に關し日本全權に協議しなかつたことは手落であるが實は五月七日のツェルサイユ會議後ウィルソン大統領とロイド・ジョージ及びクレマンソー兩首相とが會談中突然ロイド・ジョージからドイツ領各植民地の委任統治國の決定を迫り咄嗟の間に決定したものでイギリスの國內政治の關係上公表を急ぐ必要があつた」と答えた。

四 日本第三要求事項たる人種平等問題に關してはその貫徹に最も故障となると認められたアメリカ側に先ず内交渉を遂げ然る後イギリス側に接衝したところ意外にもイギリス側に踰ゆべからざる困難のあることが發見された。しかし成否はともかくとしてわが主張を宣明することの緊要なることを認め二月一三日の國際連盟理事會において連盟規約案第二一條の「宗教の自由」を規定した條項の次に左の條項を挿入するよう提議した。

「國家の平等は國際連盟の基本的原則の一である。故に締約國は成るべく速に連盟國の國民たる一切の外國人に對しいかなる點においても平等且つ公正な待遇を與え人種または國籍いかんにより法律上または事實上ならぬ區別を設けないことを約束する。」

然るに當日は委員長たるウィルソン大統領缺席、イギリスのセシル卿先ず起つて「本件は永い困難な討議を経た事項であつてイギリス帝國內においては極めて重大な問題を惹起する。本件はまた激烈な論争を惹起する性質の事柄である。故に牧野全權を動かした思想は崇高なものであるに拘らず暫くその研究を延期するのが賢明と思う」とのべ、顧維鈞は「支那政府及び國民は牧野全權の提起した問題に深甚な興味をもちこの修正案の精神に滿腔の同情をもつことは當然である。しかし本國政府の訓令があるまで將來討議の權利を留保する。この留保を議事録に記録されんことを要請する」とのべ、ギリシャ代表は「人種と宗教との問題は將來必ず國際連盟によつて取扱はるべきものと思ふ。しかしこゝ暫くの間にこれらの問題に論及しないのがよろしい」とのべ、數名の代表もこの見解に同調した。ハウス大佐は「本件に對する委員會の意見はこれをウィルソン大統領に報告する。いずれにせよこの問題を再び本會議に提起する大統領の權利を留保する」とのべこの留保の下に第二一條を連盟規約か

ら削除することにした。

然るにこの問題に關する最大最強の反對者は「白濠主義」(White Australia)を堅持して日本その他のアジア人の入國を排斥しているオーストラリア首相ヒューズ(労働黨首領)であることが判明した。仍つて日本全權はイギリス側の協力をえて百方手をつくし説得に努めたけれども全然無駄であつた。しかし日本全權はあくまでわが正常な主張を宣明しおくことを必要とみとめ連盟規約の「本文」に挿入することを断念し「前文」に而も簡潔に「主義上の問題」として次の如き文句の挿入方を四月一日の國際連盟委員會に提議した。

「國家平等の原則とその國民との公正な待遇を是認する。」

イギリス代表は「個人としては全然日本全權の提議した思想に同調するけれども日本全權今回の修正案にも賛成する立場にないことを遺憾とする。イギリス政府は人權問題の重要性を諒得している。しかしその解決を本委員會が企てる場合國際連盟加入國の主權を侵害することなくこれを行えない。日本全權が前文に加えんとすることは漠然たる無效果的なものであるか、そうでなければ實際的意義をもつものかのどちらかである。後者の場合この問題は重大な論争と連盟加入國の國內事項に對する干渉との門戸を開く。國家には自ら行わな

ればならない多數の事柄がある。しかしこれらは必ずしも悉く前文に挿入されている譯ではない。例えば宗教の自由とか、國際婦人理事會の主張とか、その他この種の多くの原則は國家の主權を侵害する結果になる故を以て規約には挿入不能である。加之日本は國際連盟理事會の常任理事國である。この事實は日本を他の大國と完全な平等の地位におく。従つて日本はいつでも人種及び國家の平等問題を理事會自身に提起しうる」とのべた。珍田全權はこれに對し「日本全權は人種問題や移民問題を提起してはならない。國家平等の原則とその國民の公正待遇とを求めてはいるのみである。これらの言葉は廣汎な意義をもつかも知れないが連盟加入國全部が平等と正義とを以て待遇せらるべきであるとの意味である。労働状態の監視とか、公衆衛生とか、武器の取引などの問題を規約に挿入する如くこの原則をも規約に挿入することが重要である。日本の修正案を受諾することは國際連盟が正義に立脚する以外の何物をも意味しない。日本の輿論が強くこの修正案を支持しているがため日本全權は本委員會がこの問題を票決に付することを要求せざるをえない。もしこの修正案が否決されるに於いてはそれは連盟加入國の平等が認められなかつたことを日本人に示しその結果新國際機構は極めて不人氣にならざるをえない。日本全權の提議したフオミュラは極めて重大であ

つて日本の國民的志望はこの修正案の受諾に依存する。日本における輿論はこの問題に重大な關心を寄せている。若干の日本人は日本がこの點に關し満足を与えなければ連盟に加入してならないとさえいうものがある」と反駁した。オルランド首相(イタリー)は日本の修正案を支持して曰く「國家の平等問題は恐らく提起すべきではなかつた。しかし一旦提起された以上これを採用する以外に解決の方法はない。セシル卿は何故この原則の適用が困難であるかの實際上の理由をのべた。かかる議論は連盟加入國に一定の義務を課する條文を採用する場合にのみ重みがある。然るに現在要求されていることは前文に原則を挿入するに過ぎない。この原則が否決されるにおいては新國際機構と一致しがたい感情を惹起する」とのべた。フランス全權の一人レオン・ブールジョアはオルランド首相の説に賛同し「正義の争うべからざる原則を具現する修正案を否決することに投票することは不可能である」とのべた。他のフランス全權ラルノードも「日本の修正案は以前のものと全然異なつた形式において現われた。今度提出された國家平等の原則を採用しないことは困難である。加之この宣言は「前文」にかかげられるのであるが前文は「本文」の如く厳格な義務を課せない一般的原則を規定するのが普通である。これら二つの理由により本委員會はこの修正案に賛成投票をさ

けない」とのべた。ツェニエロズ首相(ギリシャ首相)も「日本は今や人種の平等をいつてゐるのではない。國家そのものの平等とその國民の公正な待遇とをいつてゐる。かかる提案を否決することは極めて困難である。殊に牧野全權は注意深くかれの提案がいかなる國に對しても移民の問題に關しなら措置をとる義務を課するものでないことを指摘してゐるからである。もし日本の修正案が受諾され前文に挿入されることになれば宗教の自由に關する條項もまた挿入さるべきである」とのべ、クラマルシュ(チエコスロヴァキヤ首相)は「日本の修正案を採用したからといつてどんな危険があるか自分には判らない。日本修正案の文字は前文の他の部分とも完全に一致する」と賛意を表した。ドモウスキー(ポーランド首相)は日本全權に滿腔の同情を表すると同時に「規約本文によつて強制されえない事柄をどうして前文にかかげなければならぬか理解しえない」と反對説をのべた。顧維鈞は「日本修正案に含まれる原則はただ時間のみが普遍的に満足な解決を與えうる多數の問題を含んでゐる。しかし自分はこの原則自體が規約内に承認されることになれば頗る喜ぶところである。自分は本委員會が重大な困難なくこの修正案の受諾を望む。自分の聲明を議事録に記載されたい」と賛成演説を行つた。



ウイルソン大統領は本件に關する最大の困難は日本の提案に對し本委員會以外で必ず紛争が発生することにある。そんな紛争をさけるがためにはかかる規定を前文に挿入しないのが賢明である。國家の平等は國際連盟の基本的原則である。すべての國家を平等の地歩の上に置く誠實な企てを行うことが連盟規約の精神である。それによつて大國が小國を有利な方法で援助することが望まれる。連盟規約は國家の平等を認めるのみならずその平等が脅威された場合これを防衛する規定を設けているとのべた。ここにおいて牧野全權は「本問題に對する會議の確たる決定を知るため賛否を問われない」とのべたところウイルソン大統領は日本提案の賛成者に舉手を求めた。議長(ウイルソン)を除くその他の出席者一六名のうち一名(フランス全權二名、イタリー全權二名、日本全權二名、ギリシャ一名、支那一名、セルビア一名、ポルチュガル一名、チエコスロヴァキア一名)がこれに賛成し、イギリス、アメリカ、ポーランド、ブラジル、ルーマニアの五名が反對であつた。ウイルソンは日本の修正案は全會一致の賛成をえないから採擇されなかつたと宣告した。フランス代表から過半数の賛成があつたことを注意されたところウイルソンは過半数によつて決定された事件はただ一つある。それは連盟の本部を決定した場合であつてそうしなければ問題が片付かなかつたか

らである。然るに本件に關しては強力な反對があるためこれを採擇とみとめる譯に行かないと答えた。ヴェスニツチ(セルビア代表)は本件は「國家の平等」という國際法上の原則を規定したものであるからこれに賛成した。なお「國民の公正待遇」に關しては苟も自尊心ある國家はその名譽にかけて他國の市民を尊重するものと期待しうる。何人といえどもこれらの二原則を否認しうるものはない。従つて只今の票決の結果は牧野全權並に日本の輿論一般を満足させたに相違ないとのべた。イギリス代表(セシル卿)は連盟規約はこれらの權利に關しては沈黙を守つてゐるのがよいと思ふ。沈黙は紛争をさけるとのべ、ウイルソンは何人も只今の票決が日本全權の提議した原則を非とするものと解釋せんと夢想することはできないと附言した。牧野全權は日本の提案に賛成した投票を議事録に登載されんことを要求すると同時に日本全權はこの問題を再び最初の適當な機會に取上げたいと結んだ。四月二八日講和豫備會議の席上ウイルソン大統領が國際連盟委員會において議決した國際連盟規約草案の報告を終るをまち牧野全權から「日本の公正な主張が容れられなかつたことを遺憾とし將來連盟に對してこの主張が採用されるよう努力を續ける」とのべた。